

官報 号外 平成八年五月二十八日

○第一百三十六回 会衆議院會議録 第二十九号(一)

平成八年五月二十八日(火曜日)

議事日程 平成八年五月二十八日

午後一時開議

第一 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 領海法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案(内閣提出)

第十 排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出)

第十一 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出)

第十二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出)

第十三 水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 安全保障委員長辞任の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

○本日の会議に付した案件

安全保護委員長選舉の件

九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件
日程第七 領海法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 安全保障委員長辞任の件

日程第一 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。
午後一時五分開議
○議長(土井たか子君) お詫びいたします。
安全保護委員長田代さんから、委員長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可する御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、許可することに決まりました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

委員長の報告を求めます。厚生委員長和田貞夫さん。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

〔和田貞夫君登壇〕

○和田貞夫君 ただいま議題となりました医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保健医療分野における科学技術の高度化に伴う基礎研究の重要性の増大にかんがみ、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品等の生産に関する技術の開発を振興するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に基礎研究の業務を行わせる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の目的に、医薬品の生産等に関する技術の基礎的研究に関する業務を行ふことを追加すること、

第二に、基礎的研究業務について、医薬品の生産または販売に関する技術のうち、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保向上等国民の健康の保持増進に寄与する技術のほか、医療用具等に関する技術も対象とすること、また、業務の内容に基礎的研究の成果の普及等を追加すること、

第三に、政府の出資金及び運用利益金の充当先に基礎的研究業務を追加すること、また、機関は、厚生大臣の認可基準に従い、基礎的研究の一部を委託する」とができることとする」とあります。

本案は、去る四月二十六日付託となり、五月二十一日菅厚生大臣から提案理由の説明を聽取し、二十四日の委員会において質疑を終了し、採決の

結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。日程第三 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔議院送付〕

○議長(土井たか子君) 日程第一、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔議院送付〕

○議長(土井たか子君) 日程第一、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔議院送付〕

○議長(土井たか子君) 両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長一見伸明さん。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

本案は、都市公園等の整備の促進により都市環境の改善を図るために、平成八年度を初年度とする同計画の対象となる一定の公園または緑地を設置する町村に対し国が無利子貸し付けを行うとともに、できる期間を延長しようとするとあります。

次に、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、平成八年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定するとともに、発生汚泥等の適正な処理に関する下水道管理者の責務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有效利用を図ることとするものであります。

両法律案は、参議院先議に係るものであり、衆議院においては、いずれも去る五月二十一日本委員会に付託され、五月二十四日中尾建設大臣から

それぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ふため、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔杉山憲夫君登壇〕

○杉山憲夫君 ただいま議題となりました水質汚濁防止法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、油の流出事故による水質汚濁を防止するため、事故時の措置に関する規定の整備を行うとともに、有害物質により汚染された地下水によく人の健康に係る被害を防止するため、汚染された地下水の水質浄化を図るために所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、特定事業場の設置者及び重油その他の油を貯蔵または油を含む水を処理する施設を設置する工場または事業場の設置者は、事故により、油を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透した場合は、直ちに応急の措置を講ずることとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出なければならないこと、また、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずることを命ぜることができる」と、

第二に、都道府県知事は、特定事業場において、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じまたは生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ぜることができる」と

等であります。

本案は、四月十二日参議院から送付され、五月十七日本委員会に付託となり、二十一日岩垂環境

委員長の報告を求めます。環境委員長杉山憲夫さん。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。日程第四 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔議院送付〕

○議長(土井たか子君) 日程第四、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、四月十二日参議院から送付され、五月

十七日本委員会に付託となり、二十一日岩垂環境

府長官から提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い必要となる放射性物質の海洋投棄に関連する所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は、

第一に、条約により海洋環境の保護及び保全に関する我が国の管轄権が領海を超えて排他的經濟水域等にまで拡大されることに伴い、排他的經濟水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄について罰則の整備等を行うこととあります。また、放射性物質の海洋投棄の規制の適切な履行を図るため、船舶への立入検査及び船舶の船長等からの報告徵収に係る規定をあわせて整備することとあります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　海洋法に関する国際連合条約及び
千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する
国際連合条約第十一部の実施に関する協
定の締結について承認を求めるの件

○議長（土井たか子君）　日程第六、海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長閔谷勝嗣

海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日程第五 核燃料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律及び放射性同位元素
等による放射線障害の防止に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(土井たか子君) 日程第五、核燃料物質、
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する
法律の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔井上喜一君登壇〕

○井上喜一君　ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は衆議院賛成とのおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり 御異議なしと認めます。

開催された第三次国連海洋法会議最終議定書及び
条約の署名会議において国連海洋法条約が採択さ
れ、我が国は、昭和五十八年一月七日に署名を行
いました。本条約は、平成六年十一月十六日に効
力を生じております。

る質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

平成八年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号(一)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年五月三十日法律第十一号)の施行に關する政令の趣旨について、本解説を以て、

海洋法に関する法律案

二

○議長(土井たか子君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

開催された第三次国連海洋法会議最終議定書及び
条約の署名会議において国連海洋法条約が採択さ
れ、我が国は、昭和五十八年一月七日に署名を行
いました。本条約は、平成六年十一月十六日に効
力を生じております。

委員会におきましては、十四日池田外務大臣か
ら提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十四
日農林水産委員会、運輸委員会及び科学技術委員

の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の海域については、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業等を行ってはならないこととしております。

第二に、この許可是、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従って的確に行われる等の基準に該当する場合に限り行うこととしております。

次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案は、国連海洋法条約の実施に伴い、排他的經濟水域等における海洋生物資源の保存及び管理をする新たな法制度を導入しようとするものであり、

第一に、農林水産大臣は、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めるとともに、都道府県知事は、基本計画に則して、その管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとしております。

第一に、農林水産大臣または都道府県知事は、漁獲量を漁獲可能量等の範囲内に管理するため、海洋生物資源の採捕の停止等の命令をすることができる」ととしております。

度等による適切な資源管理等を通じた漁業経営の体質強化を図るなど、活力ある漁業・漁村の実現に向けて必要な諸施策を積極的に展開し、もって国民生活の安定に遺憾なきを期すべきであります。

さらに、排他的経済水域の全面適用と接続水域及び大陸棚に関する法制度の整備に伴い拡大することとなる我が国の管轄権を的確に行使し、漁業資源、大陸棚資源の管理等を十全に行うため、取り締まり体制の大幅な充実強化が必要であると考える次第であります。

以上、万全の体制で新たな海洋秩序の構築が図られますよう心から希望いたしまして、本決議案の趣旨説明とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。
(拍手)

本件を可決するに御異議ありませんか。

異議なし」と呼ぶ者あれ

卷之三十一

新編(新刊) 朝鮮文庫

よって、本案は可決いたしました。

二の際、農林水産大臣及び外務大臣から発言

この際、鹿林方面不自由が外見一回り多くなる。

求められております。順次これを許します。農

水產大臣大原三さん。

方正二首二三

國務大臣大原三三君著

○國務大臣(大原一三君) ただいまの御決議に付

卷之三

しまして所信を申し上げます

政府といたしましては、国連海洋法条約の締

二十一
半、同様の理由で三十一年間も新規は

に伴い 同条約の趣旨を十分理解するため新刊が発

業協定が早期に締結されることとなるよう銳意

卷之三

所要の旅費を詰て三日後、

ただいま採択されました御決議の趣旨を

○議長（土井たか子君） 外務大臣池田行彦さん。
（國務大臣池田行彦君登壇）

○國務大臣(池田行彦君) ただいまの御決議によ

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、提供に関する日本国政府との間の協定の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、自衛隊と米軍は役務の相互の提供に関する協定を一層効率的に果たすため、並びに国際的な国際救援活動において、日本国とアメリカ合衆国政府と交渉するため、この協定を締結いたしました。この協定は、日米共に活動または人道的な国際連合を中心とした国際的・財政的・技術的な協力を目的としたものであります。

国連海洋法条約の趣旨及
決議の趣旨を踏まえ、近
業関係の構築が行われる
あります。(拍手)

米軍が相互主義の原則に基づいて提供する枠組みを設けるため、その提供、決済、移転の制限等を基本的な条件を定めるものであります。この協定は十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が協定終了の意思を通告しない限り、順次十年間自動的に効力を延長されるものとされています。

この協定の締結は、日米安全保障条約の円滑な効果的な運用及び国際連合を中心とする国際組織との努力に積極的に寄与するものと考えられます。

以上を御勘案の上、この協定の締結について承認を得られますよう格別の御配慮を得たい次第でございます。(拍手)

○日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。岡田克也さん。

○岡田克也君 新進党的岡田克也です。

私は、新進党を代表して、日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定、いわゆるACCSについて、橋本総理及び関係大臣に質問をいたします。

さて、本題に入る前に、最近私が非常に懸念していることがあります。このことをお話しします。理、関係大臣に御意見を伺いたいと思います。

それは、最近の選挙制度をめぐる政治家の発言であります。

くり直すというのではなく、たとえば「この法律が、悪くなるものは実行しない」とか「議員の身分に問題がある」とか「議員立候補権がない」とか、そういうふうな意味があると言つてもいいのです。また、村山社民党党首は、この場におられることは、大変残念でありますけれども、社民党内中選挙区制度復活の議員立法案提出の動きにし、「議員の身分に問題がある」とか「議員立候補権がない」とか、そういうふうな意見を述べたと伝えられています。

私は、ここで小選挙区比例代表並立制と中選挙区制どちらがいいかを議論するつもりはありません。このことは、既にこの国会において五年以上をかけて議論してきたことになります。既に結論は出ているのです。

私がこの衆議院本会議場において申し上げたことは、国会は根本的な事情の変更がないにもかわらず、一度成立させた法律を一度も実施しないままに廃止することができるのだろうかとい問題であります。形式論を言えば、もちろん可能であります。どこにもそれを禁ずる法律はありません。しかし、国会の行う討議やあるいは採択など軽いものであつていいのでしょうか。国会は、憲法四十一条によって、国權の最高関であり國の唯一の立法機関であるとされています。このことの意味をよく考えてみる必要があるのではないでしょうか。(拍手)

法律は国民の権利を制限し、義務を課します。また、法律は國や国民の将来を左右することがあります。これほど重要な法律を成立させる権限は、唯一与えられたのが国会であります。我々は常に与えられた権限の重みを常に感じながら真剣に審議しなければなりません。そして、多數決によって決まった場合には、その法律がきちんと実施されるように努力していくかなければなりません。

もしもこの国会において一度成立させた法律が、悪くなるものは実行しないことになれば、それは

官報 (号外)

これまでの討議や審議は一体何だということになるのではないでしょうか。国会の権威、ひいては何よりも国民の政治に対する信頼は完全に失われてしまっています。そのような国会が、国民に対して法律を守れということが言えるのでしょうか。(拍手) 総理、総理はみずからこの衆議院の一員であります。総理の政治家としての見解をお伺いしたいと思います。

一般論として聞きます。国会がみずから長時間の審議を経て制定した法律を、特段の事情変更がないにもかかわらず、白紙に戻すことが果たして許されるというふうにお考えでしょうか。

次に、久保副総理にお伺いをいたします。

社会民主党は、細川政権時代の与党第一党として小選挙区比例代表並立制に賛成しました。単に賛成したというよりは、私もよく記憶を負っていたのは当時の社会党の山花政治改革担当大臣であり、佐藤自治大臣だったのです。両大臣のこの本会議場における熱弁は、私もよく記憶をしております。

そこで、久保副総理にお聞きをします。副総理は、政治家として、小選挙区比例代表並立制を否定する議員立法案の提出についてどのようにお考えでしょうか。

また、村山前総理・社民党中央首は「議員の身分に関することだから、社民党としてはこれをやめさせることはない」としていると伝えられております。選挙制度が我々国會議員の選挙における当落に影響を及ぼすものであることは事実であります。しかし、国会においてあれほど真剣に選挙制度について議論したのは、それが我々の身分によるものではありません。また、総理は、アメリカ側のニーズがあれば弾薬を加えることは問題がないというふうにお考えなのでしょうか。御見解をお聞かせいただきたいと思います。

今回の選挙制度改革を推進する最高責任者の立場にあつたわけであります。議員の身分に関するこ

とだとの理由で中選挙区制復帰の議員立法を黙認していると伝えられていることについて、かつては何よりも国民の政治に対する信頼は完全に失われてしまっています。そのような国会が、国民に対して法律を守れということが言えるのでしょうか。

一般論として聞きます。国会がみずから長時間の審議を経て制定した法律を、特段の事情変更がないにもかかわらず、白紙に戻すことが果たして許されるというふうにお考えでしょうか。

次に、久保副総理にお伺いをいたしました。

私は、この協定が必要であるとの認識に立ってあります。しかし、国民の間にはいろいろな意見があります。しかし、国民の間にはいろいろな意見があり得ますので、基本的な点についてお伺いしておきたいと思います。

第一に、この協定は昭和六十三年以来の懸案となり得たところですが、何が原因でこれだけの時間を要したのでしょうか。また、これだけ長時間の検討を必要としたものが、今回この国において提案が可能となつた最大の理由は何でしょうか。

第二に、この協定は平時対処に限定されているのでしょうか。共同訓練など、協定の第一条第二項に定める場合であれば、「有事であつてもこの協定は適用されるのでしょうか。」このこととの関連で、第一条第四項の「国連憲章と両立するものでなければならぬ」とはどういう意味でしょうか。

第三に、先般の我が党の愛知和男議員の「なぜ弾薬などが提供の対象となる物品に含まれていなければならぬ」としていると伝えられておりません。選挙制度が我々国會議員の選挙における当落に影響を及ぼすものであることは事実であります。しかし、国会においてあれほど真剣に選挙制度について議論したのは、それが我々の身分によるものではありません。また、総理は、アメリカ側のニーズがあれば弾薬を加えることは問題がないというふうにお考えなのでしょうか。

第五に、この協定が直接の対象としていない有事の際の日米双方の協力についてお伺いをいたします。

私は、この協定が必要であるとの認識に立ってあります。しかし、国民の間にはいろいろな意見があります。しかし、国民の間にはいろいろな意見があり得ますので、基本的な点についてお伺いしておきたいと思います。

第一に、日米安保体制がアジア太平洋の平和と安定のために重要な位置づけであります。

総理は、この点についても、「この協定の交渉に当たり、ニーズの高いものから対象とするという観点で相談した結果である」と国会答弁をされおりました。しかし、本当にニーズが高いのは、訓練の場合ではなくて、現実に日米安保条約が適用されるような場合であることは言うまでもありません。日米安保条約を結び、基地の提供までしながら、具体的な協力について何も決まっていません。この理解は、何が原因でこれがなつておきたいと思います。

第一に、この協定は昭和六十三年以来の懸案となり得たところですが、何が原因でこれだけの時間を要したのでしょうか。また、これだけ長時間の検討を必要としたものが、今回この国において提案が可能となつた最大の理由は何でしょうか。

第六に、有事法制についてお伺いします。

私は、有事の際に自衛隊が十分に機能しないような事態を放置しておこうことには大きな矛盾を感じます。毎年五兆円の国民の税金を防衛費として投入しながら、いざというときの体制ができるだけではないのはどういうことなのでしょうか。

総理は「法制化の問題については、高度の政治判断によるものであり、国会における審議や国民世論の動向を踏まえて対応していくべき」と述べられています。しかし、社会党が自衛隊の必要性を認めた今、国会における審議からできないといふ状況ではないはずです。また、国民世論は政治家が真剣に国民に語ることで形成されるものでもあります。総理のトップリーダーとしての指導力の發揮を求めてお伺いしますが、総理の有事法制実現についての決意をお伺いしたいと思います。

次に、私は、先般の日米安保共同宣言に関連して質問をいたします。

この共同宣言は、今後の我が國の進むべき方向を示した極めて重要な意味を持つものであると思われます。しかし、同時に、今後の日米安保体制を実現するための決意をお伺いしたいと思います。

第一に、日米安保条約に基づくいわゆる事前協議についてお伺いをします。

第一に、日米安保条約第六条の極東有事の際の日本国から行われる米軍の戦闘作戦行動のための基地の使用などについては、事前の協議が必要とされています。この事前協議を受けたときの日本国政府の基本的判断基準はどのようなものなのか、お伺いをしたいと思います。このような重要な問題について、政府の全面的な裁量によるではなくて、基準をあらかじめ国民に示しておく必要があるとはお考えにならないのでしょうか。

第三に、米軍の在日米軍基地からの直接的な戦闘行動が安保条約の適用対象である極東の外

に対する行戦の場合についてお伺いします。空中給油や航空機の飛行距離が伸びたことで、かなり広い範囲に対し直接戦闘作戦行動を行うことが可能になっています。極東の範囲外に日本の在日米軍基地から戦闘作戦行動を行う場合には、事前協議の対象となるのでしょうか。お考へをお聞かせいただきたいと思います。

第四に、日本にある米軍基地の役割について伺います。

今や在日米軍基地は、米国にとってアジア太平洋地域の戦略拠点と言つても過言ではないと思ひます。昨年一月に発表されたいわゆるナイ・レポートもそのことを率直に述べております。極東地域以外のアジア太平洋地域で武力紛争が発生したときに、在日米軍基地からの戦闘機や空母などが直接的に紛争にかかわることは当然予想されることがあります。従来、政府は、このよろづな場合は単なる移動であり、閑知しないというふうに思つてまいりました。このことについて総理はどうお考へでしょうか。日本国政府として、ただ単に米軍の移動を黙って受け入れていいとお思ひですか。それとも、主権国家としても少し責任ある態度をとるべきだとお考へですか。御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、日米安保共同宣言と中国との関係についてお伺いします。

米国のマスコミの一部には、今回の共同宣言は、米国にとって将来脅威となるであろう中国を封じ込める目的にしたものであるとの意見があります。これに対し中国側にも強い警戒感があります。この点について、すなわち日米安保共同宣言と中国との関係について総理のお考へをお伺いし、私の質問とさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇) ○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 岡田議員にお答えを申し上げます。

まず、国会がみずから長時間の審議を経て制定した法律を、特段の事情変更がないにかかわらず、一度も実施することなく白紙に戻すことが許されることは好ましいことではないと思いますけれども、それは個々の事例ごとに判断されねばならないというのが、このグリーンカードの例に見ての先例ではないでしょうか。

なお、小選挙区比例代表制について申し上げるなら、新制度による総選挙もまだ実施されておらず、現時点では、この制度が正しく運用されることが重要と考えており、政府としてはこれを抜本的に見直すという考へはありません。

次に、日米物品役務相互提供協定による弾薬の問題についてお尋ねがありました。

そもそも米側に弾薬の提供について特段の二ヶ年がなかつたという理由から、この協定において弾薬の提供を提供の対象とする物品または役務から除外した、これはお答えをしたとおりであります。なお、日米共同訓練において弾薬が使用されることがあるかどうかということ、米側がその提供を我が国に求めるかどうかについては、私は全く別の次元の話だと思います。

次に、我が国の周辺地域で我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合の日米間の協力の研究及び日米防衛協力のための指針の見直しにつきましては、先般の日米安保共同宣言において合意いたしたところであり、その後の検討の結果を得つ必要がありまして、具体的にいつまでに結論を出そうということが現時点において決まっているわけではありません。

次に、自衛隊の行動にかかる有事法制の研究につきましては、自衛隊法第七十六條の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において、自

衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上で法制上の問題につき、政府部内では昭和五十二年月にそれ取りまとめて公表してまいりました。また、所管省庁が明確でない事項に関する法令につきましては、現在、内閣安全保障室を中心とする政府部内で検討を加えています。

議員のお考へとは違うようですが、私は、法制化の問題については、まさに国会における御審議、国民世論の動向等を踏まえて対応すべきものだと考えております。

また、日米安保体制がアジア太平洋地域の平和と安定に対し有する意義について御意見がありました。

日米安保共同宣言においては、日米間の安全保障面の関係が、アジア太平洋地域において安定で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認いたし、政府としては、米国と協力をしながら、このように重要な日米安保体制の信頼性をさらに向上させていくため最大限の努力を払つていく決意であります。

次に、戦闘作戦行動についての事前協議を受けた場合の判断基準についてお尋ねがありました。

政府の基本的態度は、我が国の国益確保の見地から、具体的な事案に即して自主的に判断し、諸否を決定するというものです。その我が方諸否の基準は、我が国の国益、すなわち日本の安全を確保するというものであり、その際、極東の安全を全くなしては我が国の安全を十分確保し得ないという認識のもとに、極東の安全に関係する事態を常に我が国自身の安全との関連において判断し、我が国の安全に直接また極めて密接な関係を有するかどうかという見地から対処する、従来から政

府が御答弁申し上げているとおりであります。

次に、我が国を含む極東に対する外部からの武力攻撃を排除するため、あるいは極東の周辺地域にかかる目的のために米軍が施設・区域を直接戦闘行動の発進基地として使用することは安保条約上想定されていることありますし、かかる施設・区域の使用は当然我が国との間の事前協議の対象となります。

また、極東以外のアジア太平洋地域における紛争に在日米軍基地の航空機や船舶が関与する場合、安保条約は施設・区域を使用する米軍の能力や任務を極東の地域内に限定しているわけではありません。在日米軍の部隊が極東以外の地域に赴き、またはかかる地域から帰投するというようないわゆる移動について、安保条約上何ら制約を課していないわけではありません。このことも従来から政府が御答弁を申し上げているとおりであります。

最後に、日米安保共同宣言と中国との関係について御質問がありました。

日米安保共同宣言は、日米安保体制の重要な役割を改めて確認すると同時に、二十一世紀に向けた日米協力関係の強化の方途を明らかにするものであり、第三国に対して日米が対抗するようになると目的としたものではありませんし、また、アジア太平洋地域の安定と繁栄のために、「日米は中国との協力をさらに深めていくことに関心を有する」とも述べております。このことを含めて、宣言の趣旨につきましては、中国に対しましても既に外交ルートで説明をし、理解を得るよう努めているところでありますし、宣言で示されました日米協力の方向を実施に当たりまして、近隣諸国との関係に十分配慮してまいる所存であります。

官 報 (号 外)

○國務大臣久保眞君登壇

〔國務大臣久保眞君登壇〕選舉制度は、議会制民主主義の基本をなすものであります。したがつて、政治家はもちろん、政治家に限らず、よりよい選挙制度について研究し、その実現に努力することはあってしかるべきことと存じます。

政党として議員立法はどう取り扱うかは、党機関の意思によるものと思います。

社民党菅首の発言についてお尋ねがございまして、たが、今私が申し上げたような立場で発言が行われたものと理解いたしております。(拍手)

〔國務大臣池田行彦君登壇〕

まず、本協定の提案が今国会になつた理由いかん、こういう点でござりますけれども、自衛隊と米軍との間の物品・役務の相互提供のための枠組

みの作成につきましては、昭和六十三年に米側から提案されました。これを受けまして、我が国政府内で検討を開始したわけでございますが、具体的には、検討課題として、

的には、米国が他国と既に締結している協定についていろいろの調査を進めました。また、日米間における協定締結の必要性、また国内法制や関連政

第との整合性等々、種々の論点につきまして、政府の部内において、また米側との間において、検討を行つて來たところでござります。

その結果、米便並びに関係省庁との間の調整がこのほど調いまして、本年四月に、今回御審議を願いしております日米物品役務相互提供協定とお申します。

い形で米倉と署名するに至ったが第でござります。そして、今国会に提出したわけでございま
す。

あるいは第一項に規定する場合であれば有事にも適用されるのか、さらに、それに関連して、第一条の四に規定している国連憲章との両立とはどういう意味か、こういう御質問でございました。本協定に基づきまして提供される物品・役務

は、日米共同訓練、国連平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要なものに限定されておりまして、戦闘行動が行われているという意味でのいわゆる有事における米軍の戦闘作戦行動への協力としての物品や役務の提供というものは適用されません。また、第一条の四の趣旨でございましてが、本協定により提供した物品・役務を使用する場合には、国連憲章第二条に定める加盟国の行動の原則を含め同憲章に従う、こういうことを両政府において確認したものであります。

最後に、日米以外の第三国における共同訓練にも適用されるのかという御質問でございましたが、從来、日米共同訓練は日米以外の第三国で実施されたことはないと承知しております。(拍手)

国周辺地域といえども例外ではありません。我が国は、国土防衛という狭い意味での、しかし根本的な安全保障を搖るぎのないものとするとともに、信頼醸成という広い意味での安全保障の方を模索し、その枠組みの確立を急ぐ必要があります。

このような意味において、先月行われたクリントン・アメリカ合衆国大統領と橋本内閣総理大臣との首脳会談で日米安全保障条約の再確認が行われたことに伴い、日米両国のパートナーシップが強化され、新たに生まれ変わった日米関係が、二十一世紀に向けて我が国の平和を引き続き保障するとともに、アジア・太平洋地域、さらには世界の平和と安定に貢献することを日米両国首脳が約束したことは、時宜を得たものであり、日本国憲法の理念と合致するところと評価いたします。

我が国の安全保障に焦点を絞れば、昨年の防衛大綱の改定作業の結果、日米安保体制の信頼性の向上を図り、自衛隊と米軍との協力関係を強化することがますます重要な課題となりましたが、その意味において、日米安全保障共同宣言はその重要性を改めて我が国国民に想起させました。ただいま議題となっております日米物品役務相互提供協定は、自衛隊と米軍との協力関係を強化し、もって日米安保体制の信頼性の向上を図るための一つの方策であり、我が国有事に備えての共同訓練のみならず、PKOや人道的な国際救援活動においても自衛隊と米軍との物品・役務の相互提供について規定しています。このことから、日米同盟は、世界の平和と安定に寄与するための総合的な安全保障の基盤であることを国際的に表明したものと認識いたします。

そこで、まず、本協定が作成された背景及び経緯並びにその意義について、橋本總理大臣の説明を求めます。あわせて、本協定を締結することにより日米安全保障条約の運用面でいかなる効果が得られるものと考えておられるのか、總理大臣の所見をお伺いします。

本協定の適用範囲は、自衛隊と米軍との共同訓練及びPKO並びに人道的な国際救援活動とされており、素直に解釈すれば、平時に限定されていてもその理解できます。しかし、米国がNATO諸国やアジア諸国との間で従来締結している同種の協定を検証してみますと、平時のみならず、有事においてもその適用を明示的に規定している場合が多く、また、平時適用が主であっても、明文規定がないことから、有事への適用を必ずしも排除したものではないと思われるものもあります。

日米両国政府間の交渉において、平時限定である旨を明示的に規定しないこととした経緯及び理由を説明していただきとともに、日米安全保障共同宣言において我が周辺地域の有事の際の日米協力に関する研究の開始を約束したにもかかわらず、そのような事態における本協定の適用は全く想定されていないのか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

従来実施してきた日米共同訓練は、我が国有事を想定した日米共同対処のためのものであり、我が国が保有する個別の自衛権の準備行動として国内法上も国際法上も容認されるべきものであります。しかし、軍事訓練のすべてが容認されるべきものではなく、その態様により判断されるべきものであることは、さきの台湾の統統選挙に軍事的な圧力を加えることを目的とした中国の軍事演習の例を引くまでもありません。

今後の日米共同訓練が、国連憲章においても我が国憲法においても禁じられている武力の威嚇とならないよう、また、法治国家として、我が国政府が憲法で禁じられていると解釈している集団自衛権の行使にまで法的裏づけもなく踏み込む結果とならないよう、政府は我が國の確固とした指針を持って共同訓練計画の立案に当たる必要があるものと考えます。

しかし、同時に、国際情勢の変化、国際社会における我が国の地位の向上、我が国に期待されている役割の増大、日米関係の質的変化など、あら

する関連要因を勘案してみますと、我が国が国際貢献を行うに当たって、集団自衛権にかかる問題が浮上してくることが時としてあります。国際の平和と安全の確保を目指し、日米協力あるいは国連協力のために我が国が行わなければならぬことを整理し、憲法に従い、集団自衛権を行使しない範囲において必要な法令整備を行うために、政府と私たち国会議員との間において前向きな議論が展開されることが望ましいと考えますが、総理大臣の所見をお伺いします。

次に、本協定に基づき提供することができる物品または役務には、部品・構成品という区分に係るものとして武器が含まれておりますが、政府は、この武器提供を武器輸出三原則等によらないこととしております。また、提供先が米軍に限定され、提供された物品の使用目的及び移転の制限により、武器輸出によって国際紛争等を助長することを回避するという三原則等の基本理念は確保されることを回避するとしております。

かつて、対米武器技術供与の道を開いたときは、武器輸出三原則等によらないことしながらも、武器そのものの対米輸出については従来どおり三原則等により対処することとしておりました。本協定を締結することにより、一定の制限のものではありますが、武器そのものの対米輸出の道が開かれる可能性が生ずることになります。このような流れは、武器輸出三原則の形骸化につながり、やがてその基本理念さえ軽んじられる結果となることを懸念しますが、政府として武器輸出三原則を堅持していくとの明確な決意を示していただきたいと思います。

特に、本協定の国会提出に当たって、与党政調

会議レベルで、「日本国憲法、現行法制、武器輸出三原則の基本を堅持すること」及び「武器部品が第三者に移転され、国際紛争を助長することのないようにしてること」が確認されているわけですが、政府としてこうした確認に基づいて対応していくつもりか、あわせて見解をお伺いします。

否が表明されている用地が数多くあります。このような問題を解決するためには、やはり日米両国間の協議のもと、沖縄の理解を得ることのできる抜本的な問題解決策を策定、提示する必要のないでしようか。楚辺通信所一部用地の緊急使用不許可問題に対する政府の今後の取り組み方を含めて、沖縄米軍基地のさらなる縮小問題並びにこの問題の抜本的解決に向けての総理大臣の決意をお伺いします。

最後に、アジア太平洋地域における多数国間の安全保障協力への寄与についてお尋ねします。国家の安全保障にとって、有事に備える努力を払うことは重要な政府の責任であります。同じく重要な課題は、有事を起させない外交努力を、さきの日米安全保障共同宣言において、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みをさらに発展させることで合意したことは、重要な成果であると認識しているところであります。

そこで、今後、アジア太平洋及び北東アジアにおいてどのようにして多数国間の安全保障の仕組みをつくり強化していくことと考えているのか、総理大臣にお伺いし、私の質問を終わります。

のための枠組みを設けることを提案してまいりましたことを受けまして、日米におけるニーズ、我が国の国内法制や関連する政策との整合性を含め、さまざまな角度から検討を行ってきた結果、本協定の締結は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用及び国連を中心とした国際平和のための努力に寄与するものと考えております。

また、現行法の制度のもとで、自衛隊と米側の間で行われる物品・役務の提供は極めて限定的なものにすぎません。この協定を締結することによりまして日米共同訓練のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みが設けられることは、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進し、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用に寄与するものと考えております。

また、我が国への国際貢献に向けた議論の必要性について御意見がありました。

我が国としては、憲法の範囲内で国際の平和と安全のため一層大きな役割を果たしていくことが、我が国が国際社会に対する責務であると考えております。また、安全保障上の各種の緊急事態に対し、対米協力措置をも含めまして必要な対応策を検討、研究しておくことは極めて重要であり、先般、事務当局に私からその旨の指示を出しましたばかりであります。いずれにせよ、我が国が行う各種の措置につきましては、国会の御審議を初めとする各方面の御議論等を踏まえながら、法的側面にかかる問題も含めて研究、検討してまいりたいと考えております。

また、日米物品役務相互提供協定締結による武

外 報 号

器輸出三原則等の形骸化の懸念についての御意見がありました。

この協定のもとで行われる武器等の提供は武器輸出三原則等によらないことといたしましたが、その場合でも、協定上、提供されました物品または役務の使用が国連憲章と両立するものでなければならぬことなどが規定されておりました。その基本理念は確保されていると考えておりますが、国際紛争等を助長することを回避するという

その基本理念は確保されていると考えておりません。今後とも、武器輸出三原則等のよつて立つ平和国家としての基本理念を引き続き尊重してまいります。

また、武器の輸出につきまして、従来から武器輸出三原則等に基づいて慎重に対処してきたところであります。この協定におきましても、我が国が米国に対し提供した物品または役務を我が国政府の事前同意なく米軍以外の第三者に移転を行うことの禁止等が定められておりましたから、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念は確保されないと私は考えております。そして、政府として今後ともその基本理念を引き続き尊重してまいる決意であります。

次に、沖縄の基地問題の解決に向けての決意のお尋ねがございました。

御指摘のように、沖縄県には米軍の施設・区域が集中しております。そして、沖縄県の方々が我が国全体の安全のために担つておられる負担を日米安全保障条約の目的達成との調和を図りながら少しでも軽減していくためには、特別行動委員会の中間報告の措置を確実に実現していくことが不可欠であります。政府はこのような認識に基づいて、法制面及び経費面を含め総合的な観点からで

きるだけ早い検討を行い、十分かつ適切な措置を講ずるために、政府が一丸となってこれに取り組む決意であります。

また、御指摘の楚辺通信所の一部の土地につきまして、使用権原のない状態が継続することは極めて憂慮すべき事態であります。今後、関係者の協力を得て、できる限り早期に駐留軍用地特別措置法に基づく使用権原が得られるよう最大限の努力をしていくことが必要だと考えております。

最後に、アジア太平洋及び北東アジアにおける多国間安全保障の仕組みづくりについて御意見があ

りました。

御指摘のとおり、この地域の平和と安定は我が国の安全保障上極めて重要であります。そして、こうした観点から、我が国としては、日米安保体制を堅持しながら、各國間の相互の安心感を高め

るために、ASEAN地域フォーラムに積極的に

取り組んでまいりました。また、北東アジアにお

きましても、政治・安全保障対話の実現に努めて

おります。現在、まず民間レベルの対話といたし

まして、北東アジア協力対話の推進に努めており

ます。これにおきましては、日、米、ロ、中国、

韓国の官民の関係者が個人の資格で出席し、地域

の安全保障問題を議論いたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(池田行彦君) 佐藤議員の私に対する

御質問は、平時限定である旨を明示的に規定しな

かったのは何ゆえかという点でございました。

本協定の交渉におきましては、その対象として

自衛隊及び米軍双方のニーズの高いものを取り上げる、そついた観点で、政府が一丸となってこれに取り組んだ。その結果、共同訓練及び国際平和維持活動等のために必要な物品あるいは役務の提供というものを同協定に基づく提供の対象として、米側と最終的に合意いたしました次第でございます。

したがいまして、この協定は、いわゆる有事における米軍の戦闘作戦行動への協力としての物品・役務の提供に適用されるものではありません。

また、いざにせよ、我が国周辺地域において発生する事態で日本の平和と安全に重大な影響を与える場合における日米間の協力につきましては、今後、真剣に研究・検討してまいりたいと考えます。(拍手)

○副議長(鈴岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(鈴岡兵輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(鈴岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

○副議長(鈴岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたしました。

○副議長(鈴岡兵輔君) 本日は、これ

（政府機關用印）

、去る二十四日、橋本内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

外報号

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第

二十三条第一項の規定による申請書に記載してある特にダクトを火災事故発生時から三時間以上も閉めないでいいとの判断が出てくる

のか国(科学技術庁)の見解を求める。

七 昨年十一月八日高速増殖炉「もんじゅ」の火災事故が起き同日十九時四十七分火災検知器が鳴った時、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三條第一項の規定による申請書に記してある炉を止めダクトを全閉するという決めことが第一に重要であるという認識を国(科学技術庁)はもっていたか。

八 国(科学技術庁)の監督責任というのは平常の時と違つて昨年十一月八日に起きた非常時である高速増殖炉「もんじゅ」火災事故時には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三條第一項の規定による申請書に記してある「初期の対応として炉を止めダクトを全閉する」との記載事項を実行させる結果責任を事業者とは別に監督責任者として担つてゐるのではないか。担つていなければその理由を述べてほしい。国(科学技術庁)の見解を求める。右質問する。

内閣衆質一三六第一六号
平成八年五月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿
衆議院議員山本拓君提出高速増殖炉「もんじゅ」事故発生時の対応とその責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山本拓君提出高速増殖炉「もんじゅ」事故発生時の対応とその責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御質問の「火災検知器の信号で空調ダクトを全閉とする」との記載は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二十三條第二項の規定に基づき動力炉・核燃料開発事業団(以下「動燃」という。)理事長が内閣総理大臣に提出した高速増殖炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の原子炉設置許可申請書(以下「もんじゅ設置許可申請書」という。)の添付書類「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書」中三「事故解析」において記載されているものであるが、三「事故解析」は、もんじゅにおいて想定される事故に対し、その発生原因と防止対策を説明し、その経過と結果の解析を行い、原子炉の安全性がいかに確保されるかを説明するものであり、もんじゅの安全防護機能の設計が妥当なものと判断したものである。したがって、動燃が三「事故解析」における記載と異なる行為を行った場合、当該行為は、当該記載と異なる行為を行つた場合、当該行為は、当該記載と異なることを考へることは適当でない。

三の①について

原子炉施設の安全の確保のための規制は原子

炉等規制法等に基づき行われているところ、例えは、原子炉等規制法第三十七条第一項の規定に基づき動燃が定めたもんじゅの保安規定においては、原子炉施設に関し異常を発見した者は、直ちに当直長へ報告し、当直長は、直ちに

異常の状況、機器の動作状況等の把握に努めるとともに原因の除去、拡大防止に必要な応急措置を講じプラント第一課長に報告し、プラント第一課長は、直ちにその原因を調査し原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに建設所長及び原子炉主任技術者に報告し並びに関係課長に通知すること等が規定されており、動燃及びその従業者は、同条第四項の規定に基づき、もんじゅの保安規定を守らなければならないこととされている。

四について

原子炉施設の安全の確保のための規制は原子

炉等規制法等に基づき行われているところ、例えば、原子炉等規制法第六十八条第一項において、今回のもんじゅのナトリウム漏えい事故を含む一次冷却材漏えい事故が発生し火災検知器が発報した場合に関する記載は、同添付書類「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書」中三「事故解析」における記載と異なる行為を行つた場合、当該行為は、当該記載と異なることを考へることは適当でない。

もんじゅにおける記載と異なる行為を行つた場合、当該行為は、当該記載と異なることを考へて直ちに違法となるものではない。また、もんじゅにおけるナトリウムの漏えい時の換気空調システムの停止の在り方に関しては、蒸気発生器ナトリウム液位等に変化が検知されない

定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書」中三「事故解析」の中にある、具体的には「火災検知器の信号で空調ダクトを全閉とする」等の記載がなされているところ、三

「事故解析」は、もんじゅにおいて想定される事故に対して、その発生原因と防止対策を説明し、その経過と結果の解析を行い、原子炉の安全性がいかに確保されるかを説明するものであり、國は、「三「事故解析」における記載等を踏まえ、もんじゅの安全防護機能の設計が妥当なものと判断したものである。したがって、動燃が三「事故解析」における記載と異なる行為を行つた場合、当該行為は、当該記載と異なることを考へることは適当でない。

独自に作成した手順書等(以下「もんじゅ運転手順書等」という。)を指すものと考えられ、具体的には、異常時運転手順書等を指すものと考えられるが、内閣総理大臣は、同項の規定に基づき、同法の施行に必要な限度において、その職員にもんじゅに立ち入り、もんじゅ運転手順書等を検査させることができるものである。なお、もんじゅ運転手順書等は、法令に基づく許認可等の対象とはされていない。

五について

もんじゅの保安規定において、もんじゅの火災事故等に関する事項は基本的に第三章第五節「異常時の措置」又は第八章「非常時の措置」の中で定められており、例えば、第三十五条において、原子炉施設に関し異常を発見した者は、直ちに当直長へ報告し、当直長は、直ちに異常の状況、機器の動作状況等の把握に努めるとともに原因の除去、拡大防止に必要な応急措置を講じる。第一課長は、第一課長に報告し、第一課長は、直ちにその原因を調査し原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに建設所長及び原子炉主任技術者に報告し並びに関係課長に通知すること等とされている。なお、もんじゅの保安規定は公開されている。

六の①及び②について

科学技術庁は、原子炉施設において火災検知器が発報する等の異常時においては、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じること等が重要であると認識している。

六の③及び④、七並びに八について

御質問の「火災検知器が鳴ったら炉を止めダクトを全閉する」との記載、「炉を止めダクトを全閉する」との記載

全閉するという決めこと及び「初期の対応として炉を止めダクトを全閉する」との記載は、もんじゅ設置許可申請書の添付書類「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書」中三「事故解析」の中の「火災検知器の信号で空調ダクトを全閉とする」との記載を指すものと考えられるが、三「事故解析」は、もんじゅにおいて想定される事故に對して、その発生原因と防止対策を説明し、その経過と結果の解析を行い、原子炉の安全性がいかに確保されるかを説明するものであり、国は、三「事故解析」における記載等を踏まえ、もんじゅの安全防護機能の設計が妥当なものと判断したものである。したがって、動燃が三「事故解析」における記載と異なる行為を行った場合、当該行為は、当該記載と異なることをもって直ちに違法となるものではない。また、もんじゅにおけるナトリウムの漏えい時の換気空調システムの停止の在り方に関しては、蒸気発生器ナトリウム液位等に変化が検知されないような小規模なナトリウムの漏えいであつて初期消火が可能な場合においては、換気空調システムを停止しないことが適当な場合も考えられる。したがって、「火災検知器の信号で空調ダクトを全閉とする」との記載をもつて動燃にナトリウムの漏えい規模にかかるらず直ちに換気空調システムを停止させるべきものと考えることは適当でない。

官 報 (号 外)

平成八年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号(一)

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物記可

又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第二章の二中第十四条の九を第十四条の十とし、第十四条の三から第十四条の八までを一条ずつ繰り下げ、第二章中第十四条の二の次に次の二条を加える。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)
第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、総理府令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期間を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時ににおいて当該特定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

一 鉱山保安法第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設をとする建物、工作物その他の施設をとする建物、工作物その他の施設を設置する鉱山(前号の鉱山から排出水を浸透させる者の設置者)

二 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山(前号の鉱山から排出水を浸透させる者の設置者)

三 電気事業法第一条第一項(以下「電気工作物」といいう。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者

四 電気工作物である肝油施設等を設置する工場又は事業場の設置者

当該鉱山	当該特定施設	当該鉱山	当該特定施設	当該特定施設	当該特定施設
第五条から第十一条まで、第十三条第一項及び第三項、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の三第一項及び第二項	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二
第五条から第十一条まで、第十三条第一項及び第三項、第十四条の二第一項及び第一項並びに第十四条の三第一項及び第一項	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二	第十四条の二

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場の設置者であつた者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場の設置者(特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者を含む。)は、当該特定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

第一十二条第一項中「排出水を排出する者又は中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の中欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二十一条の三に規定する者)を「特定事業場の設置者又は設置者であつた者」に改める。

第一十二条第一項中「排出水を排出する者又は中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の中欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二十一条の三に規定する者)を「特定事業場の設置者又は設置者であつた者」に改める。

五 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第二項に規定する廃油処理施設(以下「廃油処理施設」という。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する工場又は特定地下浸透水を浸透させる者

六 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者

七 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第二項に規定する海洋施設等(以下「海洋施設等」という。)である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する工場又は特定地下浸透水を浸透させる者

八 海洋施設等である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者

当該特定施設

当該特定施設

当該特定施設

第十四条の二 第十四条の二 第十四条の二 第十四条の二 第十四条の二 第十四条の二

第十五条から第十七条まで、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条の二第一項、第十四条の三第一項並びに第十四条の三第一項及び第一項

第二十三条第四項中「又は第十三条の二第一項を、「第十三条の二第二項又は第十四条の三第一項若しくは第二項」に改める。

第二十八条第一項中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に、「第十四条の七第五項」を「第十四条の八第五項」に改める。

第三十条中「又は第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「五十万円」に改め、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第三項」に改め、同項第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二条 第一条第一項第一号口の中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第三条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第四条 潮戸内海環境保全特別措置法(昭和四十年法律第百十号)の一部を次のように改正す

第十二条第一項中「第一条第六項」を「第二条第七項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第五条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一二三条第六項中「第一条第四項」を「第二一条第五項」に改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)

第六条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

一 議案の目的及び要旨

本案は、有害物質により汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質の浄化のための必要な措置を定めるとともに、油の流出事故による水質汚濁を防止するため、事故時の措置に関する規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義の改正

この法律において「貯油施設等」とは、重油その他政令で定める油(以下単に「油」といふ。)を貯蔵、又は油を含む水を処理する施設(特定施設を除く)で政令で定めるものをいふものとする。

2 事故時の措置

(一) 特定事業場、又は貯油事業場等の設置者は当該事業場内の事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透

したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き、油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(二) 都道府県知事は、特定事業場又は貯油事業場等の設置者が「の応急の措置を講じていない」と認めるときは、これらの者に対し、規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

(三) 都道府県知事は、特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該浸透があつたときにおいて当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む)であつた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

(四) 特定事業場の設置者(特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者を含む。)は、地下水の水質の浄化に係る措置命令を受けた者が行う当該命令に係る措置に協力しなければならないものとする。

(五) 罰則の規定その他の所要の規定の整備を行つものとする。

(六) 本案の一部を改正する法律案に

二 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

第三 地下水の水質の浄化のための措置命令の規定は、当該浸透があつた時において当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)であつた者がこの法律の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、適用しないものとする。

(四) 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(五) 既存の汚染源究明調査・浄化技術のより一層の効率と経済性の向上とともに、すぐれ

た新技術を開発するための研究開発の促進に努めること。

(六) 土壌汚染は蓄積性の汚染であり、ひいては地下水汚染等を通じて人への健康影響が懸念されることがあるが、その実態把握に努めることとも、浄化対策の制度の確立に向けて検討を推進すること。

(七) 大気系、水系等の複数の環境媒体にわたる汚染についても、国連海洋法条約の精神をも体し、総合的な対策の検討を推進すること。

(八) 地下水を含めた水環境保全の重要性について国民一般に広く認識されるようより積極的な措置を講じること。

(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

6 施行期日等

(一) この法律は平成九年四月一日から施行するものとする。

(二) 地下水の水質の浄化のための措置命令の規定は、当該浸透があつた時において当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)であつた者がこの法律の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、適用しないものとする。

(三) 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(四) 既存の汚染源究明調査・浄化技術のより一層の効率と経済性の向上とともに、すぐれた新技術を開発するための研究開発の促進に努めること。

(五) 土壌汚染は蓄積性の汚染であり、ひいては地下水汚染等を通じて人への健康影響が懸念されることがあるが、その実態把握に努めることとも、浄化対策の制度の確立に向けて検討を推進すること。

(六) 大気系、水系等の複数の環境媒体にわたる汚染についても、国連海洋法条約の精神をも体し、総合的な対策の検討を推進すること。

(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(十九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

組む者に対して、技術的援助等適切な支援措置を講ずること。

(二十二) 人の健康被害に直結する地下水の汚染を除去するという本法の目的に照らして、汚染原因者が不明等により浄化責任を問えない場合における浄化対策の実施主体、費用負担のあり方等について検討を行い、改正法の施行状況を踏まえつつ結論を得るよう努めること。

(二十三) 既存の汚染源究明調査・浄化技術のより一層の効率と経済性の向上とともに、すぐれた新技術を開発するための研究開発の促進に努めること。

(二十四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(二十九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(三十九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(四十) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(四十一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(四十二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案及び同報告書

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第五十一条—第五十九条)」を「第七章 罰則(第五十一条—第六十条)」に

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第六十一条—第六十五条)」に

改める。

第四十一条に次の二項を加える。

3 科学技術庁長官は、前二項の規定による報告の徵収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

第四十二条の二第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 科学技術庁長官は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

第四十三条の二第二項中「前条第一項及び第三項」を「前条第二項及び第四項」に改める。

第四十六条第三項中「第四十三条の二第一項及び第三項」を「第四十三条の二第一項及び第四十五条第五号中「第三十条の二」を削り、同号の次に次の二項を加える。

五の二 第三十条の二第一項の規定に違反し

た者(第五十三条の四に規定する者を除く。)の三の二に次の二項を加える。

第五十三条の四 我が國の領海の外側の海域にある外国船舶(船舶法(明治三十一年法律第百六十九号)第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。)において第三十条の二第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

第五十五条第六号中「第四十二条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第七号中「第四十三条の二第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第五十九条の次に次の二項及び一章を加える。

第六十条 第五十三条の四の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも屬する。

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(第一審の裁判権の特例)

第五十九条の次に次の二項及び一章を加える。

第六十条 第五十三条の四の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも屬する。

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十一条 司法警察官である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対する対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

1 第五十三条(第三十条の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の四、第五十五条(第四十二条第一項及び第三項に係る部分に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項及び第三項並びに第一項、第四十二条第一項及び第三項並びに第一項、第四十二条第一項及び第三項に係る部

分に限る。)の罪に當たる事件であつて外國船舶に係るもの(以下「事件」という。)に関する手続において、違

して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

三 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

1 押収金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

2 提供すべき担保金の額

前項第一号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

3 前項第一号の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、そ

の旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

4 押収金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

5 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

6 前項ただし書の場合には、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

7 前項第一号の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、そ

の旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

8 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

9 檢察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

10 第五十三条(第三十条の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の四、第五十五条(第四十二条第一項及び第三項に係る部分に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項及び第三項並びに第一項、第四十二条第一項及び第三項に係る部

第六十三条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出席せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 押収金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

5 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

6 前項ただし書の場合には、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

7 前項第一号の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、そ

の旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

8 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

9 檢察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

10 第五十三条(第三十条の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の四、第五十五条(第四十二条第一項及び第三項に係る部分に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項に限る。)又は第五十七条(第三十条の二第一項及び第三項並びに第一項、第四十二条第一項及び第三項に係る部

第一條 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三條 海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染さ

れた物等の海洋投棄に係る規定に違反した外国船舶について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い必要となる放射性物質の海洋投棄に関連する所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 条約により海洋環境の保護及び保全に係る我が国の管轄権が領海を超えて排他的經濟水域等まで拡大されることに伴い、排他的經濟水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄について罰則の整備等を行うこと。また、放射性物質の海洋投棄の規制の適切な履行を図るため、船舶への立入り検査及び船員の船長等からの報告徵収に係る規定を併せて整備すること。

2 条約において外国船舶に対する法令の執行の手続きが定められたことに伴い、違反を行った外國船舶について担保金等を提供するることを条件に釈放する制度を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、海洋法に関する国際連合条約を締結するため必要な国内法整備の一環であり、必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

海洋法に関する国際連合条約

この条約の締約国は、

海洋法に関するすべての問題を相互の理解及び協力の精神によって解決する希望に促され、また、平和の維持、正義及び世界のすべての人民の進歩に対する重要な貢献としてのこの条約の歴史

海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求める件

右 平成八年三月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

国会に提出する。

的な意義を認識し、千九百五十八年及び千九百六十年にジュネーヴで開催された国際連合海洋法會議以降の進展により新たかつ一般的に受け入れられる海洋法に関する条約の必要性が高められたことに留意し、海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることを認識し、

この条約を通じ、すべての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の平衡かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立することが望ましいことを認識し、

このようないくつかの目標の達成が、人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国(沿岸国であるか内陸国)の実施に係る協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、

この条約及び実施協定は、領海、接続水域、排他的經濟水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律するものである。

我が国がこの条約及び実施協定を締結するこ

とは、我が国が世界の主要な海洋国家であること

にかんがみ、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与することとともに、我が国の海洋に係る。我が国がこの条約及び実施協定を締結すること

とは、我が国が世界の主要な海洋国家であること

にかんがみ、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与することとともに、我が国の海洋に係る。我が国がこの条約及び実施協定を締結すること

とは、我が国が世界の主要な海洋国家であること

にかんがみ、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与することとともに、我が国の海洋に係る。我が国がこの条約及び実施協定を締結すること

とは、我が国が世界の主要な海洋国家であること

にかんがみ、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与することとともに、我が国の海洋に係る。我が国がこの条約及び実施協定を締結すること

とは、我が国が世界の主要な海洋国家であること

にかんがみ、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与することとともに、我が国の海洋に係る。我が国がこの条約及び実施協定を締結すること

第一部 序

第一条 用語及び適用範囲

(1) この条約の適用上、「深海底」とは、國の管轄権の及ぶ区域の境

の直接的又は間接的な導入であつて、生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動(漁獲及びその他の違法な減殺のような有害な結果をもたらし又はもたらすおそれのあるものをいう。

(2) 「機構」とは、國際海底機構をいう。

(3) 「深海底における活動」とは、深海底の資源

の探査及び開発のすべての活動をいう。

(4) 「海洋環境の汚染」とは、人間による海洋環境(三角江を含む。)に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の

源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動(漁獲及びその他の違法な減殺のような有害な結果をもたらし又はもたらすおそれのあるものをいう。

(5) 「投棄」とは、次のことをいう。

(i) 廃棄物その他の物を船舶、航空機又は

プラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること。

(ii) 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物を故意に廻分すること。

(iii) 「投棄」には、次のことを含まない。

(iv) 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物及びこれらのもの

の設備の通常の運用に付隨し又はこれに伴つて生ずる廃棄物その他の物を処分す

ること。ただし、廃棄物その他の物であつて、その処分に從事する船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物における当該廃棄物その他の物の処理に伴つて生ずるもの処分することを除く。

官報(号外)

(ii) 物を単なる処分の目的以外の目的で配置すること。ただし、その配置がこの条約の目的に反しない場合に限る。

2 (1) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自國についてこの条約の効力が生じている國をいう。

(2) この条約は、第三百五条の(1)から(4)までに規定する主体であつて、そのそれぞれに関する条件に従つてこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」といふときは、当該主体を含む。

第二部 領海及び接続水域

第一節 総則

第一条 領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下の法的地位

1 沿岸国の主権は、その領土若しくは内水又は群島国の場合は、その群島水域に接続する水域で領海といわれるものに及ぶ。

2 沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。

3 領海に対する主権は、この条約及び国際法の他の規則に従つて行使される。

第二節 領海の限界

第三条 領海の幅

いざれの國も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して十二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する。

領海の外側の限界は、いざれの点をとつても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線とする。

第五条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

第六条 礁

環礁の上に所在する島又は橋礁を有する島につ

いては、領海の幅を測定するための基線は、沿岸国が公認する海図上に適切な記号で示される礁に規定する条件に従つてこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」といふときは、当該主体を含む。

第七条 直線基線

1 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に

沿って至近距離に一連の島がある場所において

は、領海の幅を測定するための基線を引くに當たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。

2 三角州その他の自然条件が存在するために海岸線が非常に不安定な場所においては、直線基線が後退する場合においても、沿岸国がこの条約に従つて変更するまで効力を有する。

3 直線基線は、海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。

4 直線基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある灯台その他のこれに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地との間に基線を引くことが一般的な国際的承認を受けている場合は、この限りでない。

5 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するに当たり、その地域に特有な経済的利益やその現実性及び重要性が長期間の慣行によって明白に証明されているものを考慮に入れることができる。

6 いざれの國も、他の國の領海を公海又は排他的經濟水域から切り離すように直線基線の方法を適用することができない。

第七条 内水

1 第四部に定める場合を除くほか、領海の基線を適用せず、また、第七条に定める直線基線の方法が適用される場合についても適用しない。

第八条 港

2 前条に定める方法に従つて定めた直線基線が

それ以前には内水とされていなかつた水域を内水として取り込むこととなる場合には、この条約に定める無害通航権は、これらの水域において存続する。

第九条 河口

河川が海に直接流入している場合には、基線

は、河口を横切りその河川の両岸の低潮線上の点

間に引いた直線とする。

第十一条 湾

この条は、海岸が单一の国に属する湾につい

てのみ規定する。

1 この条の適用上、湾とは、奥行が湾口の幅の対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸のわん曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直径とする半円の面積以上るものでない限りで引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。

2 この条の適用上、湾の面積は、その海岸の低潮線と天然の入口の両側の低潮線上の点を結ぶ線との対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸のわん曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直径とする半円の面積以上るものでない限り、湾とは認められない。

3 測定上、湾入の面積は、その海岸の低潮線と天然の入口の両側の低潮線上の点を結ぶ線との対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸のわん曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直径とする半円の面積以上るものでない限り、湾とは認められない。

4 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里を超えるときは、これらの点を結ぶ閉鎖線を引き、その線の内側の水域を内水とする。

5 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里を超えるときは、二十四海里の直線基線を、この長さの線で閉むことができる。

6 この条の規定は、いわゆる歴史的湾について

適用せず、また、第七条に定める直線基線の方法が適用される場合についても適用しない。

第十二条 停泊地

積込み、積卸し及び船舶の投げようのために通

常使用されている停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界よりも外方にある場合にも、領海とみなされる。

1 低潮高地とは、自然に形成された陸地であつて、低潮時には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅を超えて距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる。

2 低潮高地は、その全部が本土又は島から領海の幅を超える距離にあるときは、それ自体の領海を有しない。

3 低潮高地は、異なる状態に適応させて、前諸条に規定する方法を適用して基線を決定することができる。

4 第十四条 基線を決定する方法の組合せ

沿岸国は、異なる状態に適応させて、前諸条に規定する方法を適用して基線を決定することができる。

5 第十五条 向かい合つているか又は隣接

している海岸を有する国との間における領海の境界画定

二の国が海岸が向かい合つているか又は隣接しているときは、いざれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いざれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することができる。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは適用しない。

1 第十六条 海図及び地理学的經緯度の表

第七条 第九条及び第十条の規定に従つて決

定される領海の幅を測定するための基線又はこれに基づく限界線並びに第十二条及び前条の規定に従つて引かれる境界画定線は、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。これに代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。

沿岸国は、1の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に寄託する。

第三節 領海における無害通航

A すべての船舶に適用される規則

第十七条 無害通航権

すべての国の船舶は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、この条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。

第十八条 通航の意味

1 通航とは、次のことのために領海を航行することをいう。

- 内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過すること。
- 内水に向かつて若しくは内水から航行すること又は(a)の停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ること。

2 通航は、継続的かつ迅速に行わなければならぬ。ただし、停船及び投げようは、航行に通常付随するものである場合、不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合又は危険若しくは遭難に陥った人、船舶若しくは航空機に援助を與えるために必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

第十九条 無害通航の意味

1 通航は、沿岸国との平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従つて行わなければならない。

2 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、

沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされれる。

(a) 武力による威嚇又は武力の行使であつて、沿岸国との主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの

(b) 兵器(種類のいかんを問わない)を用いる訓練又は演習

(c) 沿岸国との防衛又は安全を害すこととなるような情報の収集を目的とする行為

(d) 沿岸国との防衛又は安全に影響を与えることとを目的とする宣伝行為

(e) 航空機の発着又は積込み

(f) 軍事機器の発着又は積込み

(g) 沿岸国との通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し

(h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為

(i) 渔獲活動

(j) 調査活動又は測量活動の実施

(k) 沿岸国との通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為

(l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動

(m) 第二十一条 潜水船その他の水中航行機器

(n) 潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。

第十九条 無害通航の意味

1 沿岸国は、この条約及び国際法の他の規則に従い、次の事項の全部又は一部について領海における無害通航に係る法令を制定することができる。

(a) 航行の安全及び海上交通の規制

(b) 航行援助施設及び他の施設の保護

(c) 電線及びパイプラインの保護

海洋生物資源の保存

沿岸国は、この条に定める航路帯及び分離航帯を海図上に明確に表示し、かつ、その海図を適切に公表する。

沿岸国による威嚇又は武力の行使による方法によるもの

(a) 海洋の科学的調査及び水路測量

(b) 沿岸国との通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反の防止

(c) 1に規定する法令は、外国船舶の設計、構造、乗組員の配乗又は設備については、適用しない。ただし、当該法令が一般的に受け入れられている国際的な規則又は基準を実施する場合は、この限りでない。

(d) 沿岸国は、1に規定するすべての法令を適當に公表する。

(e) 領海において無害通航権を行使する外國船舶は、1に規定するすべての法令及び海上における衝突の予防に関する一般的に受け入れられてゐるすべての国際的な規則を遵守する。

(f) 沿岸国は、航行の安全を考慮して必要な場合には、自國の領海において無害通航権を行使する外國船舶に対し、船舶の通航を規制するために自國が指定する航路帯及び設定する分離通航帯を使用するよう要求することができる。

(g) 沿岸国は、特に、タンカー、原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質若しくは原料を運搬する船舶に対し、1の航路帯のみを通航するよう要求することができること。

(h) 特定の国との船舶に対し又は特定の国へ、特定の国から若しくは特定の国のために貨物を運搬する船舶に対して法律上又は事實上の差別を行うこと。

(i) 特定の国との船舶に対し又は特定の国へ、特定の国から若しくは特定の国のために貨物を運搬する船舶に対して法律上又は事實上の差別を行うこと。

(j) 沿岸国は、自國の領海内における航行上の危険で自國が知っているものを適切に公表する。

(k) 沿岸国は、自國の領海内において必要な措置をとること。

(l) 第二十五条 沿岸国との保護権

(m) 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、

(n) 沿岸国は、また、船舶が内水に向かつて航行している場合又は内水の外にある港湾施設に立ち寄る場合には、その船舶が内水に入るため又は内水の外にある港湾施設に立ち寄るために從うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置をとる権利を有する。

沿岸国は、この条に定める航路帯及び分離航帯を海図上に明確に表示し、かつ、その海図を適切に公表する。

又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶

は、この条に定める特別の予防措置をとる。

第二十四条 沿岸国との義務

沿岸国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、領海における外國船舶の無害通航を妨害してはならない。沿岸国は、特に、この条約又はこの条約に従つて制定される法令の適用に当たり、次のことを行つてはならない。

外國の原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶は、領海において無害通航権を行使する場合には、その積み込み又は積出し

は、この条約に違反する故意のかつ重大な汚染をとる。

又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶

は、この条約に違反する故意のかつ重大な汚染をとる。

<p>3 沿岸国は、自國の安全の保護(兵器を用いる訓練を含む。)のため不可欠である場合には、その領海内の特定の水域において、外國船舶の間に法律上又は事實上の差別を設けることなく、外國船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このよろな停止は、適當な方法で公表された後においてのみ、効力を有する。</p>	
<p>第二十六条 外國船舶に対して課し得る課徴金</p>	
<p>1 外國船舶に対しては、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金も課すことができない。</p>	
<p>2 領海を通過する外國船舶に対しては、当該外國船舶に提供された特定の役務の対価としてのみ、課徴金を課すことができる。これらの課徴金は、差別なく課する。</p>	
<p>B 商船及び商業的目的のために運航する政府船舶に適用される規則</p>	
<p>第二十七条 外國船舶内における刑事裁判権</p>	
<p>1 沿岸国の刑事裁判権は、次の場合を除くほか、領海を通過している外國船舶内において、その通航中に当該外國船舶内で行われた犯罪に関連していざれかの者を逮捕し又は捜査を行うために行使してはならない。</p>	
<p>(a) 犯罪の結果が当該沿岸国に及ぶ場合</p>	
<p>(b) 犯罪が当該沿岸国や領海の秩序を乱す性質のものである場合</p>	
<p>(c) 当該外國船舶の船長又は旗国の外交官若しくは領事官が当該沿岸国当局に対して援助を要請する場合</p>	
<p>2 麻薬又は向精神薬の不正取引を防止するためには必要である場合</p>	
<p>1 の規定は、沿岸国が、内水を出て領海を通過している外國船舶内において逮捕又は捜査を行ったため、自國の法令で認められている措置をとる権利に影響を及ぼすものではない。</p>	
<p>1 及び2に定める場合においては、沿岸国</p>	
<p>C 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に適用される規則</p>	
<p>第二十九条 軍艦の定義</p>	
<p>この条約の適用上、「軍艦」とは、一の国の軍隊</p>	
<p>は、船長の要請があるときは、措置をとる前に当該外國船舶の旗国の外交官又は領事官に通報し、かつ、当該外交官又は領事官と当該外國船舶の乗組員との間の連絡を容易にする。緊急の場合には、その通報は、当該措置をとっている間に行なうことができる。</p>	
<p>4 沿岸国は、逮捕すべきか否か、また、いかなる方法によって逮捕すべきかを考慮するに当たり、航行の利益に対して妥当な考慮を払う。</p>	
<p>5 沿岸国は、第十二部に定めるところによる場合及び第五部に定めるところにより制定する法令の違反に関する場合を除くほか、外國の港を出で、内水に入ることなく単に領海を通過する外國船舶につき、当該外國船舶が領海に入る前に船内において行われた犯罪に関連していざれかの者を逮捕し又は捜査を行うため、いかなる措置もとることができない。</p>	
<p>第二十八条 外國船舶に関する民事裁判権</p>	
<p>1 沿岸国は、領海を通過している外國船舶内にある者に関して民事裁判権を行使するために当該外國船舶を停止させではなく、又はその航路を変更させてはならない。</p>	
<p>(a) 犯罪の結果が当該沿岸国に及ぶ場合</p>	
<p>(b) 犯罪が当該沿岸国や領海の秩序を乱す性質のものである場合</p>	
<p>(c) 当該外國船舶の船長又は旗国の外交官若しくは領事官が当該沿岸国当局に対して援助を要請する場合</p>	
<p>2 沿岸国は、外國船舶が沿岸国の水域を航行している間に又はその水域を航行するために当該外國船舶について生じた債務又は責任に関する場合を除くほか、当該外國船舶に対し民事上の強制執行又は保全処分を行うことができない。</p>	
<p>3 2の規定は、沿岸国が、領海に停泊しているか又は内水を出て領海を通過している外國船舶に対し、自國の法令に従って民事上の強制執行又は保全処分を行う権利を害するものではない。</p>	
<p>第四節 接続水域</p>	
<p>第一節 接続水域</p>	
<p>1 沿岸国は、自國の領海に接続する水域で接続水域といわれるものにおいて、次のことによつて必要な規制を行うことができる。</p>	
<p>(a) 自國の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止すること。</p>	
<p>2 この規定は、國際航行に使用されている海峽内の大公海又は排他的經濟水域の航路</p>	
<p>3 この部の規定は、國際航行に使用されている海峽内の大公海又は排他的經濟水域において同様に便利な公海又は排他的經濟水域</p>	
<p>は、その他の政府船舶が領海から直ちに退去することを要求することができる。</p>	
<p>第三十二条 軍艦又は非商業的目的のため運航するその他の政府船舶がもたらした損害についての旗国の責任</p>	
<p>旗国は、軍艦又は非商業的目的のために運航するその他の政府船舶が領海の通航に係る沿岸国にかかる結果として沿岸国に与えたいかなる損失又は損害についても國際的責任を負う。</p>	
<p>第三十三条 接続水域</p>	
<p>1 この部に定める國際航行に使用されている海峽の通航制度は、その他の点については、当該海峽を構成する水域の法的地位に影響を及ぼすものではなく、また、当該水域、当該水域の上空並びに当該水域の海底及びその下に対する海峡沿岸国の主権又は管轄権の行使に影響を及ぼすものではない。</p>	
<p>2 海峡沿岸国の主権又は管轄権は、この部の規定及び國際法の他の規則に従つて行使される。</p>	
<p>第三十五条 この部の規定の適用範囲</p>	
<p>(a) 海峽内の内水である水域。ただし、第七条に定める方法に従つて定めた直線基線がそれ以前には内水とされていなかつた水域を内水として取り込むこととなるものを除く。</p>	
<p>(b) 海峽沿岸国の領海を越える水域の排他的經濟水域又は公海としての法的地位</p>	
<p>(c) 特にある海峽について定める國際条約であつて長い間存在し現に効力を有しているものがその海峽の通航を全面的又は部分的に規制している法制度</p>	
<p>第三十六条 國際航行に使用されている海峡内の大公海又は排他的經濟水域において同様に便利な公海又は排他的經濟水域</p>	
<p>(b) 自國の領土又は領海内で行われた(a)の法令の違反を处罚すること。</p>	
<p>2 接続水域は、領海の幅を測定するための基線が軍務に従事する者の適當な名簿又はこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。</p>	
<p>第三十条 軍艦による沿岸国の法令の違反</p>	
<p>第三十一条 軍艦が領海の通航に係る沿岸国</p>	
<p>は、その他の政府船舶が領海から直ちに退去することを要求することができる。</p>	
<p>第三十二条 軍艦又は非商業的目的のため運航するその他の政府船舶がもたらした損害についての旗国の責任</p>	
<p>旗国は、軍艦又は非商業的目的のために運航するその他の政府船舶が領海の通航に係る沿岸国にかかる結果として沿岸国に与えたいかなる損失又は損害についても國際的責任を負う。</p>	
<p>第三十三条 接続水域</p>	
<p>1 この部に定める國際航行に使用されている海峽の通航制度は、その他の点については、当該海峽を構成する水域の法的地位に影響を及ぼすものではなく、また、当該水域、当該水域の上空並びに当該水域の海底及びその下に対する海峡沿岸国の主権又は管轄権の行使に影響を及ぼすものではない。</p>	
<p>2 海峡沿岸国の主権又は管轄権は、この部の規定及び國際法の他の規則に従つて行使される。</p>	
<p>第三十五条 この部の規定の適用範囲</p>	
<p>(a) 海峽内の内水である水域。ただし、第七条に定める方法に従つて定めた直線基線がそれ以前には内水とされていなかつた水域を内水として取り込むこととなるものを除く。</p>	
<p>(b) 海峽沿岸国の領海を越える水域の排他的經濟水域又は公海としての法的地位</p>	
<p>(c) 特にある海峽について定める國際条約であつて長い間存在し現に効力を有しているものがその海峽の通航を全面的又は部分的に規制している法制度</p>	
<p>第三十六条 國際航行に使用されている海峡内の大公海又は排他的經濟水域において同様に便利な公海又は排他的經濟水域</p>	

の航路が存在するものについては、適用しない。これらの航路については、この条約の他の関連する部の規定(航行及び上空飛行の自由に関する規定を含む。)を適用する。

第一節 通過通航

第三十七条 この節の規定の適用範囲

この節の規定は、公海又は排他的經濟水域の一部と公海又は排他的經濟水域の他の部分との間にある國際航行に使用されている海峡について適用する。

第三十八条 通過通航権

1 すべての船舶及び航空機は、前条に規定する海峡において、通過通航権を有するものとし、この通過通航権は、害されない。ただし、海峡が海峡沿岸国の島及び本土から構成されている場合において、その島の海側に航行上及び水路上の特性において同様に便利な公海又は排他的經濟水域の航路が存在するときは、通過通航権は、認められない。

2 通過通航とは、この部の規定に従い、公海又は排他的經濟水域の一部分と公海又は排他的經濟水域の他の部分との間にある海峡において、航行及び上空飛行の自由が継続的かつ迅速な通過のためのみに行使されることをいう。ただし、継続的かつ迅速な通過という要件は、海峡沿岸国への入国又は当該海峡沿岸国からの出国若しくは帰航の目的で海峡を通過することを妨げるものではない。

3 海峡における通過通航権の行使に該当しないいかなる活動も、この条約の他の適用される規定に従うものとする。

第三十九条 通過通航中の船舶及び航空機の義務

1 船舶及び航空機は、通過通航権を行っていける間、次のことを遵守する。

(a) 海峡又はその上空を疊ねなく通過するこ

(b) 武力による威嚇又は武力の行使であつて、

海峡沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の國際連合憲章に規定する國際法の諸原則に違反する方法に

よるものと差し控えること。

(c) 不可抗力又は遭難により必要とされる場合を除くほか、継続的かつ迅速な通過の通常の形態に付随する活動以外のいかなる活動も差し控えること。

(d) この部の他の関連する規定に従うこと。

2 通過通航中の船舶は、次の事項を遵守する。

(a) 海上における安全のため的一般的に受け入れられている國際的な規則、手続及び方式(海上における衝突の予防のための國際規則を含む。)

(b) 船舶からの汚染の防止、軽減及び規制の一般的に受け入れられている國際的な規則、手續及び方式

(c) 通過通航中の航空機は、次のことを行う。

(a) 國際民間航空機関が定める民間航空機に適用される航空規則を遵守すること。國の航空機については、航空規則に係る安全措置を原則として遵守し及び常に航行の安全に妥当な考慮を払つて運航すること。

(b) 國際的に権限のある航空交通管制当局によつて割り当てられた無線周波数又は適当な

ある海峡において二以上の海峡沿岸国との水域を通る航路帯又は分離通航帯が提案される場合には、関係国は、権限のある國際機関と協議の上、その提案の作成に協力する。

3 海峡沿岸国は、自分が指定したすべての航路帯及び設定したすべての分離通航帯を海図上に明確に表示し、かつ、その海図を適当に公表する。

4 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

5 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

6 海峡沿岸国は、自國が指定したすべての航路

7 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

8 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

9 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

10 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

11 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

12 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

13 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

14 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

15 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

16 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

17 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

18 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

19 通過通航中の船舶は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

20 通過通航中の航空機は、この条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

航帯を設定することができる。

2 1の海峡沿岸国は、必要がある場合には、適当に公表した後、既に指定した航路帯又は既に設定した分離通航帯を他の航路帯又は分離通航帯に変更することができる。

3 航路帯及び分離通航帯は、一般的に受け入れられており、國際的な規則に適合したものとする。

4 海峡沿岸国は、航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行う前に、これらの採択のための提案を権限のある國際機関に行つ。当該権限のある國際機関は、当該海峡沿岸国が同意する航路帯及び分離通航帯のみを採択することができるものとし、当該海峡沿岸国は、その採択の後にそれに従つて航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行うことができる。

5 海峡沿岸国は、1のすべての法令を適当に公示する。当該沿岸国は、1の法令を否定し、妨害し又は害する実際上の効果を有するものであつてはならない。

6 海峡沿岸国は、1のすべての法令を適当に公示する。外國船舶は、1の法令を遵守する。

7 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

8 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

9 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

10 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

11 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

12 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

13 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

14 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

15 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

16 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

17 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

18 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

19 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

20 海峡沿岸国は、1の法令を遵守する。

び規制

(c) 漁船については、漁獲の防止(漁具の格納を含む。)

2 1の法令は、外國船舶の間に法律上又は事實上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

3 上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

4 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

5 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

6 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

7 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

8 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

9 1の法令は、財政上、出入国管理

上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又

は人の積込み又は積卸し

を含む。)

1 第一部第三節の規定に基づく無害通航の制度

は、国際航行に使用されている海峡のうち次の海峡について適用する。

(a) 第三十八条1の規定により通過通航の制度の適用から除外される海峡

(b) 公海又は一の国の排他的経済水域の一部と他の国の領海との間にある海峡

1 の海峡における無害通航は、停止してはならない。

第四部 群島国

第四十六条 用語

(a) 「群島国」とは、全体が一又は二以上の群島この条約の適用上、から成る国をいい、他の島を含めることができない。

(b) 「群島」とは、島の集団又はその一部、相互に連結する水域その他天然の地形が極めて密接に関係しているため、これらの島、水域その他天然の地形が本質的に一の地理的、經濟的及び政治的単位を構成しているか又は歴史的にそのような単位と認識されているものをいう。

第四十七条 群島基線

1 群島国は、群島の最も外側にある島及び低潮時に水面上にある礁の最も外側の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことができる。ただし、群島基線の内側に主要な島があり、かつ、群島基線の内側の水域の面積と陸地(環礁を含む)の面積との比率が一対一から九対一までの間のものとなることを条件とする。

2 群島基線の長さは、百海里を超えてはならない。ただし、いずれの群島についても、これを取り囲む基線の総数の三ペーセントまでのものについて、最大の長さを百二十五海里までにすることができる。

3 群島基線は、群島の全般的な輪郭から著しく離れて引いてはならない。

4 群島基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある灯台その他のこれに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地の全部又は一部が最も近い島から領海の幅を超えない距離にある場合は、この限りでない。

5 いずれの群島国も、他の国の領海を公海又は排他的経済水域から切り離すように群島基線の方法を適用してはならない。

6 群島国の群島水域の一部が隣接する国の一の部分の間にある場合には、当該隣接する国が当該群島水域の一部で伝統的に行使している現行の権利及び他のすべての適法な利益並びにこれらの権利は、存続しかつ尊重される。

7 1の水域と陸地との面積の比率の計算に当たり、陸地の面積には、島の裾礁及び環礁の内側の水域(急斜面を有する海台の上部の水域のうちその周辺にある一連の石灰岩の島及び低潮時に水面上にある礁によって取り囲まれ又はほとんど取り囲まれている部分を含む。)を含めることができる。

8 この条の規定に従って引かれる基線は、その位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。これに代えて、測地原子を明示した各点の地理学的經緯度の表を用いることができる。

9 群島国は、8の海図又は地理学的經緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に寄託する。

第四十八条 領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の幅の測定

1 群島国は、第四十九条の規定の適用を妨げることなく、他の国との既存の協定を尊重するものとし、また、群島水域内の一定の水域における自國に隣接する国の伝統的な漁獲の権利及び他の適法な活動を認めるものとする。そのような権利を行使し及びそのような活動を行うための条件(これららの権利及び活動の性質、限度及び適用される水域を含む。)については、いずれかの関係国との要請により、関係国間における二国間の協定により定める。そのような権利は、第三国又はその国民に移転してはならず、また、第三国又はその国民との間で共有してはならない。

2 群島国は、他の国により敷設された既設の海底電線であって、陸地に接することなく自國の水域を通っているものを尊重するものとし、また、そのような海底電線の位置及び修理又は交換の意図についての適切な通報を受領した場合には、その海底電線の維持及び交換を許可する。

3 群島国は、第四十九条の規定に従って引かれる群島基線により取り囲まれる水域で群島の主権は、第四十七条の規定に従って引かれる群島基線から測定する。

第四十九条 群島水域、群島水域の上空並びに群島水域の海底及びその下の法的地位

1 群島国は、群島の主権は、第四十九条の規定に従って引かれる群島基線により取り囲まれる水域で群島の主権は、第四十七条の規定に従って引かれる群島基線から測定する。

2 群島国は、自國の群島水域、これに接続する領海及びそれらの上空における外国の船舶及び航空機の継続的かつ迅速な運航に適した航路帯及びその上空における航空路を指定することができる。

3 群島航路帯通航権とは、この条約に従い、公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間ににおいて、通常の形態での航行及び上空飛行の権利が継続的な、迅速なかつ妨げられることのない通過のためのみに行使されることをいう。

4 1の航路帯及び航空路は、群島水域及びこれに接続する領海を貫通するものとし、これらの航路帯及び航空路には、群島水域又はその上空における国際航行又は飛行に通常使用されるすべての通航のための航路及び船舶に関する規定はその航路に係るすべての通常の航行のための水路を含める。ただし、同一の入口及び出口の間ににおいては、同様に便利な二以上の航路は必要としない。

5 1の航路帯及び航空路は、通航のための航路の入口の点から出口の点までの一連の連続する

る。

第五十二条 無害通航権

1 すべての国の船舶は、第五十条の規定の適用を妨げることなく、第一部第三節の規定により群島水域において無害通航権を有する。ただし、次条の規定に従うものとする。

2 群島国は、自國の安全の保護のため不可欠である場合には、その群島水域内の特定の水域において、外国船舶の間に法律上又は事實上の差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このようない停止は、適切な方法で公表された後においてのみ、効力を有する。

第五十三条 群島航路帯通航権

1 群島国は、自國の群島水域、これに接続する領海及びそれらの上空における外国の船舶及び航空機の継続的かつ迅速な運航に適した航路帯及びその上空における航空路を指定することができる。

2 すべての船舶及び航空機は、1の航路帯及び航空路において群島航路帯通航権を有する。

3 群島航路帯通航権とは、この条約に従い、公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間ににおいて、通常の形態での航行及び上空飛行の権利が継続的な、迅速なかつ妨げられることのない通過のためのみに行使されることをいう。

4 1の航路帯及び航空路は、群島水域及びこれに接続する領海を貫通するものとし、これらの航路帯及び航空路には、群島水域又はその上空における国際航行又は飛行に通常使用されるすべての通航のための航路及び船舶に関する規定はその航路に係るすべての通常の航行のための水路を含める。ただし、同一の入口及び出口の間ににおいては、同様に便利な二以上の航路は必要としない。

第五十四条 海洋法に関する国際連合条約及び同報告書

官報(号外)

中心線によって定める。群島航路帯を通航中の船舶及び航空機は、これらの中心線のいずれの側についても二十五海里を超えて離れて通航してはならない。ただし、その船舶及び航空機は、航路帯を挟んで向かい合っている島と島とを結ぶ最短距離の十ペーセントの距離よりも海岸に近づいて航行してはならない。

6 この条の規定により航路帯を指定する群島国は、また、当該航路帯内の狭い水路における船舶の安全な通航のために分離通航帯を設定することができる。

7 群島国は、必要がある場合には、適当に公表した後、既に指定した航路帯又は既に設定した分離通航帯を他の航路帯又は分離通航帯に変更することができる。

8 航路帯及び分離通航帯は、一般的に受け入れられている国際的な規則に適合したものとする。

9 群島国は、航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行うに当たり、これらの採択のための提案を権限のある国際機関に行う。当該権限のある国際機関は、当該群島国が同意する航路帯及び分離通航帯のみを探査することができるものとし、当該群島国は、その採択の後にそれに従って航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行ふことができる。

10 群島国は、自國が指定した航路帯の中心線及び設定した分離通航帯を海図上に明確に表示し、かつ、その海図を適当に公表する。

11 群島航路帯を通航中の船舶は、その条の規定により設定された適用される航路帯及び分離通航帯を尊重する。

12 群島国が航路帯又は航路を指定しない場合には、群島航路帯を通航する権利は、通常国際航行に使用されている航路において行使することができるとする。

第五十四条 通航中の船舶及び航空機の

義務、調査活動及び測量活動、群島国の義務並びに群島航路帯通航に関する群島国の法令第四条の規定は、群島航路帯通航について準用する。

第三十九条、第四十条、第四十二条及び第四十四条の規定は、群島航路帯通航について準用する。

第五部 排他的経済水域

第五十五条 排他的経済水域の特別の法制度

排他的経済水域とは、領海に接続する水域であつて、この部に定める特別の法制度によるものである。この法制度の下において、沿岸国との権利及び管轄権並びにその他の国の権利及び自由は、この条約の関連する規定によって規定される。

第五十六条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものに有する。
(a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利
(b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権
(i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用
(ii) 海洋の科学的調査
(iii) 海洋環境の保護及び保全

2 第八十八条から第一百五十三条までの規定及び国際法の他の関連する規則は、この部の規定に反しない限り、排他的経済水域について適用する。

3 いざれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自國の権利を行使し及び自國の義務を履行するに当たり、沿岸国との権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。

第五十七条 排他的経済水域の幅

1 この条に定める海底及びその下についての権利は、第六部の規定により行使する。
2 第五十八条 排他的経済水域における他の国との権利及び義務

1 すべての国は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、排他的経済水域において、この条約の関連する規定に定めるところにより、第八十七条に定める航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海の利用(船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用等)の自由を享有する。

第五十八条

3 この条に定める海底及びその下についての権利のように行動する。

第六十条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物の建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。

1 沿岸国は、排他的経済水域における人工島、施設及び構築物の建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。

2 沿岸国は、1に規定する人工島、施設及び構築物に対して、通商上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する。

3 1に規定する人工島、施設又は構築物の建設については、適当な通報を行わなければならず、また、その存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。

4 (c) 排他的経済水域における沿岸国との権利及び管轄権の帰属に関する管轄権

1 沿岸国は、排他的経済水域における沿岸国との権利及び管轄権の帰属に関する管轄権を有する。その除去に当たっては、漁業、海洋環境の保護並びに他の国の権利及び義務に對しても定める一般的に受け入れられている国際的基準を考慮して、航行の安全を確保するため除去する。その除去に当たっては、漁業、海洋環境の保護並びに他の国の権利及び義務に對しても妥当な考慮を払う。完全に除去されなかつた施設又は構築物の水深、位置及び規模については、適当に公表する。

2 沿岸国は、必要な場合には、1に規定する人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。

3 沿岸国は、適用のある国際的基準を考慮して安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の性質及び機能と合理的な関連を有するようなものとし、また、その幅

は、一般的に受け入れられている国際的基準によつて承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、当該人工島、施設又は構築物の外縁のいずれの点から測定した距離についても五百メートルを超えるものであつてはならない。安全水域の範囲に関する限りは、適当な通報を行う。

6.すべての船舶は、4の安全水域を尊重しなければならず、また、人工島、施設、構築物及び安全水域の近傍における航行に関して一般的に受け入れられる国際的基準を遵守する。

7.人工島、施設及び構築物並びにそれらの周囲の安全水域は、国際航行に不可欠な認められた航路帯の使用の妨げとなるような場所に設けてはならない。

第六十一条 生物資源の保存

1.沿岸国は、自国の排他的經濟水域における生物資源の漁獲可能量を決定する。

2.沿岸国は、自国が入手することのできる最も科学的証拠を考慮して、排他的經濟水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適當な保存措置及び管理措置を通じて確保する。このため、適當な場合には、沿岸国及び権限のある国際機関(小地域的なもの、地域的なもの又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない)。

第六十二条 生物資源の利用

1.沿岸国は、前条の規定の適用を妨げることなく、排他的經濟水域における生物資源の最適利用の目的を促進する。

2.沿岸国は、排他的經濟水域における生物資源についての自国の漁獲能力を決定する。沿岸国は、自国が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、協定その他の取締により、4に規定する条件及び法令に従い、第六十九条及び第七十条の規定(特に開発途上国に関するもの)に特別の考慮を払つて漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認める。

第六十三条 生物資源の利用

(a)漁業者、漁船及び設備に関する許可証の発給(手数料その他の形態の報酬の支払を含む)。これらの支払は、沿岸国である開発途上国の場合については、水産業に関する財政、設備及び技術の分野での十分な補償から成ることができる。

第六十四条 高度回遊性の種

(b)漁獲することができる種及び漁獲割当の決定。この漁獲割当について、特定の資源若しくは資源群の漁獲、一定の期間における一隻当たりの漁獲又は特定の期間におけるいづれかの國の國民による漁獲のいづれについてのものであるかを問わない。

第六十五条 高度回遊性の種

(c)漁期及び漁場、漁具の種類、大きさ及び数量並びに利用することのできる漁船の種類、大きさ及び数の規制。

(d)漁獲することのできる魚その他の種の年齢及び大きさの決定。

(e)漁船に関して必要とされる情報(漁獲量及び漁獲努力量に関する統計並びに漁船の位置に関する報告を含む)の明示。

第六十六条 高度回遊性の種

(f)沿岸国との許可及び規制の下で特定の漁業に関する調査計画の実施を要求すること並びにそのような調査の実施(漁獲物の標本の抽出、標本の処理及び関連する科学的データの提供を含む)を規制すること。

第六十七条 高度回遊性の種

(g)沿岸国による漁獲量の全部又は一部の沿岸国上國が余剰分の一部を漁獲する必要性、その国民が伝統的に当該排他的經濟水域で漁獲を行つたるかを問わない)を考慮し

て、最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復することのできるようなものとする。

4.沿岸国は、2に規定する措置をとるに当たり、漁獲される種に関連し又は依存する種に及ぼす影響を考慮する。

第六十八条 水産業の開拓

5.入手することのできる科学的情報、漁獲量及び漁獲努力量に関する統計その他魚類の保存に関するデータについては、適當な場合には権限のある国際機関(小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもののいずれであるかを問わない)を通じ及びすべての関係国(その国民が排他的經濟水域における漁獲を認められている国を含む)の参加を得て、定期的に提供し及び交換する。

第六十九条 水産業の開拓

6.沿岸国は、保存及び管理に関する法令に及ぶことができる。

4.排他的經濟水域において漁獲を行う他の国の国民は、沿岸国の方に定める保存措置及び他の条件を遵守する。これらの法令は、この条約に適合するものとし、また、特に次の事項に及ぶことができる。

(a)漁業者、漁船及び設備に関する許可証の発給(手数料その他の形態の報酬の支払を含む)。これらの支払は、沿岸国である開発途上国の場合については、水産業に関する財政、設備及び技術の分野での十分な補償から成ることができる。

第七十条 水産業の開拓

5.沿岸国は、保存及び管理に関する法令にて適切な通報を行う。

(k)取締手続

第七十一条 取締手続

(j)要員の訓練及び漁業技術の移転(沿岸国の方に存在する資源水域に接続する水域内の双方に存在する資源水域に接続する水域内に又は排他的經濟水域に接続する水域内に又は直接に又は適當な小地域的若しくは地域的機関を通じて、当該資源の保存及び開發を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努める。

第七十二条 取締手續

(i)合弁事業に關し又はその他の協力についての取決めに関する条件

第七十三条 取締手續

(j)要員の訓練及び漁業技術の移転(沿岸国の方に存在する資源水域に接続する水域内に又は直接に又は適當な小地域的若しくは地域的機関を通じて協力する。適切な国際機関が存在しない地域においては、沿岸国その他の国民が当該地域において高度回遊性の種を漁獲する

国は、そのような機関を設立し及びその活動に参加するため、協力する。

2 1の規定は、この部の他の規定に加えて適用する。

第六十五条 海産哺乳動物

この部のいかなる規定も、沿岸国又は適当な場合には国際機関が海産哺乳動物の開発についてこの部に定めるよりも厳しく禁止し、制限又は規制する権利又は権限を制限するものではない。いずれの国も、海産哺乳動物の保存のために協力をしたものとし、特に、鯨類については、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関を通じて活動する。

第六十六条 潮河性資源

1 潮河性資源の発生する河川の所在する国は、当該潮河性資源について第一義的利益及び責任を有する。

2 潮河性資源の母川国は、自國の排他的経済水域の外側の限界より陸地側のすべての水域における漁獲及び3(b)に規定する漁獲のための適当な規制措置を定めることによって潮河性資源の保存を確保する。母川国は、当該潮河性資源を漁獲する3及び4に規定する他の国と協議の後、自国の河川に発生する資源の総漁獲可数量を定めることができる。

3(a) 潮河性資源の漁獲は、排他的経済水域の外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる。ただし、これにより母川国以外の国に経済的混乱がもたらされる場合は、この限りでない。排他的経済水域の外側の限界を越える水域における潮河性資源の漁獲に関しては、関係国は、当該潮河性資源に係る保存上の要請及び母川国とのニーズに妥当な考慮を払う。通常の漁獲量及び操業の形態並びにその漁獲

が行われてきたすべての水域を考慮して、当該他の国との経済的混亂を最小のものにとどめるために協力する。

(c) 母川国は、(b)に規定する他の国が自國との合意により潮河性資源の再生産のための措置に参加し、特に、そのための経費を負担する。

4 潮河性資源が母川国以外の国に排他的経済水域の外側の限界より陸地側の水域に入り又はこれを通過して回遊する場合には、当該国は、当該潮河性資源の保存及び管理について母川国と協力する。

5 潮河性資源の母川国及び当該潮河性資源を漁獲するその他の国は、適当な場合には、地域的に機関を通じて、この条の規定を実施するための取扱を締結する。

第六十七条 降河性の種

1 降河性の種がその生活史の大半を過ごす水域の所在する沿岸国は、当該降河性の種の管理について責任を有し、及び回遊する魚が出入りすることができるようとする。

2 降河性の種の漁獲は、排他的経済水域の外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる。その漁獲は、排他的経済水域において行われる場合には、この条の規定及び排他の経済水域における漁獲に関するこの条約のその他の規定に定められるところによる。

3 降河性の魚が稚魚として他の国の排他の経済水域を通して回遊する場合には、当該他の国との間の合意によって行われる。この合意は、種の合理的な管理が確保され及び1の

沿岸国が当該種の維持について有する責任が考慮されるようなものとする。

第六十八条 定着性の種族

この部の規定は、第七十七条4に規定する定着性の種族については、適用しない。

第六十九条 内陸国

1 内陸国は、自國と同一の小地域又は地域の沿岸国の排他的経済水域における生物資源の余剰分の適当な部分の開発につき、すべての関係国との間の合意により、衡平の原則に基づいて参加する権利を有する。

2 1に規定する参加の条件及び方法は、関係国が二国間の、小地域的な又は地域的な協定により定めるものとし、特に次の事項を考慮する。

(a) 沿岸国の漁業社会又は水産業に対する有害な影響を回避する必要性

(b) 内陸国が、この条の規定に基づき、現行の一国間の、小地域的な又は地域的な協定により、他の沿岸国の排他的経済水域における生物資源の開発に参加しており又は参加する権利を有する程度

(c) その他の内陸国及び地理的不利国が沿岸国

の排他的経済水域における生物資源の開発に

参加している程度及びその結果としていずれかの单一の沿岸国又はその一部が特別の負担を負うことを回避する必要性が生ずること。

(d) それぞれの国の国民の栄養上の必要性

ることを認めるため、一国間の、小地域的な又は地域的な及び衡平な取扱の締結に協力する。この規定の実施に当たっては、2に規定する要素も考慮する。

第七十条 地理的不利国

1 地理的不利国は、自國と同一の小地域又は地域の沿岸国の排他的経済水域における生物資源の余剰分の適当な部分の開発につき、すべての関係国との間の合意により、衡平の原則に基づいて参加する権利を有する。

2 この部の規定の適用上、「地理的不利国」とは、沿岸国(閉鎖海又は半閉鎖海に面した国を含む)であつて、その地理的状況のため自国民又はその一部の栄養上の目的のための魚の十分な供給を自國と同一の小地域又は地域の他の国(その地理的状況のため自国民又はその一部の栄養上の目的のための魚の十分な供給を自國と同一の小地域又は地域の他の国を含む)であつて、その地理的状況のため自国民の排他的経済水域における生物資源の開発に依存するもの及び自國の排他的経済水域を主張することができないものをいう。

3 1に規定する参加の条件及び方法は、関係国が二国間の、小地域的な又は地域的な協定により定めるものとし、特に次の事項を考慮する。

(a) 沿岸国の漁業社会又は水産業に対する有害な影響を回避する必要性

(b) 地理的不利国が、この条の規定に基づき、現行の二国間の、小地域的な又は地域的な協定により、他の沿岸国の排他的經濟水域における生物資源の開発に参加しておらず又は参加する権利を有する程度

(c) その他の地理的不利国及び内陸国が沿岸国との排他的經濟水域における生物資源の開発に参加している程度及びその結果としていずれかの單一の沿岸国又はその一部が特別の負担を負うこと回避する必要性が生ずること。

(d) それぞれの国の沿岸國又はその地理的不利性による生物資源の漁獲可能量のすべてを漁獲することのできる点に近づいている場合には、当該沿岸國その他の関係國は、同一の小地域又は地域の地理的不利国である開発途上國が当該小地域又は地域の沿岸國の排他的經濟水域における生物資源の開発について状況により適切な方法で及びすべての当事者が満足すべき条件の下で参加することを認めるため、二国間の、小地域的又は地域的な及び平衡な取扱いの締結に協力する。この規定の実施に当たっては、3に規定する要素も考慮する。

5 地理的不利国である先進国は、この条の規定に基づき、自國と同一の小地域又は地域の沿岸國である先進國の排他的經濟水域においてのみ生物資源の開発に参加することができる。この場合において、当該沿岸國である先進国がその排他的經濟水域における生物資源について他の國による漁獲を認めるに当たり、その國民が伝統的に当該排他的經濟水域で漁獲を行ってきた國の漁業社会に対する有害な影響及び経済的混乱を最小のものにとどめる必要性をどの程度考

3 1に規定する参加の条件及び方法は、関係国が二国間の、小地域的な又は地域的な協定により定めるものとし、特に次の事項を考慮する。

(a) 沿岸国の漁業社会又は水産業に対する有害な影響を回避する必要性

(b) 地理的不利国が、この条の規定に基づき、現行の二国間の、小地域的な又は地域的な協定により、他の沿岸国の排他的經濟水域における生物資源の開発に参加しておらず又は参加する権利を有する程度

(c) その他の地理的不利国及び内陸国が沿岸国との排他的經濟水域における生物資源の開発に参加している程度及びその結果としていずれかの單一の沿岸国又はその一部が特別の負担を負うこと回避する必要性が生ずること。

(d) それぞれの国の沿岸國又はその地理的不利性による生物資源の漁獲可能量のすべてを漁獲することのできる点に近づいている場合には、当該沿岸國その他の関係國は、同一の小地域又は地域の地理的不利国である開発途上國が当該小地域又は地域の沿岸國の排他的經濟水域における生物資源の開発について状況により適切な方法で及びすべての当事者が満足すべき条件の下で参加することを認めるため、二国間の、小地域的又は地域的な及び平衡な取扱いの締結に協力する。この規定の実施に当たっては、3に規定する要素も考慮する。

5 地理的不利国である先進国は、この条の規定に基づき、自國と同一の小地域又は地域の沿岸國である先進國の排他的經濟水域においてのみ生物資源の開発に参加することができる。この場合において、当該沿岸國である先進国がその排他的經濟水域における生物資源について他の國による漁獲を認めるに当たり、その國民が伝統的に当該排他的經濟水域で漁獲を行ってきた國の漁業社会に対する有害な影響及び経済的混乱を最小のものにとどめる必要性をどの程度考

6 1からまでの規定は、沿岸國が自國と同一の小地域又は地域の地理的不利国に対して排他的經濟水域における生物資源の開発のための平定により影響を及ぼすものではない。

6 1からまでの規定は、沿岸國が自國と同一の小地域又は地域の地理的不利国に対して排他的經濟水域における生物資源の開発に依存する度合が極めて高い場合には、当該沿岸國については、適用しない。

第七十一条 前二条の規定の不適用

第七十二条 権利の移転の制限

1 第六十九条及び第七十条に定める生物資源を開発する権利は、関係国間に別段の合意がない限り、貸借契約又は許可、合弁事業の設立その他権利の移転の効果を有する方法によって、第三國又はその国民に対しても直接又は間接に移転してはならない。

2 1の規定は、1に規定する効果をもたらさない限り、関係国が第六十九条及び第七十条の規定に基づく権利の行使を容易にするために第三國又は國際機関から技術的又は財政的援助を得ることを妨げるものではない。

第七十三条 沿岸國の法令の執行

1 沿岸國は、排他的經濟水域において生物資源を採査し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従つて制定する法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む)をとることができる。

2 拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

3 排他的經濟水域における漁業に関する法律に對する違反について沿岸國が科する罰には、関係國の別段の合意がない限り拘禁を含めではならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も

4 沿岸國は、外國船舶を拿捕し又は扣留した場合には、とられた措置及びその後の罰について、適當な経路を通じて旗國に速やかに通報する。

第七十四条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国における排他的經濟水域の境界画定

1 第六十九条及び第七十条に定める生物資源を開発するため、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行つ。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第十五部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取扱いを締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取扱いは、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。

第七十五条 海図及び地理学的經緯度の表

1 排他的經濟水域の外側の限界線及び前条の規定に従つて引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適當な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的經緯度の表を用いることができる。

2 沿岸國は、1の海図又は地理学的經緯度の表を適当地公表するものとし、当該海図又は表の

3 4(a)の(i)又は(b)の規定に従つて引いた海底に大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

(ii) 大陸斜面の脚部から六十海里を超えない点を用いて7の規定に従つて引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

4 (a)の(i)又は(b)の規定に従つて引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超える又は一千五百メートル等深線(一千五百メートルの水深を結ぶ線を含めてはならない。

5 4(a)の(i)又は(b)の規定に従つて引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超える又は一千五百メートル等深線(一千五百メートルの水深を結ぶ線を含めてはならない。

写しを国際連合事務総長に寄託する。

第六部 大陸棚の定義

第七十六条 大陸棚の定義

1 沿岸國の大陸棚とは、当該沿岸國の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縫辺部の外縁が

2 沿岸國の大陸棚は、4からまでに定める限界を越えないものとする。

3 大陸縫辺部は、沿岸國の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコーンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。

4 (a) この条約の適用上、沿岸國は、大陸縫辺部が領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縫辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の一ペーセント以上であるとの要件を満たすときによつて7の規定に従つて引いた線

(ii) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の一ペーセント以上であるとの要件を満たすときによつて7の規定に従つて引いた線

いう。)から百海里を超えてはならない。

5 の規定にかかるわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海嶺、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

7 沿岸国は、自國の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を經緯度によつて定める点を結ぶ六十海里を超えない長さの直線によって引く。

8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超える大陸棚の限界に関する情報と、平衡な地理的代表の原則に基づき附屬書IIに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。

9 沿岸国は、自國の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報(測地原子を含む)を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。

10 この条の規定は、向かい合つているか又は隣接している海岸を有する国間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

第七十七条 大陸棚に対する沿岸国の権利

1 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に對して主権的権利を行使する。

2 1の権利は、沿岸国が大陸棚を探査せず又はその天然資源を開発しない場合においても、当該沿岸国の明示なしにそのような活動を

行うことができないという意味において、排他的である。

3 大陸棚に對する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない。

4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

第七十八条 上部水域及び上空の法的地位

自由並びに他の国の権利及び

1 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

2 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

第七十九条 大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

1 すべての国は、この条の規定に従つて大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。

2 沿岸国は、大陸棚におけるあるらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

第六十条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

第六十一条 大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあるらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有する。

第八十二条 二百海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出

沿岸国は、領海の幅を測定する基線から二百海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による拠出を行う。

2 支払又は拠出は、鉱区における最初の五年間に支払又は拠出は、鉱区におけるすべての生産に關して毎年行われる。六年目の支払又は拠出の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の一パーセントとする。この割合は、十二年目まで毎年一パーセントずつ増加するものとし、その後は七パーセントとする。生産には、開発に關連して使用された資源を含めない。

第八十三条 海図及び地理学的經緯度の表

1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従つて引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適當な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的經緯度の表を用いることができる。

3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土とし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は拠出を免除される。

3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。

4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土とし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国との利益及び二

の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関する建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国との管轄権に影響を及ぼすものではない。

ズに考慮を払い、平衡な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

第八十三条 向かい合つているか又は隣接している海岸を有する国間における大陸棚の境界画定は、平衡的解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行つ。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第十五部に定める手続に付する。

1 向かい合つているか又は隣接している海岸を有する国間における大陸棚の境界画定は、平衡的解决を達成するために、国際司法裁判所規程第三十八条に規定する国際法に基づいて合意により行つ。

2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第十五部に定める手続に付する。

3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。

4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、当該合意に従つて解決する。

第八十四条 海図及び地理学的經緯度の表

1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従つて引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適當な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的經緯度の表を用いることができる。

2 沿岸国は、1の海図又は地理学的經緯度の表を適当地に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合は、これらを機関の事務局長に寄託する。

第九十七条 衝突その他の航行上の事故に関する刑事裁判権

1

公海上の船舶につき衝突その他の航行上の事故が生じた場合において、船長その他当該船舶に勤務する者の刑事上又は懲戒上の責任が問われるときは、これらの者に対する刑事上又は懲戒上の手続は、当該船舶の旗國又はこれらの者が属する国の司法当局又は行政当局においてのみとることができる。

2 懲戒上の問題に関しては、船長免状その他の資格又は免許の証明書を発給した国のみが、受有者がその国の国民でない場合においても、適正な法律上の手続を経てこれらを取り消す権限を有する。

3 船舶の拿捕又は扣留は、調査の手段としても、旗国の当局以外の当局が命令してはならない。

第九十八条 援助を与える義務

1 いすれの国も、自國を旗國とする船舶の船長に対し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度において次の措置をとることを要求する。

(a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えること。

(b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助に赴くこと。

(c) 衝突したときは、相手の船舶並びにその乗組員及び旅客に援助を与え、また、可能なときは、自己の船舶の名称、船籍港及び寄港しよよとする最も近い港を相手の船舶に知らせること。

2 いすれの沿岸国も、海上における安全に関する適切かつ実効的な捜索及び救助の機関の設置、運営及び維持を促進し、また、状況により

必要な取扱いされるときは、このため、相互間の地域的な取扱いにより隣接国と協力する。

第九十九条 奴隸の運送の禁止

いすれの国も、自國の旗を掲げることを認めた船舶による奴隸の運送を防止し及び処罰するためを有する。

3 船舶の拿捕又は扣留は、調査の手段としても、旗国の当局以外の当局が命令してはならない。

第一百条 海賊行為の抑止のための協力の義務

すべての国は、最大限に可能な範囲で、公海その他いすれの国も、公海の管轄権にも服しない場所における海賊行為の抑止に協力する。

第一百一条 海賊行為の定義

海賊行為とは、次の行為をいう。

(a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、扣留又は略奪行為であって次のもとに對して行われるもの

(i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれらの人若しくは財産

(ii) いすれの国の管轄権にも服しない場所にある船舶、航空機、人又は財産

(b) 海賊航空機とする事実を知つて当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為

いすれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とし、これを船舶、航空機、人又は財産につけるべき措置を決定することができる。

第一百二条 海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

船舶又は航空機は、海賊船舶又は海賊航空機となつた場合にも、その国籍を保持することができない。国籍の保持又は喪失は、当該国籍を与えた国の法律によって決定される。

第一百三条 海賊船舶又は海賊航空機の定義

海賊船舶又は海賊航空機の拿捕

いすれの国も、公海その他いすれの国も、公海の管轄権にも服しない場所において、海賊船舶、海賊航空機又は海賊行為によって奪取され、かつ、海賊の支配下にある船舶又は航空機を拿捕し及び当該船舶又は航空機内の人を逮捕し又は財産を押収することができる。拿捕を行つた国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができるものとし、また、善意の第三者の権利を尊重することを条件として、当該船舶、航空機又は財産についてとるべき措置を決定することができる。

第一百四条 十分な根拠なしに拿捕が行われた場合の責任

1 この条約の適用上、「許可を得ていない放送」とは、国際的な規則に違反して公海上の船舶又は施設から行われる音響放送又はテレビジョン放送のための送信であつて、一般公衆による受信を意図するものをいう。ただし、遭難呼出しの送信を除く。

第一百五条 放送

1 すべての国は、公海からの許可を得ていない放送の防止に協力する。

第一百六条 放送の防止に協力する

2 この条約の適用上、「許可を得ていない放送」とは、国際的な規則に違反して公海上の船舶又は施設から行われる音響放送又はテレビジョン放送のための送信であつて、一般公衆による受信を意図するものをいう。ただし、遭難呼出しの送信を除く。

第一百七条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得ていない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

第一百八条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得ていない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

第一百九条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得ていない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

第一百十条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得いない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

第一百十一条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得ない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

第一百十二条 放送の防止に協力する

1 すべての国は、公海からの許可を得ない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追することができる。

機その他の政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えていたものによってのみ行うことができる。

第一百十三条 海賊船又は海賊航空機の定義

義

1 すべての国は、公海からの許可を得ていない放送を行つた者については、次の国裁判所に訴追するため協力する。

2 いすれの国も、自國を旗國とする船舶が麻薬又は向精神薬の不正取引を行つていると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その取引を防止するため他の国協力を要請することができる。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

2

- 及び第九十六条の規定に基づいて完全な免除を与えられている船舶以外の外國船舶に遭遇した軍艦が当該外國船舶を臨検することは、次のいずれかのことを要するに足りる十分な根拠がない限り、正当と認められない。
- 当該外國船舶が海賊行為を行っていること。
 - 当該外國船舶が奴隸取引に従事していること。
 - 当該外國船舶が許可を得てない放送を行っており、かつ、当該軍艦の旗が前条の規定に基づく管轄権を有すること。
 - 当該外國船舶が国籍を有していないこと。
 - 当該外國船舶が、他の国の旗を掲げているか又は当該外國船舶の旗を示すことを拒否したが、実際には当該軍艦と同一の国籍を有すること。

軍艦は、1に規定する場合において、当該外國船舶がその旗を掲げる権利を確認することができる。このため、当該軍艦は、疑いがある当該外國船舶に対し士官の指揮の下にボートを派遣することができる。文書を検閲した後もなお疑いがあるときは、軍艦は、その船舶内において更に検査を行うことができるが、その検査は、できる限り慎重に行わなければならない。

3 疑いに根拠がないことが証明され、かつ、臨検を受けた外國船舶が疑いを正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、当該外國船舶は、被った損失又は損害に対する補償を受ける。

4 1から3までの規定は、軍用航空機について準用する。

5 1から5までの規定は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできるその他の船舶又は航空機で正当な権限を有するものについても準用する。

(a) 停船命令を発した航空機は、船舶を自ら拿捕することができる場合を除くほか、自分が

- の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、当該外國船舶の追跡を行うことができる。この追跡は、外國船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。領海又は接続水域にある外國船舶が停船命令を受ける時に、その命令を発する船舶も同様に領海又は接続水域にあることは必要でない。外國船舶が第三十三条に定める接続水域にあるときは、追跡は、当該接続水域の設定によって保護しようとする権利の侵害があつた場合に限り、行うことができる。

2 追跡権については、排他的経済水域又は大陸棚(大陸棚上の施設の周囲の安全水域を含む)において、この条約に従いその排他的経済水域又は大陸棚(当該安全水域を含む)に適用される沿岸国(当該安全水域を含む)の法令の違反がある場合に準用する。

3 追跡権は、被追跡船舶がその旗(又は第二国)の領海に入ると同時に消滅する。

4 追跡は、被追跡船舶又はそのボート若しくは被追跡船舶を母船としてこれと一團となって作業する舟艇が領海又は、場合により、接続水域、排他的経済水域若しくは大陸棚の上部にあることを追跡船舶がその場における実行可能な手段により確認しない限り、開始されたものとされない。追跡は、視覚的又は聴覚的停船信号を外國船舶が視認し又は聞くことができる距離から発した後にのみ、開始することができる。

5 追跡権は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによつてのみ行使することができる。

6 追跡が航空機によって行われる場合には、

1 から4までの規定を準用する。

(a) 停船命令を発した航空機は、船舶を自ら拿捕することができる場合を除くほか、自分が

呼び寄せた沿岸国の船舶又は他の航空機が到着して追跡を引き継ぐまで、当該船舶を自ら積極的に追跡しなければならない。当該船舶が停船命令を受け、かつ、当該航空機又は追跡を中断することなく引き継ぎ行う他の航空機若しくは船舶によって追跡されたのでない限り、当該航空機が当該船舶を違反を犯したもの又は違反の疑いがあるものとして発見しただけでは、領海の外における拿捕を正当とするために十分ではない。

7 いずれかの国の管轄権の及ぶ範囲内で拿捕され、かつ、権限のある当局の審理を受けるためその国の港に護送される船舶は、事情により護送の途中において排他的経済水域又は公海の一部を航行することが必要である場合に、その航行のみを理由として釈放を要求することができない。

8 追跡権の行使が正当とされない状況の下に領海の外において船舶が停止され又は拿捕されたときは、その船舶はこれにより被った損失又は損害に対する補償を受ける。

第百十二条 海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利

1 第七十九条5の規定は、1の海底電線及び海底パイプラインについて適用する。

2 第百十三条 海底電線又は海底パイプラインの損壊

3 いずれの国も、海底電線又は海底パイプラインの損壊を避けるためにいかり、網その他の漁具を失つたことを証明することができる船舶の所有者に対し、当該船舶の所有者が事前にあらゆる適当な予防措置をとったことを条件として当該海底電線又は海底パイプラインの所有者により補償が行われることを確保するために必要な法令を制定する。

4 第二節 公海における生物資源の保存及び管理制度

5 第百十六条 公海における漁獲の権利

6 第百十七条 公海における生物資源の保存のための措置を自国民についてとる國の義務

7 第百十七条の規定

8 すべての国は、自国民が公海において次のものに従つて漁獲を行つ権利を有する。

(a) 自國の条約上の義務

(b) 特に第六十三条2及び第六十四条から第六十一条までに規定する沿岸国(の権利、義務及び利益)

(c) この節の規定

9 すべての国は、公海における生物資源の保存のための措置を自国民についてとる國の義務

官報 (号外)

第一百三十条 通過運送における遅延又は

その他の困難で技術的性質のものを回避し又は無くすための措置

1 通過国は、通過運送における遅延又はその他の困難で技術的性質のものを回避するためすべての適切な措置をとる。

2 1の遅延又は困難が生じたときは、関係する通過国及び内陸国の権限のある当局は、その遅延又は困難を迅速に無くすため協力する。

内陸国を旗国とする船舶は、海港において他の外国船舶に与えられる待遇と同等の待遇を与える。

第一百三十二条 海港における同等の待遇

便益の供与

この条約は、この条約に定める通過のための便益よりも大きい便益であつて、締約国間で合意され又は締約国が供与するものの撤回をもたらさるものではない。この条約は、また、将来において一層大きい便益が供与されることを排除するものではない。

第十一部 深海底

第一節 総則

第一百三十三条 用語

この部の規定の適用上

(a) 「資源」とは、自然の状態で深海底の海底又はその下にあるすべての固体状、液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む)をいう。

(b) 深海底から採取された資源は、「鉱物」といふ。

第一百二十四条 この部の規定の適用範囲

この部の規定は、深海底について適用する。深海底における活動は、この部の規定により規律される。

第一条(1)に規定する境界を示す海図又は地図

理学的経緯度の表の寄託及び公表に関する要件

については、第六部に定める。

この条の規定は、第六部に定めるところによつての適切な措置をとる。

1 通過国は、通過運送における遅延又はその他の困難で技術的性質のものを回避するためすべての適切な措置をとる。

2 1の遅延又は困難が生じたときは、関係する通過国及び内陸国の権限のある当局は、その遅延又は困難を迅速に無くすため協力する。

内陸国を旗国とする船舶は、海港において他の外国船舶に与えられる待遇と同等の待遇を与える。

第一百三十二条 海港における同等の待遇

便益の供与

この条約は、この条約に定める通過のための便益よりも大きい便益であつて、締約国間で合意され又は締約国が供与するものの撤回をもたらさるものではない。この条約は、また、将来において一層大きい便益が供与されることを排除するものではない。

第一百三十七条 深海底及びその資源の法的地位

第一百三十八条 人類の共同の財産

第一百三十九条 遵守を確保する義務及び損害に対する責任

この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第二節 深海底を規律する原則

第一百四十条 上部水域及び上空の法的地位

第一百四十二条 地位

第一百四十三条 損害に対する責任

この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第一百四十四条 地位

第一百四十五条 損害に対する責任

この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第一百四十六条 地位

第一百四十七条 損害に対する責任

この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法地位に影響を及ぼすものではない。

第一百三十八条 深海底に関する国的一般的行為

深海底に関する国的一般的な行為は、平和及び安全の維持並びに国際協力及び相互理解の促進のため、この部の規定、国際連合憲章に規定する原則及び国際法の他の規則に従う。

1 締約国は、深海底における活動(締約国、国営企業又は締約国国籍を有し若しくは締約国若しくはその国民によって実効的に支配されている自然人若しくは法人のいすれにより行われるかを問わない)がこの部の規定に適合して行われることを確保する義務を負う。国際機関は、当該国際機関の行う深海底における活動に関することを確認する義務を負う。

2 締約国又は国際機関によるこの部の規定に基づく義務の不履行によって生ずる損害については、国際法の規則及び附属書III第十二条の規定の適用を妨げることなく、責任が生ずる。共同で行動する締約国又は国際機関は、連帯して責任を負う。ただし、締約国は、第一百五十三条及び同附属書第四条の規定による実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適切な措置をとった場合には、第一百五十三条2(b)に定めるところによつて当該締約国が保証した者がこの部の規定を遵守しないことにより生ずる損害について責任を負わない。

3 国際機関の構成国である締約国は、当該国機関につきこの条の規定の実施を確保するための適切な措置をとる。

連合によって認められた完全な独立又はその他の自治的地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特別の考慮を払つて、この部に明示的に行う。

この部の規定は、他の部の規定、国際連合憲章に規定する原則及び国際法の他の規則に従う。

1 機構は、第一百六十二条(f)(i)の規定により、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の公平な配分を適切な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

2 機構は、第一百六十二条(f)(i)の規定により、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の公平な配分を適切な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

第一百四十一条 専ら平和的目的のための海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の公平な配分を適切な制度を通じて、かつ、無差別の原則に基づいて行うことについて定める。

この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使される権利は、深海底の上部水域又はその上空の法地位に影響を及ぼすものではない。

1 沿岸国は、管轄権の及ぶ区域の境界にまたがつて存在する深海底の資源の鉱床に関する深海底における活動については、当該沿岸国の権利及び正当な利益に妥当な考慮を払つて行う。

2 1の権利及び利益の侵害を回避するため、関係国との間において協議(事前通報の制度を含む)を維持するものとする。深海底における活動により沿岸国は、管轄権の及ぶ区域内に存在する資源を開発する可能性がある場合には、当該沿岸国の事前の同意を得るものとする。

3 この部の規定及びこの部の規定により認められ又は行使されるいかなる権利も、自国の沿岸又は関係利益に対する重大なかつ急迫した危険であつて深海底における活動に起因し又はこれから生ずる汚染、汚染のおそれ又はその他の危険な事態から生ずるもの防止し、軽減し又は除去するため必要な措置(第十二部の関連する規定に適合するもの)をとる沿岸国の権利に影響を及ぼすものではない。

官報(号外)

第一百四十三条 海洋の科学的調査

1 深海底における海洋の科学的調査は、第十三部の規定に従い、専ら平和的目的のため、かつ、人類全体の利益のために実施する。

2 機構は、深海底及びその資源に関する海洋の科学的調査を実施することができるものとし、この目的のため、契約を締結することができる。機構は、深海底における海洋の科学的調査の実施を促進し及び奨励するものとし、また、調査及び分析の結果が利用可能な場合には、当該結果を調整し及び普及させる。

3 締約国は、深海底における海洋の科学的調査を実施することができる。締約国は、次に掲げることにより深海底における海洋の科学的調査における国際協力を促進する。

(a) 國際的な計画に参加すること並びに各國及び機構の要員による海洋の科学的調査における協力を奨励すること。

(b) 機構又は適切な場合には他の国際機関を通じ、開発途上国及び技術面における開発の程度が低い国の利益のため、次に掲げることを目的とする計画が作成されることを確保すること。

(c) 調査の技術及び実施に関する訓練すること。

(d) 深海底における調査において、これらの国がこれらの国に調査能力を強化すること。

1 機構は、次に掲げるることを目的として、この条約に従って措置をとる。

(a) 調査及び分析の結果が利用可能な場合には、機構を通じ又は適切なときは他の国際的な経路を通じて当該結果を効果的に普及させること。

(b) 第百四十四条 技術の移転

(c) 機構は、次に掲げるることを目的として、この条約に従って措置をとる。

(a) 深海底における活動に関する技術及び科学的知識を得ること。

(b) すべての締約国が(a)の技術及び科学的知識から利益を得るようにするため、当該技術及び科学的知識の開発途上国への移転を促進し及び奨励すること。

(c) 機構及び締約国は、このため、事業体及びすべての締約国が利益を得ることができるようには、深海底における活動に関する技術及び科学的知識の移転の促進に協力する。機構及び締約国は、特に、次の計画及び措置を提案し及び促進する。

(a) 事業体及び開発途上国に対し深海底における活動に関する技術を移転するための計画(当該計画には、特に、事業体及び開発途上国が公正かつ妥当な条件の下で関連する技術を取得することを容易にするための方策を含める。)

(b) 事業体の技術及び開発途上国への技術の進歩を目的とする措置(特に、事業体及び開発途上国に対する十分な参加の機会を与えるもの)

第三節 海洋環境の保護

1 深海底における活動について、海洋環境に及ぼす他の活動に対して合理的な考慮を払いつける。

2 深海底における活動を行うために使用される施設は、次の条件に従うものとする。

(a) 当該施設については、専らこの部の規定に基づき、かつ、機構の規則及び手続に従い、組み立て、設置及び撤去する。当該施設の組立て、設置及び撤去については、適切な通報を行わなければならず、また、当該施設の存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。

(b) 当該施設については、国際航行に不可欠な認められた航路帯の使用的妨げとなるような場所又は漁業活動が集中的に行われている水域に設置してはならない。

(c) 航行及び当該施設の安全を確保するため、その施設の周囲に適切な標識を設置することによって安全水域を設定するものとする。当該安全水域の形状及び位置は、船舶の特定の海域への合法的な出入り又は国際的な航路帯上の航行を妨げる帶状となるようなものとし得ない。

要性に對して特別の注意が払わなければならない。

(b) 深海底の天然資源の保護及び保存並びに海洋環境における植物相及び動物相に対する損害を確保するために必要な措置をとるものとする。機構は、このため、関連する条約に規定されている現行の国際法を補足するために適切な規則及び手続を採択する。

第三節 深海底における活動と海洋環境における活動との調整

1 深海底における活動については、海洋環境における他の活動に対して合理的な考慮を払いつける。

2 深海底における活動を行うために使用される施設は、次の条件に従うものとする。

(a) 当該施設については、専らこの部の規定に基づき、かつ、機構の規則及び手続に従い、組み立て、設置及び撤去する。当該施設の組立て、設置及び撤去については、適切な通報を行わなければならず、また、当該施設の存在について注意を喚起するための恒常的な措置を維持しなければならない。

(b) 当該施設については、国際航行に不可欠な認められた航路帯の使用的妨げとなるような場所又は漁業活動が集中的に行われている水域に設置してはならない。

(c) 航行及び当該施設の安全を確保するため、その施設の周囲に適切な標識を設置することによって安全水域を設定するものとする。当該安全水域の形状及び位置は、船舶の特定の海域への合法的な出入り又は国際的な航路帯上の航行を妨げる帶状となるようなものとし得ない。

(d) 当該施設については、専ら平和的目的のために使用する。

(e) 当該施設は、島の地位を有しない。当該施設は、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的經濟水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

第三節 深海底における活動への開発途上国への参加

1 深海底における活動への開発途上国への効果的な参加については、開発途上国が、その特権及び利益を確保するためには、深海底における活動に対する合理的な考慮を払いつける。

2 深海底における活動への開発途上国への効果的な参加については、開発途上国が、その特権及び利益を確保するためには、深海底への及び深海底からのアクニーズ、特に開発途上国の中の内陸国及び地理的不利が不利な位置にあること(深海底から離れていること、深海底への及び深海底からのアクニーズが困難であること等)から生ずる障害を克服することの必要性に妥当な考慮を払い、この部に明示的に定めるところによつて促進する。

第三節 考古学上の物及び歴史的な物

1 深海底において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有するすべての物については、当該物の原産地である国、文化上の起源を有する国又は歴史上及び考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、人類全体の利益のために保存し又は用いる。

2 深海底において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有するすべての物については、当該物の原産地である国、文化上の起源を有する国又は歴史上及び考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、人類全体の利益のため

に保存し又は用いる。

第三節 深海底の資源の開発

1 深海底における活動について、この部に明示的に定めるところにより、世界経済の健全な発展及び国際貿易の均衡のとれた成長を助長し、かつ、すべての国、特に開発途上国の大規模な発展のための国際協力を促進するように、次に掲げる

官報(号外)

- (a) 深海底の資源を開発すること。
- (b) (a) 深海底の資源の秩序ある、安全な、かつ、合理的な管理(深海底における活動の効率的な実施を含む)を行うこと及び保存に関すること。
- (c) 深海底における活動に参加する機会を、特に第百四十四条及び第百四十八条の規定に即して拡大すること。
- (d) この条約に定めるところにより、機構が収入の一部を得ること並びに事業体及び開発途上国に技術が移転されること。
- (e) 消費者への供給を確保するため、深海底以外の供給源から採取される鉱物との関係で必要に応じ、深海底から採取される鉱物の入手可能性を増大させること。
- (f) 深海底及び他の供給源から採取された鉱物について、生産者にとって採算がとれ、かつ消費者にとって公平である公正なかつ安定した価格の形成を促進すること並びに供給と需要との間の長期的な均衡を促進すること。
- (g) すべての締約国(社会的及び経済的制度又は地理的位置を問わない)に対し深海底の資源の開発に参加する機会を増大させること及び深海底における活動の独占を防止すること。
- (h) 次条に定めるところに従い、深海底における活動によって影響を受けた鉱物の価格の下落又は当該鉱物の輸出量による経済又は輸出所得に対する悪影響から、当該下落又は減少が深海底における活動によって生じた限度において、開発途上国を保護すること。
- (i) 人類全体の利益のために共同の財産を開発すること。
- (j) 深海底の資源から生産される鉱物の輸入品及び当該鉱物から生産される产品的輸入品の市場へのアクセスの条件は、他の供給源から

(a) 深海底の資源を開発すること。

(b) (a) 深海底の資源の秩序ある、安全な、かつ、合理的な管理(深海底における活動の効率的な実施を含む)を行うこと及び保存に関すること。

(c) 深海底における活動に参加する機会を、特に第百四十四条及び第百四十八条の規定に即して拡大すること。

(d) この条約に定めるところにより、機構が収入の一部を得ること並びに事業体及び開発途上国に技術が移転されること。

(e) 消費者への供給を確保するため、深海底以外の供給源から採取される鉱物との関係で必要に応じ、深海底から採取される鉱物の入手可能性を増大させること。

(f) 深海底及び他の供給源から採取された鉱物について、生産者にとって採算がとれ、かつ消費者にとって公平である公正なかつ安定した価格の形成を促進すること並びに供給と需要との間の長期的な均衡を促進すること。

(g) すべての締約国(社会的及び経済的制度又は地理的位置を問わない)に対し深海底の資源の開発に参加する機会を増大させること及び深海底における活動の独占を防止すること。

(h) 次条に定めるところに従い、深海底における活動によって影響を受けた鉱物の価格の下落又は当該鉱物の輸出量による経済又は輸出所得に対する悪影響から、当該下落又は減少が深海底における活動によって生じた限度において、開発途上国を保護すること。

(i) 人類全体の利益のために共同の財産を開発すること。

(j) 深海底の資源から生産される鉱物の輸入品及び当該鉱物から生産される产品的輸入品の市場へのアクセスの条件は、他の供給源から

の輸入品に適用される最も有利な条件よりも有利なものであってはならないこと。

第五十一条 生産政策

ない。ただし、機構が、事業の進展の性質及び日程を考慮してその規則及び手続において他の期間を定める場合は、これによる。

(b) 操作者は、承認された業務計画に基づいて一年間に採取されることが予想される二ヶ年の量を生産認可の申請書に明記する。当該申請書には、操作者が認可の取得後に行う支出(予定されている日程に従って商業的生産を開始すること)を可能にするよう合理的に計算されたもの)の計画表を含める。

(c) (a) 及び(b)の規定の適用上、機構は、附属書III第十七条の規定に従って適当な実施に関する要件を定める。

(d) 機構は、暫定期間中の生産が計画されている各年について、申請された生産量及び既に認可が与えられている生産量の合計が、生産認可の発給される年について4の規定に従って計算したニッケルの生産量の上限を超えない限り、当該申請された生産量について生産認可を発給する。

(e) 生産認可及び承認された申請は、生産認可の発給の後、承認された業務計画の一部となる。

(f) 操業者は、生産認可の申請が(b)の規定に基づいて却下された場合には、機構に対しいつでも新たに申請することができる。

(g) (b)の規定の適用上、(a)の規定の適用上、(b)の規定に従って計算される当該傾向線上のニッケルの年間消費量の値とする。

(h) 前年のものとの差の六十パーセント

(i) ニッケルの生産量の上限を計算するため用いられる傾向線の値は、生産認可が発給される年において計算される当該傾向線上のニッケルの年間消費量の値とする。

(j) 当該傾向線は、時間を独立変数とし、データを入手し得る最近の十五年間の実際のニッケルの消費量の対数の線形回帰から得るものとする。この傾向線は原傾向線といふ。

(k) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(l) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(m) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(n) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(o) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(p) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(q) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(r) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(s) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(t) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(u) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(v) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(w) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(x) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(y) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(z) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(aa) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(bb) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(cc) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

(dd) 原傾向線の年間増加率が三パーセント未満の場合には、(a)に定める生産量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線上における(i)に規定する十五年間の最初の年の値を始点として毎年三パーセントの率で増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年における生産量の上限は、いかなる場合にも、当該原傾向線の当該年の値と

暫定期間の残余の期間についてこの条に定める権限を回復する。

(a) 暫定期間の各年の生産量の上限は、次の(i)及び(ii)の規定によって得られた値の合計とする。

(b) (i) (b)の規定に従って計算されるニッケルの量を生産認可の申請書に明記する。当該申請書には、操作者が認可の取得後に行う支出(予定されている日程に従って商業的生産を開始すること)を可能にするよう合理的に計算されたもの)の計画表を含める。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、機構は、附属書III第十七条の規定に従って適当な実施に関する要件を定める。

(d) 機構は、暫定期間中の生産が計画されている各年について、申請された生産量及び既に認可が与えられている生産量の合計が、生産認可の発給される年について4の規定に従って計算したニッケルの生産量の上限を超えない限り、当該申請された生産量について生産認可が発給される。

(e) 生産認可及び承認された申請は、生産認可の発給の後、承認された業務計画の一部となる。

(f) 操業者は、生産認可の申請が(b)の規定に基づいて却下された場合には、機構に対しいつでも新たに申請することができる。

(g) (b)の規定の適用上、(a)の規定の適用上、(b)の規定に従って計算される当該傾向線上の値である前の年のものとの差の六十パーセント

(h) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって最初の商業的生産が開始される年の前年のものと当該傾向線上の値である前の年の前の年のものとの差

(i) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(j) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(k) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(l) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(m) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(n) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(o) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(p) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(q) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(r) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(s) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(t) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(u) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(v) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(w) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(x) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(y) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(z) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(aa) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(bb) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

(cc) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費量の傾向線上の値であって生産認可が開始される年の前年のものとの差

の上位のうち、事業体の当初の生産分として三

5 機構は、4の規定に従って計算される生産量

万八千メートル・トンの量のニッケルを留保する。

6 (a) 操業者は、全体の生産量が生産認可に定められた量を超えないことを条件として、いずれの年においても生産認可に定める多金属性の団塊からの鉱物のその年の年間の生産量未満の量又は当該年間の生産量にその八パーセントの量を加えた量までの生産を行うことができる。各年における当該年間の生産量の八パーセント超二十パーセント以下の超過について又は二年連続して当該年間の生産量を超過した後の最初の及びその後の年における当該年間の生産量の超過については、機構と交渉するものとし、機構は、操業者に対し追加的な生産についての補足的な生産認可を受けるよう要求することができる。

(b) (a)の補足的な生産認可の申請については、生産認可を受けていない操業者によるまだ処理されていないすべての申請について決定が行われ、かつ、他の予想される申請者について妥当な考慮が払われた後においてのみ、機構が検討する。機構は、暫定期間のいずれの年においても認められた生産量の合計が当該年の生産量の上限を超えてはならないという原則に従う。機構は、いかなる業務計画の下においても、年間四万六千五百メートル・トンを超える量のニッケルの生産を認可してはならない。

7 生産認可に従って採取された多金属性の団塊から抽出される銅、コバルト、マンガン等のニッケル以外の鉱物の生産量は、操業者がこの条の規定に従つて当該団塊からニッケルを最大限に生産した場合の当該ニッケル以外の鉱物の生産量を超えるべきではない。機構は、この7の規定を実施するため、附属書III第十七条の規定によって規則及び手続を定める。

8 関連する多数国間の貿易協定の下での不公正な経済的慣行に関する権利及び義務は、深海底

の鉱物の探査及び開発について適用される。当該貿易協定の当事国である締約国は、この8の規定に関して生ずる紛争の解決に当たって、当該貿易協定の紛争解決手続を利用する。

9 機構は、第一百六十一条の規定に従つて規則を採択することにより、適当な条件の下で、かつ、適當な方法を用いて、多金属性の団塊から抽出される鉱物以外の深海底の鉱物の生産量を制限する権限を有する。

10 総会は、深海底における活動によって影響を受けた鉱物の価格の下落又は当該鉱物の輸出量の減少によりその輸出所得又は経済が深刻な悪影響を受ける開発途上国を、当該下落又は減少が深海底における活動によって生じた限度において援助するため、経済計画委員会の助言に基づく理事会の勧告に従つて、補償制度を設け又は経済調整を援助する他の機関及び他の国際機関との協力を含む。)をとる。機構は、要請に基づき、最も深刻な影響を受けることが予想される国の困難を最小のものとし、かつ、当該国経済調整を援助するため、当該国有する問題について研究を開始する。

第一百五十二条 機構による権限の行使及び任務の遂行

1 機構は、その権限の行使及び任務の遂行(深海底における活動の機会を提供することを含む。)に当たって、差別をしてはならない。

2 1の規定にかかるわらず、開発途上国に対しこの部に明示的に定める特別の考慮を払うことによって機構を援助する。

3 機構は、この部の規定、この部に関連する附属書、機構の規則及び手続並びに3に規定する承認された業務計画の遵守を確保するために必要な深海底における活動に対する管理を行ふ。

4 機構は、この部の規定、この部に関連する附属書、機構の規則及び手続並びに3に規定する承認された業務計画の遵守を確保するために必要な深海底における活動に対する管理を行ふ。

5 機構は、この部の規定の遵守を確保するため並びにこの部又はいづれかの契約によって機構に与えられる管理及び規制の任務の遂行を確保するため、いつでもこの部に定める措置をとる権利を有する。機構は、深海底における活動に関連して使用される施設であつて深海底にあるすべてのものを査察する権利を有する。

6 3に定める契約は、当該契約の定める期間中の有効性が保証されることについて規定する。当該契約は、附属書IIIの第十八条及び第十九条の規定に基づく場合を除くほか、改定されず、停止されず又は終了しない。

7 第百五十三条 採査及び開発の制度

1 深海底における活動は、機構が、この条の規定、この部の他の規定、関連する附属書並びに機構の規則及び手続に従い、人類全体のために組織し、行い及び管理する。

2 深海底における活動は、機会から生ずる開発途上国の利益及びニーズに考慮を払う。

3 再検討のための会議は、人類の共同の財産と利益の衡平な配分をもたらしたか否か(特にのために深海底の資源の衡平な開発を確保する

従つて次の者が行う。

(a) 事業体

(b) 機構と提携することを条件として、締約国、国営企業又は締約国の国籍を有し若しくは締約国若しくはその国民によつて実効的に支配されている自然人若しくは法人であつて当該締約国によつて保証されているもの並びにこの(b)に規定する者の集団であつてこの部及び附属書IIIに定める要件を満たすもの

及び附属書IIIに定める要件を満たすもの

及び附属書IIIに定める要件を満たすもの

総会は、この条約の効力発生の後五年ごとに、この条約によって設けられる深海底の国際的な制度の実際の運用について全般的かつ系統的な再検討を行う。総会は、当該再検討に照らし、この部及びこの部に関連する附属書の規定及び手続に従つて当該制度の運用の改善をもたらすような措置をとることができ、又は他の機関がそのような措置をとるよう勧告することができる。

3 第百五十五条 再検討のための会議

1 総会は、承認された業務計画に従つて最初の商業的生産が開始される年の1月一日から十五年が経過した年に、深海底の資源の探査及び開発の制度を規定するこの部及び関連する附属書の規定を再検討するためには、会議を招集する。再検討のための会議は、当該十五年の間に得られた経験に照らして、次に掲げる事項を詳細に検討する。

2 (a) 当該制度を規律するこの部の規定が、人類全體に利益を与えたか否かを含め、すべての点でその目的を達成したか否か。

(b) 当該十五年の間に、留保されていない鉱区と比較して留保鉱区が効果的にかつ均衡のとれた形で開発されたか否か。

(c) 深海底及びその資源の開発及び利用が世界経済の健全な発展及び国際貿易の均衡のとれた成長を助長するように行われたか否か。

(d) 深海底における活動の独占が防止されたか否か。

(e) 第百五十条及び第百五十二条に定める方針及び政策が実施されたか否か。

(f) 当該制度が深海底における活動から生ずる利益の衡平な配分をもたらしたか否か(特に

のために深海底の資源の衡平な開発を確保する

第一百五十四条 定期的な再検討

総会は、この条約の効力発生の後五年ごとに、この条約によって設けられる深海底の国際的な制度の実際の運用について全般的かつ系統的な再検討を行う。総会は、当該再検討に照らし、この部及びこの部に関連する附属書の規定及び手続に従つて当該制度の運用の改善をもたらすような措置をとることができ、又は他の機関がそのような措置をとるよう勧告することができる。

3 第百五十五条 再検討のための会議

1 総会は、承認された業務計画に従つて最初の商業的生産が開始される年の1月一日から十五年が経過した年に、深海底の資源の探査及び開発の制度を規定するこの部及び関連する附属書の規定を再検討するためには、会議を招集する。再検討のための会議は、当該十五年の間に得られた経験に照らして、次に掲げる事項を詳細に検討する。

2 (a) 当該制度を規律するこの部の規定が、人類全體に利益を与えたか否かを含め、すべての点でその目的を達成したか否か。

(b) 当該十五年の間に、留保されていない鉱区と比較して留保鉱区が効果的にかつ均衡のとれた形で開発されたか否か。

(c) 深海底及びその資源の開発及び利用が世界経済の健全な発展及び国際貿易の均衡のとれた成長を助長するように行われたか否か。

(d) 深海底における活動の独占が防止されたか否か。

(e) 第百五十条及び第百五十二条に定める方針及び政策が実施されたか否か。

(f) 当該制度が深海底における活動から生ずる利益の衡平な配分をもたらしたか否か(特に

ために深海底の資源の衡平な開発を確保する

ことを目的とした国際制度並びに深海底における活動を組織し、行い及び管理するための機構が維持されることを確保する。再検討のための会議は、また、深海底のあらゆる部分に対する主権の主張又は行使の排除、国の深海底に関する権利及び一般的な行為、この条約に適合する深海底における活動への国の参加、深海底における活動の独自の防止、専ら平和的目的のための深海底の利用、深海底における活動の経済的側面、海洋の科学的調査、技術の移転、海洋環境の保護、人命の保護、沿岸国の権利、深海底の上部水域及びその上空の法的地位並びに深海底における活動と海洋環境における他の活動との間の調整に関するこの部に定める原則が維持されることを確保する。

3 再検討のための会議における意思決定手続は、第三次国際連合海洋法会議における手続と同一のものとする。再検討のための会議は、いかなる改正についてもコンセンサス方式によつて合意に達するためのあらゆる努力を払う。コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われるまで、改正に関する投票は行われるべきではない。

4 再検討のための会議は、その開始の後五年の間に深海底の資源の探査及び開発の制度に関して合意に達しない場合には、当該五年の経過後の十一箇月の間に、当該制度を変更し又は修正する改正であつて必要かつ適当と認めるものを採択し及び批准又は加入のため締約国に提出することにつき、締約国四分の三以上の多数による議決で決定することができる。当該改正は、締約国四分の三による批准書又は加入書の寄託の日の後十一箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

5 この条の規定に従い再検討のための会議によって採択された改正は、既存の契約に基づいて取得された権利に影響を及ぼすものではない。

第四節 機構

A 総則

第一百五十六条 機構の設立

1 この部の規定に基づいて任務を遂行する国際海底機構を設立する。

2 すべての締約国は、締約国であることによつて機構の構成国となる。

3 第三次国際連合海洋法会議のオブザーバーであつて、最終議定書に署名し、かつ、第三百五

条1の(c)、(d)、(e)又は(f)に規定するものに該当しないものは、機構の規則及び手続に従つてオブザーバーとして機構に参加する権利を有する。

4 機構の所在地は、ジャマイカとする。

5 機構は、その任務の遂行のために必要と認めることを目的として、この部の規定に従つて地域のセンター又は事務所を設置することができる。

第一百五十七条 機構の性質及び基本原則

1 機構は、締約国が、特に深海底の資源を管理することを目的として、この部の規定に従つて深海底における活動を組織し及び管理するための機関である。

2 機構の権限及び任務は、この条約によって明示的に規定される。機構は、深海底における活動についての権限の行使及び任務の遂行に含まれ、かつ、必要である付随的な権限であつて、この条約に適合するものを有する。

3 機構は、そのすべての構成国の主権平等の原則に基盤を置くものである。

4 機構のすべての構成国は、すべての構成国が享受することができるよう、この部の規定に基づいて負う義務を誠実に履行する。

5 総会の各構成国は、一の票を有する。

6 総会は、その手続規則を採択する。総会は、各通常会期の初めに議長及び必要とされるその他役員を選出する。これらの者は、次の通常会期において新たな議長及びその他の役員が選出される場合を除くほか、機構の所在地において開催する。

7 特別会期として総会を招集する決定を含む手続問題についての決定は、出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で行う。

8 実質問題についての決定は、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行つ。ただし、当該多数が当該会期に参加する構成国の過半数であることを条件とする。実質問題であるか否かに關して問題が生じた場合には

3 必要と認められる補助機関については、この部の規定に基づいて設置することができる。

4 機構の主要な機関及び事業体は、与えられた権限の行使及び任務の遂行についてそれぞれ責任を負う。各機関は、当該権限の行使及び任務の遂行に当たり、他の機関に与えられた特定の権限の行使及び任務の遂行を害し又は妨げるような行動を回避する。

5 機構は、当該権限の行使及び任務の遂行に当たり、他の機関に与えられた特定期間を超過する場合は、議長は、延期しなければならない。この規則は、いかなる実質問題についても一回のみ適用することができるものとし、会期末を超えて実質問題の投票を延期するために適用してはならない。

6 実質問題が初めて投票に付される場合には、議長は、当該実質問題に関する投票を五日を超えない期間延期することができる。もっとも、総会の構成国の五分の一以上の国が延期を要請する場合には、議長は、延期しなければならない。この規則は、いかなる実質問題についても一回のみ適用することができるものとし、会期末を超えて実質問題の投票を延期するために適用してはならない。

7 実質問題が初めて投票に付される場合には、議長は、当該実質問題に関する投票を五日を超えない期間延期することができる。もっとも、総会の構成国の五分の一以上の国が延期を要請する場合には、議長は、延期しなければならない。この規則は、いかなる実質問題についても一回のみ適用することができるものとし、会期末を超えて実質問題の投票を延期するために適用してはならない。

8 実質問題が初めて投票に付される場合には、議長は、当該実質問題に関する投票を五日を超えない期間延期することができる。もっとも、総会の構成国の五分の一以上の国が延期を要請する場合には、議長は、延期しなければならない。この規則は、いかなる実質問題についても一回のみ適用することができるものとし、会期末を超えて実質問題の投票を延期するために適用してはならない。

9 実質問題が初めて投票に付される場合には、議長は、当該実質問題に関する投票を五日を超えない期間延期することができる。もっとも、総会の構成国の五分の一以上の国が延期を要請する場合には、議長は、延期しなければならない。この規則は、いかなる実質問題についても一回のみ適用することができるものとし、会期末を超えて実質問題の投票を延期するために適用してはならない。

10 勘告的意見の要請が行われた会期の最後の退までに当該勘告的意見が与えられない場合には、総会は、当該提案に關して投票を行つた議長に対して書面によつて要請され、機構の構成国の四分の一以上の国がその要請を支持する場合には、総会は、当該勘告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。勘告的意見の要請が行われた会期の最後の退までに当該勘告的意見が与えられない場合には、総会は、当該提案に關して投票を行つた議長に対して書面によつて要請され、機構の構成国の四分の一以上の国がその要請を支持する場合には、総会は、当該勘告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

11 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

12 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

13 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

14 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

15 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

16 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

17 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

18 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

19 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

20 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

21 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

22 総会は、当該勘告的意見が与えられるよう国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部に要請する。総会は、同裁判部によつて勘告的意見が与えられるまで当該提案に關する投票を延期する。

- (b) 理事会が提案する候補者のうちから機構の事務局長を選出すること。
- (c) 理事会の勧告に基づき、事業体の総務会の総務及び事業体の事務局長を選出すること。
- (d) この部の規定に基づく総会の任務の遂行に必要と認める補助機関を設置すること。当該補助機関の構成については、衡平な地理的配分の原則、特別の利益並びに当該補助機関が取り扱う関連する技術的事項について資格及び能力を有する者で構成することの必要性に妥当な考慮を払う。
- (e) 機構がその運営経費に充てるための十分な収入を他の財源から得るようになるまでの間、国際連合の通常予算に用いられる分担率に基づいて合意される分担率に従って機構の運営予算に対する構成国の分担金の額を決定すること。
- (f) (i) 開発途上国及び完全な独立又はその他の自治的地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特別の考慮を払って、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の平衡的な配分並びに第八十二条の規定に基づいて行われる支払及び換出に関する規則及び手続を、理事会の勧告に基づいて審議し、承認すること。総会は、理事会の勧告を承認しない場合には、総会によって表明された意見に照らして再検討のため当該勧告を理事会に差し戻す。
- (ii) 機構の規則及び手続並びにこれらの改正であって、第一百六十二条(2)(b)の規定に基づいて理事会によって暫定的に採択されたものを審議し、承認すること。暫定的に採択された規則及び手続は、深海底における概要調査、深海底における探査及び開発、機構の財政管理及び内部運営並びに事業体の総務会の勧告を受けて行われる事業体から機構への資金の移転に關係するものとす。

- (g) 深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益をこの条約並びに機構の規則及び手続に即して衡平に配分することについて決定すること。
- (h) 理事が提出した機構の年次予算案を審議し、承認すること。
- (i) 理事会及び事業体の定期的な報告並びに理事会及び機関のその他の機関に要請した特別の報告を検討すること。
- (j) 深海底における活動に関する国際協力を促進するため並びに深海底における活動に関する国際法の漸進的発展及び法典化を奨励するため、研究を開始し及び勧告を行うこと。
- (k) 深海底における活動に関連する一般的な性質の問題(特に開発途上国に生ずるもの)及び深海底における活動に関する問題で地理的位置に起因するもの(特に内陸国及び地理的不利国に生ずるもの)を審議すること。
- (l) 経済計画委員会の助言に基づく理事会の勧告に従い、第一百五十五条の規定に基づき、補償制度を設け又は経済調整を援助するその他措置をとること。
- (m) 第一百八十五条の規定に基づき構成国としての権利及び特権の行使を停止すること。
- (n) 機構の権能の範囲内のあらゆる問題又は事項について討議すること並びに機構の特定の機関に明示的に付託されていない問題又は事項を機構のいずれの機関が取り扱うかを機構の諸機関の間の権限及び任務の配分に適合するように決定すること。
- C 理事会
- 1 第百六十一条 構成、手続及び投票
- 理事会は、総会が選出する機構の三十六の構成国で構成される。その選出については、次の順序によって行う。
- (a) 統計が入手可能な最近の五年間に、深海底から採取される種類の鉱物から生産された産品について、世界全体の消費量の二ペーセン

- トを超える量を消費した締約国又は世界全体の輸入量の一パーセントを超える量を輸入した締約国(のうちから四の理事国。ただし、いかなる場合にも、一の理事国は東欧地域の社会主义国家から選出するものとし、また、一の理事国は最大の消費国をもつて充てる)。
- (b) 直接又はその国民を通じて、深海底における活動の準備及び実施に最大の投資を行っている八の締約国(のうちから四の理事国。ただし、少なくとも一の理事国は、東欧地域の社会主义国家から選出する)。
- (c) その管轄の下にある地域における生産を基礎として、深海底から採取される種類の鉱物の主要な純輸出国である締約国(のうちから四の理事国。ただし、少なくとも二の理事国は、自國による当該鉱物の輸出がその経済に重要な関係を有している開発途上国から選出する)。
- (d) 開発途上国である締約国(のうちから特別の利益を代表する八の理事国。代表される当該特別の利益には、人口の多い国、内陸国又は地理的不利国、深海底から採取される種類の鉱物の主要な輸入国、当該鉱物の潜在的な生産国及び後発開発途上国(の利益を含む)。
- (e) 理事会全体の議席の平衡的な地理的配分を確保するという原則に従って選出される十八の理事国。ただし、各地理的地域からこの(e)の規定により少なくとも一の理事国を選出するものとする。この規定の適用上、地理的地域とは、アフリカ、アジア、東欧(ただし、社会主义国に限る)、ラテン・アメリカ並びに西欧及びその他をいう。
- 2 成立
- 理事会は、1の規定に従って理事国を選出するに当たり、次のことを確保する。
- (a) 内陸国及び地理的不利国が、総会において代表される程度と合理的に均衡のとれる程度に代表されること。
- (b) 1の(a)から(d)までに定める要件を満たして

- いない沿岸国(特に開発途上国)が、総会において代表される程度と合理的に均衡のとれる程度に代表されること。
- (c) 理事会において代表される締約国(の集団が指名する機構の構成国がある場合には、当該機構の構成国によって当該集団が代表される)。
- 3 選出
- 選出は、総会の通常会期に行われる。各理事国は、四年の任期で選出される。ただし、第一回の選出においては、1に定める各集団の理事国(の半数は、二年の任期で選出される)。
- 4 理事国は、再選されることができる。もつとも輪番制による議席の交代が望ましいことに妥当な考慮が払われるべきである。
- 5 理事会は、機構の所在地で任務を遂行し、機構の業務の必要に応じて会合する。ただし、年三回以上会合するものとする。
- 6 理事会の会合の定足数は、理事国(の過半数とする)。
- 7 各理事国は、一の票を有する。
- 8 (a) 手続問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国(の過半数による議決)で行う。
- (b) 次に掲げる規定の適用に関して生ずる実質問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国(の三分の二以上の多数による議決)で行う。ただし、当該多数が理事国(の過半数である)を条件とする。
- (c) 次に掲げる規定の適用に関する生ずる実質問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国(の四分の三以上の多数による議決)で行う。ただし、当該多数が理事国(の過半数である)を条件とする。
- (d) 次条2の(f)から(i)まで、(ii)、(iii)及び(iv)並びに第百九十二条
- (e) 次に掲げる規定の適用に関する生ずる実質問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国(の三分の二以上の多数による議決)で行う。ただし、当該多数が理事国(の過半数である)を条件とする。
- (f) 次条1、同条2の(a)から(e)まで、(i)、(ii)、(iii)から(v)まで、(vi)(契約者又は保証国による不履行の場合)、(vii)(ただし、(vi)に規定する命令は、8(d)に定めるコンセンサス方式に

官報(号外)

(d) 次に掲げる規定の適用に関する問題を除くは、三十日を超えて拘束力を有することができない。及び(x)から(z)まで、第一百六十三条2、第一百七十四条3並びに附属書IV第十一条

(e) 次に掲げる規定の適用について生ずる実質問題についての決定は、コンセンサス方式によつて行う。

(f) 次条2の(i)及び(j)の規定の適用による改正の採択(d)及び(e)の規定の適用上、「コンセンサス」とは、正式の異議がないことを意味する。議長は、理事会に対する提案の提出から十四日以内に、当該提案を採択することに対する正式の異議があるか否かを判断する。理事会の議長は、提案を採択することに対する正式の異議があると判断した場合には、意見の相違を調停し、コンセンサス方式による採択が可能となるよう提案を作成することを目的として、その判断の後三日以内に、九を超えない理事国から成り、理事会の議長を委員長とする調停委員会を設置し、招集する。調停委員会は、迅速に作業を行い、その後十四日以内に理事会に対して報告する。調停委員会は、コンセンサス方式による採択が可能となるような提案を勧告することがでない場合には、その報告において、そのような提案に対して異議が申し立てられている理由を明らかにする。

(g) (a)から(d)までに規定していない問題であつて、機構の規則及び手続その他により理事会が決定を行うことが認められているものについては、当該規則及び手続に明記されている(a)から(d)までのいずれかに定める手続に従つて決定する。いずれの手続によるかについて当該規則及び手続に明記されていない場合には、理事会が、可能なときは事前に、コンセンサス方式によつて決定する(a)から(d)までの

(i) 問題が(a)から(d)までのうちのいずれに規定する問題に該当するかについて疑義が生ずる場合には、場合に応じ、より多くの多数による議決を必要とする問題又は、コンセンサス方式を必要とする問題に該当する可能性があるときは、同方式を必要とする問題に該当するものとして取り扱う。ただし、その問題について適用されることとなる議決の方式によつて理事会において別段の決定が行われる場合は、この限りでない。

(j) 理事会は、理事国でない機構の構成国の要請がある場合又は理事国でない機構の構成国に特に影響を及ぼす事項が審議される場合に当該構成国が理事会の会合に代表を出席させることができるようにするための手続を定める。当該代表は、審議に参加することができるが、投票することはできない。

第二百六十二条 権限及び任務
1 理事会は、機構の執行機関であり、機構の機能の範囲内のある問題又は事項について、機構の従うべき個別の政策を、総会が定める一般的な政策及びこの条約に即して定める権限を有する。

2 理事会は、1に定める権限行使するほか、次のことを行う。

(a) 不履行の事案について総会の注意を喚起すること並びに、機構の機能の範囲内のあらゆる問題又は事項について、この部の規定の実施を監督し及び調整すること。

(b) 機構の事務局長の選出のための候補者の名簿を総会に提案すること。

(c) 事業体の総務会の総務及び事業体の事務局長の選出のために候補者を総会に推薦すること。

(d) 適当な場合には、経済性及び効率に妥当な考慮を払い、この部の規定に基づく理事会の任務の遂行に必要と認める補助機関を設置する。

(e) 委員会が業務計画の不承認を勧告する場合又はいかなる勧告も行わない場合には、理事会は、出席かつ投票する理事国の四分の三以上の多数による議決で当該業務計画の承認を決定することができる。ただし、当該多數が当該会期に出席する理事国の中の過半数であることを条件とする。

(f) 総会の承認を条件として、機構のためにかつ機構の機能の範囲内で国際連合又は他の国際機関と協定を締結すること。

(g) 事業体の報告書を審議し、報告を付して総会に送付すること。

(h) 年次報告及び総会が要請する特別の報告書を提出すること。

(i) 第百七十条の規定に基づいて事業体に指示を与えること。

(j) 附属書III第六条の規定に従つて業務計画を承認すること。理事会は、法律・技術委員会によって業務計画が提出された日から六十日以内に、理事会の会期中に次の手続に従つて当該業務計画について決定を行う。

(k) 第百五十三条4の規定並びに機構の規則及び手続に従つて深海底における活動の管理を行うこと。

(l) 第百五十条(h)に規定する経済的な影響が施設を監督し及び調整すること。

(m) 第百五十条(h)に規定する経済的な影響から保護を行うため、経済計画委員会の勧告に基づき同条(h)の規定に従つて必要かつ適当な措置をとること。

(n) 経済計画委員会の助言に基づき、第百五十一条10に規定する補償制度又は経済調整を援助するその他の措置について総会に勧告すること。

(o) (i) 開発途上国及び完全な独立又はその他の自立の地位を獲得していない人民の利益及びニーズに特別の考慮を払つて、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の衡平な配分並びに第八十二条の規定に基づいて行われる支払及び拠出に關する規則及び手続を総会に勧告すること。

(p) (ii) 総会によって承認されるまでの間、法律・技術委員会又はその他の関係する補助機関の勧告を考慮して、機構の規則及び手続(これらの改正を含む)を暫定的に採択し、暫定的に適用すること。これらの規則及び手続は、深海底における概要調査、深海底における探査及び開発並びに機構の財政管理及び内部運営に關係するものとす。多金属性の団塊の探査及び開発に關す

官報(号外)

- (v) 次の事項に関する財政上の規則及び手続の採択を優先する。多金属性の団塊以外の資源の探査及び開発のための規則及び手続については、当該資源に関する規則及び手続を採択し、機構の構成国が当該規則及び手続を採択することを機構に要請した日から三年以内に採択する。すべての規則及び手続は、総会によって承認される時又は総会の表明する見解に照らして理事会によって改正される時まで、暫定的に効力を有する。
- (vi) この部の規定に基づく活動に関連して機構が行い又は機構に対し行われるすべての支払の状況を検討すること。
- (vii) 附屬書Ⅲ第七条の規定により必要とされる場合には、生産認可を申請した者のうちから同条の規定に従つて選定を行うこと。
- (viii) 総会の承認を得るため機構の年次予算案を総会に提出すること。
- (ix) 機構の権能の範囲内のあるやる問題又は事項に関する政策について総会に勧告すること。
- (x) 第百八十五条の規定に基づき構成国としての権利及び特権の行使を停止することに関する総会に勧告すること。
- (xi) 不履行がある場合に、海底紛争裁判部において機構のための手続を開始すること。
- (xii) (ix)の規定に基づいて開始された手続における海底紛争裁判部の決定に關して総会に通報しそとるべき措置につき適切と認める勧告を行うこと。
- (xiii) 深海底における活動から生ずる海洋環境に対する重大な害を防止するため、緊急の命令(操業を停止し又は調整するための命令を含む。)を発すること。
- (xiv) 海洋環境に対し重大な害を及ぼす危険性のあることを実質的な証拠が示している場合に、契約者又は事業体による開発のための鉱区を承認しないこと。
- (xv) 次の事項に関する財政上の規則及び手続の

案を作成するための補助機関を設置すること。

(i) 第百七一条から第百七十五条までの規定に基づく財政管理

(ii) 附屬書Ⅲの第十三条及び第十七条(c)の規定に基づく財政上の措置

(z) この部の規定、機構の規則及び手続並びに機構との契約の条件が遵守されているか否かを決定するために深海底における活動を监察する査察員に対し指示を与える及び査察員を監督するための適切な制度を設けること。

第一百六十三条 理事会の機関

1 理事会の機関として次のものを設置する。

(a) 経済計画委員会

(b) 法律・技術委員会

2 各委員会は、締約国が指名した候補者のうちから理事会が選出する十五人の委員で構成される。ただし、理事会は、必要な場合には、経済性及び効率に妥当な考慮を払い各委員会の委員の人数を増加させることについて決定することができる。

3 委員は、その属する委員会が権限を有する分野についての適切な資格を有していないければならない。締約国は、委員会の任務の効果的な遂行を確保するため、関連する分野についての資格と共に最高水準の能力及び誠実性を有する候補者を指名する。

4 委員の選出に当たっては、衡平な地理的配分及び特別の利益が代表されることの必要性に妥当な考慮を払う。

5 いづれの締約国も、同一の委員会につき一人以上の候補者を指名することができない。いかなる者も、一以上の委員会で職務を遂行するため選出されることはできない。

6 委員は、五年の任期を有する。委員は、一の任期について再選されることができる。

7 委員の任期満了前に、委員の死亡、心身の故

委員と同一の地理的地域又は利益の分野から、その残任期間について委員を任命する。

8 委員は、深海底における探査及び開発に関するいかなる活動についても、金銭上の利害関係を有してはならない。委員は、その属する委員会の任務を遂行する場合を除くほか、産業上の秘密、附屬書Ⅲ第十四条の規定に基づいて機構に移転された財産的価値を有するデータその他機構における職務上知り得た秘密の情報をその職を退いた後も開示してはならない。

9 委員会は、理事会が採択する指針及び指示に従つてその任務を遂行する。

10 委員会は、その任務の効率的な遂行のために必要な規則を作成し、承認を得るために理事会に提出する。

11 委員会の意思決定手続は、機構の規則及び手続において定める。理事会に対する勧告には、必要な場合には、委員会における意見の相違についての要約を添付する。

12 委員会は、通常、機構の所在地で任務を遂行し、その任務の効率的な遂行の必要に応じて会合する。

13 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うことができる。

14 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

15 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

16 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

17 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

18 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

19 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

20 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

21 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

22 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

23 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

24 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

25 委員会は、その任務の遂行に当たり、適切な場合には、他の委員会、国際連合若しくはその専門機関の権限のある機関又は対象となる事項について権限を有する国際機関と協議を行うこととする。

(a) 理事会の要請に基づき、深海底における活動に関するこの条約の定めるところに従つて行われた決定を実施するための措置を提案すること。

(b) 輸入国及び輸出国の双方の利益、特にこれらの国のうちの開発途上国への利益を考慮に入れて、深海底から採取される鉱物の供給、需給及び価格の動向並びに供給、需要及び価格に影響を与える要因を検討すること。

(c) 関係締約国による注意の喚起を受けて、第一百五十二条に規定する悪影響をもたらすおそれのある事態について、調査すること及び理事会に適當な勧告を行うこと。

(d) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を、総会に提出するため、第百五十二条の規定に基づいて理事会に提案すること。委員会は、総会によつて採択された当該補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(e) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(f) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(g) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(h) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(i) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(j) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(k) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(l) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(m) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(n) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(o) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(p) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(q) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(r) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

(s) 深海底における活動によって悪影響を受けた開発途上国のために補償制度又は経済調整を援助するその他の措置を個別の事案に適用するためには、第百五十二条の規定に基づいて理事会に適當な勧告を行つこと。

官報(号外)

- (c) 理事会の要請に基づき、適当な場合には深海底における活動を行う主体又は関係国と協議し及び協力して、当該活動を監督し、理事会に報告すること。
- (d) 深海底における活動が環境に及ぼす影響についての評価を作成すること。
- (e) 海洋環境の保護につき、その分野において認められた専門家の見解を考慮して、理事会に勧告すること。
- (f) 深海底における活動が環境に及ぼす影響についての評価を含むすべての関連する要素を考慮して、第百六十二条^{2)(b)}に規定する規則及び手続を作成し、理事会に提出すること。
- (g) (f)の規則及び手続を常に検討し、必要又は望ましいと認める改正を隨時理事会に勧告すること。
- (h) 認められた科学的方法により、深海底における活動に起因する海洋環境の汚染の危険又は影響についての観察、計測、評価及び分析を定期的に行うための監視計画を作成すること。
- (i) 認められた科学的方法により、深海底における活動に起因する海洋環境の汚染の危険又は影響についての観察、計測、評価及び分析を定期的に行うための監視計画を作成すること。
- (j) この部及びこの部に関連する附屬書に基づき、特に第百八十七条の規定を考慮して、海底紛争裁判部において機構のために手続を開始するよう理事会に勧告すること。
- (k) 深海底における活動から生ずる海洋環境に対する重大な害を防止するため、緊急の命令（操業を停止又は調整するための命令を含む。）を発するよう理事会に勧告すること。
- (l) 深海底における活動から生ずる海洋環境に対する重大な害を及ぼす危険性のことを実質的な証拠が示している場合

<p>に、契約者又は事業体による開発のための鉱区を承認しないよう理事会に勧告すること。</p> <p>この部の規定、機構の規則及び手続並びに機構との契約の条件が遵守されているか否かを決定するために深海底における活動を査察する査察員に対し指示を与え及び査察員を監督すること。</p> <p>(n) 生産量の上限を計算すること及び、生産認可を申請した者のうちから理事会が附屬書III第七条の規定に従って必要な選定を行った後、第五十一条の2から7までの規定に従って機構のために生産認可を発給すること。</p> <p>D 事務局</p>
<p>第百六十八条 事務局の国際的な性質</p> <p>1 事務局長及び職員は、その職務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は機構外のいかなるところからも指示を求め又は受けではなくない。事務局長及び職員は、機構に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならぬ。締約国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること及びにこれらの者がその責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしていることを約束する。職員による義務の違反は、機構の規則及び手続に規定する適切な行政審判所に付託される。</p> <p>2 事務局長及び職員は、深海底における探査及び開発に関するいかなる活動についても、金銭上の利害関係を有してはならない。事務局長及び職員は、機構の任務を遂行する場合を除くほか、産業上の秘密、附屬書III第十四条の規定に基づいて機構に移転された財産的価値を有するデータその他の機構における職務上知り得た秘密の情報をその職を退いた後も開示してはならない。</p> <p>E 事業体</p> <p>第百七十九条 事業体</p> <p>1 事業体は、機構の機関であり、第百五十三条^{2(a)}の規定に基づいて深海底における活動を直接に行い、並びに深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売を行つ。</p> <p>2 事業体は、機構の国際法上の法人格の枠内で、附屬書IVの規程に定める法律上の能力を有する。事業体は、この条約、機構の規則及び手続並びに総会の定める一般的な政策に従つて行動し、かつ、理事会の指示及び管理に服する。</p> <p>3 事業体は、その業務のための主たる事務所を機構の所在地に置く。</p> <p>4 事業体は、第百七十三条²及び附屬書IV第十一条に定めるところによりその任務の遂行に必要な資金を供与され、また、第百四十四条及びこの条約の他の規定に定めるところによつて技術を供与される。</p>

<p>その考慮を払った上で、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて妥当な考慮を払う。</p> <p>第三百六十九条 国際機関及び非政府機関との協議及び協力</p> <p>1 事務局長は、機構の機関の権能の範囲内の事項について、国際連合経済社会理事会が認める国際機関及び非政府機関と協議し及び協力するため、理事会の承認を得てこれらの機関との間で適当な取決めを行つ。</p> <p>2 事務局長が1の規定により取決めを行つた機関は、機構の機関の手続規則に従い当該機構の機関の会合にオブザーバーとして出席する代表者を指名することができる。適当な場合には、事務局長が1の規定によって取決めを行つた機関の見解を得るために手續を定める。</p> <p>3 事務局長は、1に規定する非政府機関が特別の能力を有する事項であつて機構の活動に關係するものについて、当該非政府機関の提出する報告書を締約国に配布することができる。</p>

<p>合には、当該職員を解雇する。</p> <p>4 この条の規定を実施するために必要な規定については、機構の規則及び手続に含める。</p> <p>第三百七十条 事務局の運営</p> <p>1 機構の職員は、機構の運営上の任務を遂行するための必要な資格を有する科学要員、技術要員その他の要員で構成される。</p> <p>2 職員の採用及び雇用並びに勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。</p> <p>3 2に規定する機構の職員の義務の違反については、当該違反によって影響を受けた締約国の要請に基づき又は第百五十三条^{2(b)}の規定によって締約国が保証する自然人若しくは法人であつて当該違反によって影響を受けたものの要請に基づき、機構が当該職員を相手として機構の規則及び手続によって指定される審判所に付託する。当該影響を受けた締約国は、当該審判所における手続に参加する権利を有する。事務局長は、審判所が当該職員の解雇を勧告する場合</p>
--

F 機構の財政制度
第一百七十二条 機構の資金

機構の資金には、次のものが含まれる。

- (a) 第百六十条2(e)の規定に従って決定された機構の構成国の分担金
- (b) 附属書III第十三条の規定に基づき機構が深海底における活動に関連して受領する資金
- (c) 附属書IV第十条の規定に従って事業体から移転される資金
- (d) 第百七十四条の規定に基づいて借り入れる資金
- (e) 構成国又はその他の者が支払う任意の提出金
- (f) 第百五十二条10の規定に基づく補償のための基金(その財源については、経済計画委員会が勧告する)への支払
- (g) 機構の事務局長は、機構の年次予算案を作成し、理事会に提出する。理事会は、予算案を審議して、これに関する勧告と共に総会に提出する。総会は、第百六十条2(h)の規定に基づいて予算案を審議し、承認する。

官報(号外)

(c) 第百五十一条10及び第二百六十条2(i)の規定に基づいて開発途上国に補償するために使用する。

第二百七十四条 機構の借り入れの権限

機構は、資金を借り入れる権限を有する。

1 総会は、第二百六十条2(f)の規定に従って採択する財政規則において、機構の借り入れの権限についての制限を定める。

2 総会は、機構の借り入れの権限を行使する。

3 理事会は、機構の債務について責任を負わない。

4 締約国は、機構の債務について責任を負わない。

第二百八十二条 機構の文書及び公用の通信

1 機構の文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。

2 財産的価値を有するデータ、産業上の秘密又はこれらと同様の情報及び人事の記録は、公衆の閲覧の用に供される記録保管所に置いてはならない。

3 機構は、その公用の通信に際し、各締約国が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

4 機構は、その公用の通信に際し、各締約国が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第二百八十三条 機構の文書及び公用の通

要求してはならない。

第二百八十四条 機構の公的な活動のために必要な相当の価額の产品又はサービスが機構により又は機構のために購入される場合において、当該产品又はサービスの価格の一部として租税又は關稅が含まれるとときは、実行可能な限り、当該租税又は關稅を免除するため又はその還付をするため、適当な措置をとる。この条に規定する免稅を受けた輸入され又は購入された产品については、当該免除を認めた締約国の同意した条件に従う場合を除くほか、当該締約国領域内で売却その他の方法で処分してはならない。

1 締約国は、機構の事務局長及び職員並びに機構のために職務を遂行する専門家が自国民でない場合には、これらの者に機構が支払う給料、報酬その他すべての支払に關する課税も行つてはならない。

2 締約国は、機構の事務局長及び職員並びに機構のために職務を遂行する専門家が自国民でない場合には、これらの者に機構が支払う給料、報酬その他すべての支払に關する課税も行つてはならない。

第二百八十五条 機構としての権利及び特権の行使の停止

機構に対する分担金の支払が延滞している締約国は、その延滞金の額がその時までの満二年間に当該締約国が支払うべきであった分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、投票権を失う。もともと、総会は、支払の不履行が構成国にとってやむを得ない事情によると認めるとときは、当該構成国に投票を認めることができる。

1 総会は、この部の規定に対する重大かつ執拗な違反を行った締約国について、理事会の勧告に基づき、構成国としての権利及び特権の行使を停止することができる。

2 締約国がこの部の規定に対する重大かつ執拗な違反を行ったと海底紛争裁判部が認定するまでは、1の規定に基づく措置をとつてはならない。

第二百八十六条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

収を免除される。

第二百八十七条 機構の財産及び資産

機構並びにその財産及び資産は、機構が個別の

事案について明示的に放棄する場合を除くほか、訴訟手続の免除を享受する。

第二百八十八条 訴訟手続の免除

機構並びにその財産及び資産は、機構が個別の

事案について明示的に放棄する場合を除くほか、訴訟手続の免除を享受する。

第二百八十九条 捜索及びあらゆる形式の押取の免除

機構の資金は、機構の運営経費に優先的に充てられる。第二百七十二条の規定による機構の運営経費に充てるための十分な資金を他の財源から得るようになるまでの間、その運営経費に充てるために特別勘定に払い込まれるものとする。

第二百九十条 制限、規制、管理及びモラトリ

アムの免除

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜

索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

取を免除する。

第二百九十二条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、いかなる性質の制限、

規制、管理及びモラトリ

アムも免除される。

第二百九十三条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜

索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

取を免除される。

第二百九十四条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜

索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

取を免除される。

第二百九十五条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜

索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

取を免除する。

第二百九十六条 機構の財産及び資産

機構の財産及び資産は、所在地及び占有者のい

かんを問わず、行政上又は立法上の措置による搜

索及び徵發、沒收、収用その他あらゆる形式の押

取を免除する。

第五節 紛争の解決及び勧告的意見

第一百八十六条 國際海洋法裁判所の海底紛争裁判部

海底紛争裁判部の設置及びその管轄権の行使については、この節、第十五節及びその管轄権の行使によつて規定する。

第一百八十七条 海底紛争裁判部の管轄権

海底紛争裁判部は、深海底における活動に関する次の種類の紛争につき、この部及びこの部に連する附属書の規定により管轄権を有する。

第一百八十八条 海底紛争裁判部の管轄権

(a) この部及びこの部に連する附属書の規定による紛争の解釈又は適用に関する紛争

第一百八十九条 國際海洋法裁判所の特別裁判部、海底紛争裁判部の特別裁判部

(f) その他この条約において海底紛争裁判部の管轄権が明示的に定められている紛争

第一百九十条 國際海洋法裁判所の特別裁判部、海底紛争裁判部又は拘束力のある商事仲裁への紛争の付託

臨時裁判部又は拘束力のある商事仲裁への紛争の付託

海底紛争裁判部は、この部の規定に基づく機構の裁量権の行使について管轄権を有せず、いかなる場合にも機構が代わって裁量権を行使してはならない。海底紛争裁判部は、第一百八十七条の規定に基づいて管轄権を行使するに当たり、機構の規則及び手続がこの条約に適合しているか否かの問題について意見を述べてはならない。もととて該規定及び手続がこの条約の適用が認められる場合に於ける紛争は、紛争当事者が別段の合意をしていない限り、拘束力のある商事仲裁に付されるものとする。当該紛争が付託される商事仲裁の義務の不履行に起因する損害に対する他の救済の請求に限られる。

第一百九十二条 海洋環境の保護及び保全

第一節 総則

第一百九十三条 天然資源を開発する国の主権的権利

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十四条 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置

第二節 勧告的意見

第一百九十五条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十六条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十七条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十八条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十九条 保証締約国の手続への参加及び出席

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十条 保証締約国の手續への参加及び出席

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十一条 一般的義務

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十二条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十三条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十四条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

第一百九十五条 海洋環境の保護及び保全する

海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。

官報(号外)

動から生ずる汚染がこの条約に従って自國が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる。

この部の規定によりとる措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を取り扱う。この措置には、特に、次のことをできる限り最小にするための措置を含める。

(a) 毒性の又は有害な物質(特に持続性のもの)の陸にある発生源からの放出、大気からの若しくは大気を通じての放出又は投棄による放出(船舶からの汚染特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運航の安全を確保し、意図的な及び意図的でない排出を防止し並びに船舶の設計、構造、設備、運航及び乗組員の配乗を規制するための措置を含む。)

(b) 船舶からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運航の安全を確保し、意図的な及び意図的でない排出を防止し並びに船舶の設計、構造、設備、運航及び乗組員の配乗を規制するための措置を含む。)

(c) 海底及びその下の天然資源の探査又は開発に使用される施設及び機器からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのようないくつかの施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。)

(d) 海洋環境において運用される他の施設及び機器からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのようないくつかの施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。)

4 この部の規定によりとる措置には、希少又は減り又は規制するための措置をとるに当たり、他の国とのこの条約に基づく権利の行使に当たつての活動及び義務の履行に当たつての活動に対する不当な干渉を差し控える。

5 この部の規定によりとる措置には、希少又はせい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の

海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。

第一百九十五条

損害若しくは危険を移転させ又は一の類型の汚染を他の類型の汚染に変え

いすれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制するための措置をとるに当たり、損害若しくは危険を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないように又は一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えないように行動する。

1 いすれの国も、自國の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部

分への導入(意図的であるか否かを問わない)を防止し、軽減し及び規制するため必要なすべての措置をとる。

2 この条の規定は、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関するこの条約の適用に影響を及ぼすものではない。

第二節 世界的及び地域的な協力

第一百九十七条

世界的又は地域的基礎における協力

いすれの国も、世界的基礎において及び、適当なときは地域的基礎において、直接に又は権限のある国際機関を通じ、地域的特性を考慮した上で、海洋環境を保護し及び保全するため、この条約に適合する国際的な規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を作成するため協力する。

第三節 技術援助

第一百九十八条

前条の規定により取得した情報及びデータに照らし、いすれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を作成するための適当な科学的基準を定めに当たつて協力する。

第四節 監視及び環境評価

第一百九十九条

開発途上国は、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため又は汚染の影響を最小にするため、国際機関から次の事項に関する優先的待遇を受ける。

(a) 適当な資金及び技術援助の配分

(b) 國際機関の専門的役務の利用

1 いすれの国も、他の国の権利と両立する形で、直接に又は権限のある国際機関を通じ、認められた科学的方法によって海洋環境の汚染の危険又は影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう、実行可能な限り努力する。

2 いすれの国も、特に、自國が許可し又は從事する活動が海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を監視する。

3 このことを知った国は、その損害により影響を受ける場合又は損害が実際に生じた場合の通報

いすれの国も、前条の規定により得られた結果

と。この援助には、特に次のことを含める。

(i) 科学及び技術の分野における開発途上国での要員を訓練すること。

(ii) 関連する国際的な計画への開発途上国の参加を容易にすること。

(iii) 必要な機材及び便宜を開発途上国に供与すること。

(iv) (同)の機材を製造するための開発途上国の能力を向上させること。

(v) 調査、監視、教育その他の計画について助言及び施設を整備すること。

(vi) (同)の能力を向上させること。

(vii) 必要な機材及び便宜を開発途上国に供与すること。

(viii) (同)の機材を製造するための開発途上国の能力を向上させること。

(ix) (同)の能力を向上させること。

(x) (同)の能力を向上させること。

(xi) (同)の能力を向上させること。

(xii) (同)の能力を向上させること。

(xiii) (同)の能力を向上させること。

(xiv) (同)の能力を向上させること。

(xv) (同)の能力を向上させること。

(xvi) (同)の能力を向上させること。

(xvii) (同)の能力を向上させること。

(xviii) (同)の能力を向上させること。

(xix) (同)の能力を向上させること。

(xx) (同)の能力を向上させること。

(xxi) (同)の能力を向上させること。

(xxii) (同)の能力を向上させること。

(xxiii) (同)の能力を向上させること。

(xxiv) (同)の能力を向上させること。

(xxv) (同)の能力を向上させること。

(xxvi) (同)の能力を向上させること。

(xxvii) (同)の能力を向上させること。

(xxviii) (同)の能力を向上させること。

(xxix) (同)の能力を向上させること。

(xxx) (同)の能力を向上させること。

官 報 (号 外)

についての報告を公表し、又は適当な間隔で権限のある国際機関に提供する。当該国際機関は、提供された報告をすべての国の利用に供すべきである。

第二百六条 活動による潜在的な影響の評価

いづれの国も、自國の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすわざがあると信するに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条に規定する方法によりその評価の結果についての報告を公表し又は国際機関に提供する。

第五節 海洋環境の汚染を防止し、軽減及び規制するための国際的規則及び国内法

第二百七条 陸にある発生源からの汚染基準並びに勧告される方針及び手続を考慮して、陸にある発生源(河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む)からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。

いづれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を考慮して、陸にある発生源(河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む)からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。

いづれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。

いづれの国も、1に規定する汚染を閑し、適当な地域的規模において政策を調和させるよう努力する。

いづれの国も、地域的特性並びに開発途上国の経済力及び経済開発のニーズを考慮して、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を定める。これらの規則、基準並びに勧告される方針及び手続は、必要に応じ隨時再検討する。

第二百九条 深海底における活動からの汚染

1 深海底における活動からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、国際的な規則及び手続が、第十一部の規定に従つて定められる。これらの規則及び手続は、必要に応じ随時再検討される。

いづれの国も、この節の関連する規定に従う

5 随時再検討する。

1、2及び4に規定する法令、措置、規則、基準並びに勧告される方針及び手続には、毒性の又は有害な物質(特に持続性のもの)の海洋環境への放出をできる限り最小にするためのものとし、これを含める。

第二百八条 国の管轄の下で行う海底における活動からの汚染

1 沿岸国は、自國の管轄の下で行う海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第六十条及び第八十条の規定により自國の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。

2 いづれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。

3 1及び2に規定する法令及び措置は、少なくとも国際的な規則及び基準並びに勧告される方針及び手続と同様に効果的なものとする。

4 いづれの国も、1に規定する汚染に関し、適当な地域的規模において政策を調和させるよう努力する。

5 いづれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、1に規定する海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を定める。これらの規則、基準並びに手続は、必要に応じ隨時再検討する。

ことを条件として、自國を旗国とし、自國において登録され又は自國の権限の下で運用される船舶、施設、構築物及び他の機器により行われる深海底における活動からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。この法令の要件は、少なくとも1に規定する国際的な規則及び手続と同様に効果的なものとする。

第二百十条 投棄による汚染

1 いづれの国も、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。

2 いづれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。

3 1及び2に規定する法令及び措置は、国に権限のある当局の許可を得ることなく投棄が行われないことを確保するものとする。

4 いづれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方針及び手続を定める。これらの規則、基準並びに手続は、必要に応じ随时再検討する。

5 領海及び排他的經濟水域における投棄又は大陸棚への投棄は、沿岸国の事前の明示の承認なしに行わないものとし、沿岸国は、地理的事情のため投棄により悪影響を受けるおそれのある他の国との問題に妥当な考慮を払った後、投棄を許可し、規制し及び管理する権利を有する。

6 国内法令及び措置は、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する上で少なくとも世界的な規則及び基準と同様に効果的なものとする。

1 深海底における活動からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、国際的な規則及び手続が、第十一部の規定に従つて定められる。これらの規則及び手続は、必要に応じ隨時再検討される。

いづれの国も、この節の関連する規定に従う

1 いづれの国も、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じ、船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する上で少なくとも世界的な規則及び基準と同様に効果的なものとする。

染を防止し、軽減し及び規制するため、国際的な規則及び基準を定めるものとし、同様の方法で、適当なときはいつでも、海洋環境(沿岸を含む)の汚染及び沿岸国の関係利益に対する汚染損害をもたらすおそれのある事故の脅威を最小にするための航路指定の制度の採択を促進する。これらの規則及び基準は、同様の方法で必要に応じ隨時再検討する。

1 いづれの国も、自國を旗国とし又は自國において登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。この法令は、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準と少なくとも同等の効果を有するものとする。

2 いづれの国も、自國を旗国とし又は自國において登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。

3 いづれの国も、外国船舶が自國の港若しくは内水に入り又は自國の沖合の係留施設に立ち寄るための条件として海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため特別の要件を定める場合には、当該要件を適当に公表するものとし、また、権限のある国際機関に通報する。二以上の沿岸国が政策を調和させるために同一の要件を定める取決めを行ふ場合には、通報には、当該取決めに参加している国を明示する。

4 いづれの国も、自國を旗国とし又は自國において登録された船舶の船長に対し、このような取決めに参加している國の領海を航行している場合において、当該國の要請を受けたときは、当該取決めに参加している同一の地域の他の国に向かって航行しているか否かについての情報を提供すること及び、当該他の国に向かって航行しているときは、当該船舶がその國の入港要件を満たしているか否かを示すことを要求する。

5 この条の規定は、船舶による無害通航権の継続的な行使又は第十五條2の規定の適用を妨げるものではない。

4 沿岸国は、自國の領海における主権の行使と

官報(号外)

船を含む。)からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定することができること。この法令は、第二部第三節の定めるところにより、外国船舶の無害通航を妨害するものであつてはならない。

5 沿岸国は、第六節に規定する執行の目的のため、自國の排他的經濟水域について、船舶からの汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令であつて、権限のある國際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている國際的な規則及び基準に適合し、かつ、これらを実施するための法令を制定することができる。

6 (a) 沿岸国は、1に規定する國際的な規則及び基準が特別の事情に応ずるために不適當であり、かつ、自國の排他的經濟水域の明確に限定された特定の水域において、海洋学上及び生態学上の条件並びに当該水域の利用又は資源の保護及び交通の特殊性に關する認められた技術上の理由により、船舶からの汚染を防止するための拘束力を有する特別の措置をとることが必要であると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、権限のある國際機関を通じて他のすべての関係国と適当な協議を行つた後、当該水域に關し、当該國際機関に通告することができるものとし、その通告に際し、裏付けとなる科学的及び技術的証拠並びに必要な受入施設に関する情報を提供する。当該國際機関は、通告を受領した後十二箇月以内に当該水域における条件が第一段に規定する要件に合致するか否かを決定する。当該國際機関が合致すると決定した場合は、当該沿岸国は、当該水域について、船舶からの汚染の防止、軽減及び規制のための法令であつて、当該國際機関が特別の水域に適用し得るとしている國際的な規則及び基準又は航行上的方式を実施するための法令を制定することができる。この法令は、当該國際機関

用されない。

(b) 沿岸国は、(a)に規定する明確に限定された特定の水域の範囲を公表する。

し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。

第六節 執行

第一百三十三条 地域に於ける執行

陸にある発生源からの汚染に関する執行

かららの汚染の防止、軽減及び規制のための追加の法令を制定する意図を有する場合には、その旨を(b)の通報と共に國際機関に通報する。この追加の法令は、排出又は航行上の方式について定めることができるるものとし、外國船舶に対し、設計、構造、乗組員の配乗又は設備につき、一般的に受け入れられている

一般的に受け入れられている。この追加の法令は、当該國際機関への通報の後十五箇月以内に当該國際機関が合意することを条件として、通報の後十五箇月で外國船舶に適用される。

7 この条に規定する國際的な規則及び基準には、特に、排出又はその可能性を伴う事件(海難を含む。)により自國の沿岸又は関係利益が影響を受けるおそれのある沿岸国への迅速な通報に関するものを含めるべきである。

第一百二十二条 大気からの又は大気を通ずる汚染

1 いづれの国も、國際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続並びに航空の安全を考慮し、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、自國の主權の下にある空間及び自國を旗國とする船舶又は自國において登録された船舶若しくは大気を通じて他のすべての関係国と適当な協議を行つた後、当該水域に關し、当該國際機関に通告することができるものとし、その通告に際し、裏付けとなる科学的及び技術的証拠並びに必要な受入施設に関する情報を提供する。当該國際機関は、通告を受領した後十二箇月以内に当該水域における条件が第一段に規定する要件に合致するか否かを決定する。当該國際機関が合致すると決定した場合は、当該沿岸国は、当該水域について、船舶

からの汚染の防止、軽減及び規制のための法令であつて、当該國際機関が特別の水域に適用し得るとしている國際的な規則及び基準又は航行上的方式を実施するための法令を制定することができる。この法令は、当該國際機関

する。

(a) 沿岸国の領海若しくは排他的經濟水域における投棄又は大陸棚への投棄については当該沿岸国

又は自國において登録された船舶若しくは航空機についてはその登録国

(b) 自國を旗國とする船舶については当該旗國の領土又は沖合の係留施設において廃棄物その他の物を積み込む行為については当該

いづれの国も、他の国がこの条の規定に従つて既に手続を開始している場合には、この条の規定により手続を開始する義務を負うものではない。

1 いづれの国も、自國を旗國とし又は自國において登録された船舶が、船舶からの海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある國際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある國際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。旗國は、違反

2 いづれの国も、他の国がこの条の規定に従つて既に手続を開始している場合には、この条の規定により手続を開始する義務を負うものではない。

第二百七十七条 旗国による執行

いづれの国も、第二百八条の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、自國の管轄の下で行つ海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第六十条及び第八十条の規定により自國の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある國際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある國際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。

第一百二十四条 海底における活動からの汚染に関する執行

いづれの国も、第二百八条の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、自國の管轄の下で行つ海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第六十条及び第八十条の規定により自國の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある國際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある國際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。

1 いづれの国も、自國を旗國とし又は自國において登録された船舶が、船舶からの海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある

いづれの国も、第二百八条の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、自國の管轄の下で行つ海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第六十条及び第八十条の規定により自國の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある國際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある國際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。

2 いづれの国も、自國を旗國とし又は自國において登録された船舶が、船舶からの海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある

いづれの国も、第二百八条の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、自國の管轄の下で行つ海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第六十条及び第八十条の規定により自國の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある

いづれの国も、自國を旗國とし又は自國において登録された船舶が、船舶からの海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある

保する。いずれの国も、当該証書が船舶の実際の状態と合致しているか否かを確認するため自國を旗国とする船舶が定期的に検査されることを確保する。当該証書は、他の国により船舶の状態を示す証拠として認容されるものとし、かつ、当該他の国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。ただし、船舶の状態が實質的に証書の記載事項とおりでないと信するに足りる明白な理由がある場合は、この限りでない。

4 船舶が権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる規則及び基準に違反する場合には、旗国は、違反が生じた場所又は当該違反により引き起こされる汚染が発生し若しくは発見された場所のいかんを問わず、当該違反について、調査を直ちに行うために必要な措置をとるものとし、適当なときは手続を開始する。ただし、次条、第二百一十条及び第二百一十八条の規定の適用を妨げるものではない。

5 旗国は、違反の調査を実施するに当たり、事件の状況を明らかにするために他の国の協力が有用である場合には、当該他の国への援助を要請することができる。いずれの国も、旗国の適当な要請に応ずるよう努力する。

6 いづれの国も、他の国の書面による要請により、自國を旗国とする船舶によるすべての違反を調査する。旗国は、違反につき手続をとることを可能にするよう十分な証拠が存在すると認める場合には、遅滞なく自國の法律に従つて手続を開始する。

7 旗国は、とった措置及びその結果を要請国及び権限のある国際機関に速やかに通報する。このような情報は、すべての国が利用し得るものとする。

8 国の法令が自國を旗国とする船舶に関して定める罰は、場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとする。

1 第二百一十八条 寄港国による執行
留施設に任意にとどまる場合には、1に規定する当該船舶からの排出である。当該船舶は一般的な外交会議を通じて定められた適用のある国際的規則及び基準に違反する場合には、当該船舶から排水する際には、手続を開始することができる。

2 1に規定するいかなる手続も、他の国との内水、領海又は排他的經濟水域の外で生じたものについて、調査を実施することができるものとし、証拠により正当化される場合には、手続を開始することができる。

3 いづれの国も、第七節の規定に従うことの条件として、要請により又は自己の発意により、自國の港の一又は冲合の係留施設のにある船舶が船舶の航行に関する適用のある国際的な規則及び基準に違反し、かつ、その違反が海洋環境に損害をもたらすおそれがあることを確認した場合には、実行可能な限り当該船舶を航行させないようするための行政上の措置をとる。当該国は、船舶に対し最寄りの修繕のための適当な場所までに限り航行を許可することができるものとし、当該違反の原因が除去された場合には、直ちに当該船舶の航行の継続を許可する。

4 第二百二十一条 沿岸国による執行
1 いづれの国も、船舶が自國の港又は冲合の係留施設に任意にとどまる場合において、この条約に従って制定する自國の法令又は適用のある国際的な規則及び基準であつて、船舶からの汚染の防止、軽減及び規制のためのものに対する違反が自國の領海又は排他的經濟水域において生じたときは、第七節の規定に従うことの条件として、当該違反について手続を開始することができる。

2 いづれの国も、自國の領海を航行する船舶が当該領海の通航中にこの条約に従つて制定する自國の法令又は適用のある国際的な規則及び基準であつて、船舶からの汚染の防止、軽減及び規制のためのものに違反したと信するに足りる明確な理由がある場合には、当該違反の適用を妨げることなく、その違反について当該船舶の物理的な検査を実施することができ、また、証拠により正当化されるとき

する場合には、事件の証拠及び記録並びに寄港国に支払われた保証金又は提供された他の金銭上の保証は、沿岸国に送付する。寄港国における手続は、その送付が行われた場合には、継続することができない。

5 第二百十九条 汚染を回避するための船の航行に関する措置
1 いづれの国も、自國の排他的經濟水域又は領海を航行する船舶が当該排他的經濟水域において船舶からの汚染の防止、軽減及び規制のための適用のある国際的な規則及び基準又はこれらに適合し、かつ、これらを実施するための自國の法令に違反したと信するに足りる明白な理由がある場合には、当該船舶に対しその識別及び船籍港に関する情報、直前及び次の寄港地に関する情報並びに違反が生じたか否かを確定するために必要とされる他の関連する情報を提供するよう要請することができる。

2 いづれの国も、自國を旗国とする船舶が3に規定する情報に関する要請に従うように法令を制定し及び他の措置をとる。

3 いづれの国も、自國の排他的經濟水域又は領海を航行する船舶が当該排他的經濟水域において3に規定する規則及び基準又は法令に違反し、その違反により著しい海洋環境の汚染をもたらし又はもたらすおそれのある実質的な排出が生じたと信するに足りる明白な理由がある場合において、船舶が情報の提供を拒否したときは又は船舶が提供した情報が明白な実際の状況と明らかに相違しており、かつ、事件の状況によって3に規定する規則及び基準又は法令に違反し、その違反により自國の沿岸若しくは関係利益又は自國の領海若しくは排他的經濟水域の資源に対し著しい損害をもたらし又はもたらすおそれのある排出が生じたとの明白かつ客観的な証拠がある場合には、第七節の規定に従うこと及び証拠により正当化されることを条件とし

する場合には、事件の証拠及び記録並びに寄港国に支払われた保証金又は提供された他の金銭上の保証は、沿岸国に送付する。寄港国における手続は、その送付が行われた場合には、継続することができない。

5 第二百十九条 汚染を回避するための船の航行に関する措置
1 いづれの国も、自國の排他的經濟水域又は領海を航行する船舶が当該排他的經濟水域において船舶からの汚染の防止、軽減及び規制のための適用のある国際的な規則及び基準又はこれらに適合し、かつ、これらを実施するための自國の法令に違反したと信するに足りる明白な理由がある場合には、当該船舶に対しその識別及び船籍港に関する情報、直前及び次の寄港地に関する情報並びに違反が生じたか否かを確定するために必要とされる他の関連する情報を提供するよう要請することができる。

2 いづれの国も、自國を旗国とする船舶が3に規定する情報に関する要請に従うように法令を制定し及び他の措置をとる。

3 いづれの国も、自國の排他的經濟水域又は領海を航行する船舶が当該排他的經濟水域において3に規定する規則及び基準又は法令に違反し、その違反により著しい海洋環境の汚染をもたらし又はもたらすおそれのある実質的な排出が生じたと信するに足りる明白な理由がある場合において、船舶が情報の提供を拒否したときは又は船舶が提供した情報が明白な実際の状況と明らかに相違しており、かつ、事件の状況によって3に規定する規則及び基準又は法令に違反し、その違反により自國の沿岸若しくは関係利益又は自國の領海若しくは排他的經濟水域の資源に対し著しい損害をもたらし又はもたらすおそれのある排出が生じたとの明白かつ客観的な証拠がある場合には、第七節の規定に従うこと及び証拠により正当化されることを条件とし

て、自国の法律に従つて手続、船舶の抑留を含む。)を開始することができる。

7 6の規定にかかるわらず、6に規定する国は、保証金又は他の適当な金銭上の保証に係る要求に従うことを確保する適当な手続が、権限のある国際機関を通じ又は他の方法により合意されているところに従つて定められる場合において、当該国が当該手続に拘束されるときは、船舶の航行を認めるものとする。

8 3から7までの規定は、第二百十一条の規定に従つて制定される国内法令にも適用する。定に従つて制定される国内法令にも適用する。

第二百二十二条 海難から生ずる汚染を

回避するための措置

1 この部のいづれの規定も、著しく有害な結果をもたらすことが合理的に予測される海難又はこれに関連する行為の結果としての汚染又はそのおそれから自國の沿岸又は関係利益(漁業を含む。)を保護するため實際に被つた又は被るおそれのある損害に比例する措置を領海を越えて慣習上及び条約上の国際法に従つてとり及び執行する國の権利を害するものではない。

2 この条の規定の適用上、「海難」とは、船舶の衝突、座礁その他の航行上の事故又は船舶内若しくは船舶外のその他の出来事であつて、船舶又は積荷に対し實質的な損害を与える又は与える急迫したおそれがあるものをいう。

第二百二十三条 大気からの又は大気を通する汚染に関する執行

いづれの国も、自國の主権の下にある空間において又は自國の旗國とする船舶若しくは自國において登録された船舶若しくは航空機について、第二百十二条の規定及びこの条約の他の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、航空の安全に関するすべての関連する国際的な規則及び基準に従つて、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減及び規制するため、権限のある国際機関又は外交会議を通じて

定められる適用のある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置を施す。

第七節 保障措置

第二百二十三条 手続を容易にするための措置

いづれの国も、この部の規定に従つて開始する手続において、証人尋問及び他の国の當局又は権限のある国際機関から提出される証據の認容を容易にするための措置をとるものとし、権限のある国際機関、旗國又は違反から生ずる汚染により影響を受けた国の公式の代表の手続への出席を容易にする。手続に出席する公式的代表は、国内法令又は国際法に定める権利及び義務を有する。

第二百二十四条 執行の権限の行使

この部の規定に基づく外国船舶に対する執行の権限は、公務員又は軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されおり、かつ、識別されることができる船舶若しくは航空機で当該権限を与えられているものによつてのみ行使することができる。

第二百二十五条 執行の権限の行使に当たり悪影響を回避する

いづれの国も、外國船舶に対する執行の権限をこの条約に基づいて行使するに当たっては、航行の安全を損ない、その他船舶に危険をもたらし、船舶を安全でない港若しくはびょう地に航行させ又は海洋環境を不当な危険にさらしてはならない。

いづれの国も、自國の主権の下にある空間において又は自國の旗國とする船舶若しくは自國において登録された船舶若しくは航空機について、第二百十二条の規定及びこの条約の他の規定に従つて制定する自國の法令を執行するものとし、航空の安全に関するすべての関連する国際的な規則及び基準に従つて、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減及び規制するため、権限のある国際機関又は外交会議を通じて

いる証書、記録その他の文書又は船舶が備えている類似の文書の審査に制限される。外国船舶に対するこれ以上の物理的な検査は、その審査の後に限り、かつ、次の場合に限り行うことができる。

(i) 船舶又はその設備の状態が実質的にこれら文書の記載事項どおりないと信ずるに足りる明白な理由がある場合

(ii) これらの文書の内容が疑わしい違反について確認するため不十分である場合

(iii) 船舶が有効な証書及び記録を備えていない場合

(iv) 調査により、海洋環境の保護及び保全のための適用のある法令又は国際的な規則及び基準に対する違反が明らかとなつた場合には、合理的な手続例えは、保証金又は他の適当な金銭上の保証に従うことと条件として速やかに釈放する。

(v) 海洋環境に対し不当に損害を与えるおそれがある場合には、船舶の操航性に関する適用のある国際的な規則及び基準の適用を妨げることなく、船舶の釈放を拒否することができ又は最寄りの修繕のための適当な場所への航行を釈放の条件とすることができる。釈放が拒否され又は条件を付された場合には、当該船舶の旗國は、速やかに通報を受けるものとし、第十五部の規定に従い当該船舶の釈放を請求することができる。

(c) 海洋環境に対し不当に損害を与えるおそれがある場合には、船舶の操航性に関する適用のある国際的な規則及び基準の適用を妨げることなく、船舶の釈放を拒否することができ又は最寄りの修繕のための適当な場所への航行を釈放の条件とすることができる。釈放が拒否され又は条件を付された場合には、当該船舶の旗國は、速やかに通報を受けるものとし、第十五部の規定に従い当該船舶の釈放を請求することができる。

(d) 違反が生じた日から三年が経過した後は、外國船舶に罰を科するための手続を開始してはならない。いづれの国も、他の国が、1の規定に従うことと条件として、手続を開始している場合には、外國船舶に罰を科するための手続を行つてはならない。

(e) この条の規定は、他の国による手続のいかんを問わず、旗國が自國の法律に従つて措置(罰を科するための手続を含む。)をとる権利を害するものではない。

第二百二十六条 外国船舶の調査

1(a) いづれの国も、第二百六条、第二百十八条及び第二百二十二条に規定する調査の目的のとてはならない。外國船舶の物理的な検査は、一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準により船舶が備えることを要求されて

いる。この条約のいづれの規定も、海洋環境の汚染に対する請求に関する民事上の手続の開始

1 第二百二十八条 手続の停止及び手続の開始の制限

手続を開始する國の領海を越える水域における外國船舶による船舶からの汚染の防止、軽減及び規制に関する手続は、最初の手続の開始の日から六箇月以内に旗國が同一の犯罪事實について罰を科するための手続をとる場合には、停止する。ただし、その手続が沿岸国に対する著しい損害に係る事件に関するものである場合又は当該旗國が自國の船舶による違反について適用のある国際的な規則及び基準を有効に執行する義務を履行しないことが繰り返されている場合は、この限りでない。この条の規定に基づいて当該旗國が手続の停止を要請した場合には、当該旗國は、適当な時期に、当該事件の一件書類及び手続の記録を先に手続を開始した國の利用に供する。当該旗國が開始した手続が完了した場合には、停止されていた手続は、終了する。

当該手続に関して負担した費用の支払を受けた後、沿岸国は、当該手続に関して支払われた保證金又は提供された他の金銭上の保証を返還する。

国船舶に罰を科するための手続を開始してはならない。いづれの国も、他の国が、1の規定に従うことと条件として、手続を開始している場合には、外國船舶に罰を科するための手続を行つてはならない。

この条の規定は、他の国による手続のいかんを問わず、旗國が自國の法律に従つて措置(罰を科するための手続を含む。)をとる権利を害するものではない。

第二百二十七条 外国船舶に対する無差別

いづれの国も、海洋における船舶の不必要的物理的な検査を回避するための手続を作成することに協力する。

2 違反が生じた日から三年が経過した後は、外國船舶に罰を科するための手続を開始してはならない。いづれの国も、他の国が、1の規定に従うことと条件として、手続を開始している場合には、外國船舶に罰を科するための手続を行つてはならない。

3 この条の規定は、他の国による手続のいかんを問わず、旗國が自國の法律に従つて措置(罰を科するための手続を含む。)をとる権利を害するものではない。

第二百二十九条 民事上の手続の開始

この条約のいづれの規定も、海洋環境の汚染に対する請求に関する民事上の手続の開始に影響を及ぼすものではない。

第二百三十条 金銭罰及び被告人の認められること

1 海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための国内法令又は適用のある国際的な規則及び基準に対する違反であつて、領海を越える水域における外国船舶によるものについては、金銭罰のみを科することができる。

2 海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための国内法令又は適用のある国際的な規則及び基準に対する違反であつて、領海における外国船舶によるものについては、当該領海における故意によるかつ重大な汚染行為の場合を除くほか、金銭罰のみを科することができる。

3 外国船舶による1及び2に規定する違反であつて、罰が科される可能性のあるものについての手続の実施に当たっては、被告人の認められてる権利を尊重する。

第二百三十二条 旗国その他の関係国に対する通報

いづれの国も、第六節の規定により外国船舶に対してとった措置を旗国その他の関係国に速やかに通報するものとし、旗国に対しては当該措置に関するすべての公の報告書を提供する。ただし、領海における違反については、前段の沿岸国の義務は、手続においてとられた措置にのみ適用する。第六節の規定により外国船舶に対してとられた措置は、旗国外の外交官又は領事官及び、可能な場合には、当該旗国の海事当局に直ちに通報する。

第二百三十三条 執行措置から生ずる国

いづれの国も、第六節の規定によりとった措置が違法であつた場合又は入手可能な情報に照らして合理的に必要とされる限度を超えた場合には、当該措置に起因する損害又は損失であつて自國の責めに帰すべきものについて責任を負う。いづれの国も、このような損害又は損失に関し、自國の裁判所において訴え提起する手段につき定める。

第二百二十九条 国際航行に使用される

いる海峡に関する保障措置

第五節からこの節までのいづれの規定も、国際航行に使用されている海峡の法制度に影響を及ぼすものではない。ただし、第十節に規定する船舶以外の外国船舶が第四十一条の(a)及び(b)に規定する法令に違反し、かつ、海峡の海洋環境に対する違法行為に連絡し、またはもたらすおそれがある著しい損害をもたらし又はもたらすおそれがある場合には、海峡沿岸国は、適切な執行措置をとることができるものとし、この場合には、この節の規定を適用する。

第八節 水に覆われた水域

第一百三十四条 水に覆われた水域

沿岸国は、自國の排他的經濟水域の範囲内における水に覆われた水域であつて、特に厳しい気象条件及び年間の大部分の期間当該水域を覆う水の存在が航行に障害又は特別の危険をもたらし、か

つ、海洋環境の汚染が生態学的均衡に著しい害又は回復不可能な障害をもたらすおそれのある水域において、船舶からの海洋汚染の防止、軽減及び規制のための無差別の法令を制定し及び執行することを確保する。

第十一節 海洋環境の保護及び保全に関する他の条約

第一百三十五条 責任

いづれの国も、海洋環境の保護及び保全に関するすべての公の報告書を提供する。ただし、領海における違反については、前段の沿岸国の義務は、手続においてとられた措置にのみ適用する。第六節の規定により外国船舶に対してとられた措置は、旗国外の外交官又は領事官及び、可能な場合には、当該旗国の海事当局に直ちに通報する。

いづれの国も、海洋環境の保護及び保全に関するすべての公の報告書を提供する。ただし、領海における違反については、前段の沿岸国の義務は、手続においてとられた措置にのみ適用する。第六節の規定により外国船舶に対してとられた措置は、旗国外の外交官又は領事官及び、可能な場合には、当該旗国の海事当局に直ちに通報する。

第一百三十六条 主権免除

第一百三十七条 海洋環境の保護及び保全に関する他の条約

いづれの国も、海洋環境の保護及び保全に関するすべての公の報告書を提供する。ただし、領海における違反については、前段の沿岸国の義務は、手続においてとられた措置にのみ適用する。第六節の規定により外国船舶に対してとられた措置は、旗国外の外交官又は領事官及び、可能な場合には、当該旗国の海事当局に直ちに通報する。

いづれの国も、海洋環境の保護及び保全に関するすべての公の報告書を提供する。ただし、領海における違反については、前段の沿岸国の義務は、手続においてとられた措置にのみ適用する。第六節の規定により外国船舶に対してとられた措置は、旗国外の外交官又は領事官及び、可能な場合には、当該旗国の海事当局に直ちに通報する。

第一百三十八条 海洋の科学的調査を実

施する権利

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層発展させるために協力するものとし、適当なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手続(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第十節 主権免除

第一百三十九条 海洋の科学的調査の促進

いづれの国及び権限のある国際機関も、この条約に従って海洋の科学的調査の実施定は、軍艦、軍の支援船又は國が所有し若しくは運航する他の船舶若しくは航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、いづれの国も、自國が所有し又は運航するこれらの船舶又は航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶又は航空機が合理的かつ実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。

第一百四十条 海洋の科学的調査の実施のための一般原則

いづれの国及び権限のある国際機関も、この条約に従って海洋の科学的調査の実施に当たっては、次の原

則を適用する。

(a) 海洋の科学的調査は、専ら平和的目的のために実施する。

(b) 海洋の科学的調査は、この条約に抵触しない他の適法な海洋の利用を不当に妨げないものとし、そのような利用の際に十分に尊重されれる。

(c) 海洋の科学的調査は、この条約に抵触しない他の適法な海洋の利用を不当に妨げないものとし、そのような利用の際に十分に尊重されれる。

(d) 海洋の科学的調査は、この条約に基づいて制定されるすべての関連する規則(海洋環境の保護及び保全のための規則を含む)に従つて実施する。

第一百四十二条 國際協力の促進

いづれの国及び権限のある国際機関も、主権及び管轄権の尊重の原則に従い、かつ、相互の法的根拠も構成するものではない。

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第一百四十三条 國際協力の促進

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第一百四十四条 國際協力の促進

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第一百四十五条 國際協力の促進

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第一百四十六条 國際協力の促進

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

第一百四十七条 國際協力の促進

いづれの国も、海洋環境の汚染によって生ずるすべての損害に關し迅速かつ適正な賠償及び補償を確保するため、損害の評価、賠償及び補

償並びに関連する紛争の解決について、責任に

関する現行の国際法を実施し及び国際法を一層

発展させるために協力するものとし、適當なときは、適正な賠償及び補償の支払に関する基準及び手續(例えは、強制保険又は補償基金)を作成するために協力する。

(号外)

用上、この条約に基づく国の権利及び義務を害することなく、適切な場合には、人の健康及び安全並びに海洋環境に対する損害を防止し及び抑制するために必要な情報を、自國から又は自國が協力することにより他の国が得るための合理的な機会を提供する。

第二百四十三条 好ましい条件の創出

いすれの国及び権限のある国際機関も、海洋環境における海洋の科学的調査の実施のための好ましい条件を創出し、かつ、海洋環境において生ずる現象及び過程の本質並びにそれらの相互関係を研究する科学者の努力を統合するため、二国間又は多数国間の協定の締結を通じて協力する。

第二百四十四条 情報及び知識の公表及び頒布

1 いすれの国及び権限のある国際機関も、この条約に従って、主要な計画案及びその目的に関する情報並びに海洋の科学的調査から得られた知識を適切な経路を通じて公表し及び頒布する。

2 このため、いすれの国も、単独で並びに他の国及び権限のある国際機関と協力して、科学的データ及び情報の流れを円滑に並びに特に開発途上国に対し海洋の科学的調査から得られた知識を移転すること並びに開発途上国が自ら海洋の科学的調査を実施する能力を、特に技術及び科学の分野における開発途上国との適切な教育及び訓練を提供するための計画を通じて強化することを積極的に促進する。

第三節 海洋の科学的調査の実施及び促進

第二百四十五条 領海における海洋の科学的調査

沿岸国は、自國の主権の行使として、自國の領海における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する排他的権利を有する。領海における海洋の科学的調査は、沿岸国明示の同意が得られ、かつ、沿岸国が定める条件に基づく場合に限り、実施する。

第二百四十六条 排他的經濟水域及び大陸棚における海洋の科学的調査

1 沿岸国は、自國の管轄権の行使として、この条約の関連する規定に従って排他的經濟水域及いすれの国及び権限のある国際機関も、海洋環境における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する権利を有する。

2 排他的經濟水域及び大陸棚における海洋の科学的調査は、沿岸国との同意を得て実施する。

3 沿岸国は、自國の排他的經濟水域又は大陸棚において他の国又は権限のある国際機関が、この条約に従って、専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する海洋の科学的調査の計画については、通常の状況においては、同意を与える。このため、沿岸国は、同様の規定の適用上、沿岸国と調査を実施する国との間に外交関係がない場合にも、通常の状況が存在するものとすることができる。

4 3の規定の適用上、沿岸国と調査を実施する国との間に外交関係がない場合にも、通常の状況が不适当に遅滞し又は拒否されないことを確保するための規則及び手続を定める。

5 沿岸国は、他の国又は権限のある国際機関による自國の排他的經濟水域又は大陸棚における海洋の科学的調査の計画の実施について、次の場合には、自國の裁量により同意を与えないことがある。

(a) 計画が天然資源(生物であるか非生物であるかを問わない)の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合

(b) 計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合

(c) 計画が第六十条及び第八十条に規定する人 工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合

(d) 第二百四十八条の規定により計画の性質及び目的に關し提供される情報が不正確である場合又は調査を実施する国若しくは権限のある国際機関が前に実施した調査の計画について沿岸国に対する義務を履行していない場合

6 5の規定にかかわらず、沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から三百海里を超える大陸棚(開発又は詳細な探査の活動が行われておらず又は合理的な期間内に行われようとしている区域として自國がいつでも公の指定をすることのできる特定の区域を除く)においてこの部の規定に従って実施される海洋の科学的調査の計画については、5(b)の規定に基づく同意を与えないとする裁量を行使してはならない。沿岸国は、当該区域の指定及びその変更について合理的な通報を行う。ただし、当該区域における活動の詳細を通報する義務を負わない。

7 6の規定は、第七十七条に定める大陸棚に対する沿岸国との権利を害するものではない。

8 この条の海洋の科学的調査の活動は、沿岸国がこの条約に定める主権的権利及び管轄権を行使して実施する活動を不当に妨げてはならない。

第二百四十七条 國際機関により又は国際機関の主導により実施される海洋の科学的調査の計画

9 國際機関の構成国である沿岸国又は国際機関との間で協定を締結している沿岸国又は国際機関と他の国及び権限のある国際機関も、沿岸国は大陸棚において当該国際機関が海洋の科学的調査の計画を直接に又は自己の主導により実施することを希望する場合において、当該沿岸国が当該国際機関による計画の実施の決定に当たり詳細な計画を承認したとき又は計画に参加する意思を有し、かつ、当該国際機関による計画の通報から四箇月以内に反対を表明しなかったときは、合意された細目により実施される調査について当該沿岸国が許可が与えられたものとする。

第二百四十八条 沿岸国に対し情報提供する義務

1 いすれの国及び権限のある国際機関も、沿岸国に対し計画の費用の分担の義務を負わせることなしに、海洋の科学的調査の計画に参加し又は代表を派遣する沿岸国との権利を確保し、特に、実行可能なときは、調査船その他の舟艇又は科学的調査のための施設への同乗守する。

(a) 沿岸国が希望する場合には、沿岸国の科学者に対し報酬を支払うことなく、かつ、沿岸国に対し計画の費用の分担の義務を負わせる

(b) 沿岸国に對し、その要請により、できる限り速やかに暫定的な報告並びに調査の完了の結果及び結論を提供すること。

(c) 沿岸国に對し、その要請により、海洋の科学的調査の計画から得られたすべてのデータ及び試料を利用する機会を提供することを約束し並びに写しを作成することのできるデータについてはその写し及び科学的価値を害すことなく分割することのできる試料についてはその部分を提供することを約束すること。

(d) 要請があつた場合には、沿岸国に対し、(c)のデータ、試料及び調査の結果の評価を提供し又は沿岸国が当該データ、試料及び調査の結果を評価し若しくは解釈するに当たり援助を提供すること。
(e) 2の規定に従うことを条件として、調査の結果ができる限り速やかに適当な国内の経路又は国際的な経路を通じ国際的な利用に供されることを確保すること。
(f) 調査の計画の主要な変更を直ちに沿岸国に通報すること。
(g) 別段の合意がない限り、調査が完了したときは、科学的調査のための施設又は機材を撤去すること。
この条の規定は、第二百四十六条 ⁵ の規定に基づき同意を与えるか否かの裁量行使するため沿岸国の法令によって定められる条件(天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす計画の調査の結果を国際的な利用に供することについて事前の合意を要求することを含む。)を書すること。

(h) 権限のある国際機関に対する通報の場合は、この限りでない。
(a) 第二百四十六条の規定に基づいて同意を与えたこと。
(b) 計画の性質又は目的について当該国又は国際機関が提供した情報が明白な事実と合致しないこと。
(c) 第二百四十八条及び第二百四十九条に定める条件及び情報に関する補足的な情報を要求すること。
(d) 当該国又は国際機関が前に実施した海洋の科学的調査の計画に關し、第二百四十九条に定める条件についての義務が履行されていないこと。
第二百五十三条 海洋の科学的調査の活動の停止又は終了

1 沿岸国は、次のいずれかの場合には、自国の排他的經濟水域又は大陸棚において実施されている海洋の科学的調査の活動の停止を要求する権利を有する。
(a) 活動が、第二百四十八条の規定に基づいて提供された情報であつて沿岸国との同意の基礎となつたものに従つて実施されていない場合
(b) 活動を実施している国又は権限のある国際機関が、海洋の科学的調査の計画についての沿岸国との権利に関する第二百四十九条の規定を遵守していない場合
2 沿岸国は、第二百四十六条及びこの条の他の関連する規定に従つて沿岸国に提出した国及び権限のある国際機関は、提案された調査の計画を沿岸国に隣接する内陸国及び地理的不利国に通報するものとし、また、その旨を沿岸国に通報する。
3 第二百四十六条及びこの条の他の関連する規定に従つて沿岸国に提出した国及び権限のある国際機関は、沿岸国に隣接する内陸国及び地理的不利国に対し、これらの国との要請があり、かつ、適當である場合には、第二百四十八条及び第二百四十九条 ^{1(f)} の関連する情報を提供する。
4 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第一部分の実施に関する協定の締結について承認を求める件及び同報告書

止又は終了を命ずる決定の通報に従い、当該通知の対象となつている調査の活動を取りやめること。
(a) 第二百四十六条の規定に基づいて同意を与えたこと。
(b) 調査を実施する国又は権限のある国際機関が、この条の規定による停止の命令を撤回し、海洋の科学的調査の活動の継続を認めるものとする。
第二百五十四条 沿岸国に隣接する内陸国及び地理的不利国の権利
5 調査を実施する国又は権限のある国際機関が、この条の規定による停止の命令を撤回し、海洋の科学的調査の活動の継続を認めるものとする。
第二百五十五条 海洋の科学的調査を容易にし及び調査船を援助するための措置
いづれの国も、自國の領海を越える水域においてこの条約に従つて実施される海洋の科学的調査を促進し及び容易にするため合理的な規則及び手続を定めるよう努力するものとし、また、適切な場合には、自國の法令に従い、この部の関連する規定を遵守する海洋の科学的調査のための調査船の自國の港への出入りを容易にし及び当該調査船に対する援助を促進する。
第二百五十六条 深海底における海洋の科学的調査
すべての国(地理的位置のいかんを問わない)及び権限のある国際機関は、第十一部の規定に従つて、深海底における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。
第二百五十七条 排他的經濟水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査
すべての国(地理的位置のいかんを問わない)及び権限のある国際機関は、この条約に基づいて、排他的經濟水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。
第二百五十八条 施設又は機材の設置及び利用
すべての国(地理的位置のいかんを問わない)及び権限のある国際機関は、この条約に基づいて、排他的經濟水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。
第三節 海洋環境における科学的調査のための施設又は機材
すべての国(地理的位置のいかんを問わない)及び権限のある国際機関は、この条約に基づいて、排他的經濟水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。
第二百五十九条 法的地位
この節に規定する施設又は機材は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有

せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

第二百六十条 安全水域

この条約の関連する規定に従って、科学的調査のための施設の周囲に五百メートルを超えない合理的な幅を有する安全水域を設定することができる。すべての国は、自国の船舶が当該安全水域を尊重することを確保する。

第二百六十二条 航路を妨げてはならない義務

科学的調査のためのいかなる種類の施設又は機材の設置及び利用も、確立した国際航路の妨げとなつてはならない。

第二百六十三条 識別標識及び注意を喚起するための信号

この節に規定する施設又は機材は、権限のある国際機関が定める規則及び基準を考慮して、登録国又は所属する国際機関に示す識別標識を掲げるものとし、海上における安全及び航空の安全を確保するため、国際的に合意される注意を喚起するための適切な信号を発発することができるものとする。

第五節 責任

第一百六十三条 責任

1 いづれの国及び権限のある国際機関も、海洋の科学的調査(自ら実施するものであるか自らに代わって実施されるものであるかを問わない)がこの条約に従って実施されることを確保する責任を負う。

2 いづれの国及び権限のある国際機関も、他の国、その自然人若しくは法人又は権限のある国際機関が実施する海洋の科学的調査に関して、この条約に違反してとる措置について責任を負い、当該措置から生ずる損害を賠償する。

3 いづれの国及び権限のある国際機関も、自ら実施し又は自らに代わって実施される海洋の科学的調査から生ずる海洋環境の汚染によりもたらされた損害に対し第一百三十五条の規定に基づいて責任を負う。

らされた損害に対し第一百三十五条の規定に基づいて責任を負う。

第六節 紛争の解決及び暫定措置

海洋の科学的調査に関するこの条約の解釈又は適用に関する紛争は、第十五部の第一節及び第三節の規定により紛争が解決される。

第二百六十五条 暫定措置

海洋の科学的調査の計画を実施することを許可された国又は権限のある国際機関は、第十五部の第一節及び第三節の規定により紛争が解決されるまでの間、関係沿岸国の明示の同意なしに調査の活動を開始し又は継続してはならない。

第十四部 海洋技術の発展及び移転

第一節 総則

第二百六十六条 海洋技術の発展及び移転の促進

1 いづれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、公正かつ合理的な条件で海洋科学及び海洋技術を発展させ及び移転することを積極的に促進するため、自國の能力に応じて協力する。

2 いづれの国も、開発途上国との社会的及び経済的開発を促進することを目的として、海洋資源の探査、開発、保存及び管理、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査並びにこの条約と両立する海洋環境における他の活動について、技術援助を必要とし及び要請することのある国(特に開発途上国内陸国及び地理的不利国を含む。)の能力の向上を促進する。

3 いづれの国も、海洋技術を平衡な条件ですべての関係者の利益のため移転させることについて、好ましい経済的及び法的な条件を促進するよう努力する。

第二百六十七条 不当な利益の保護

1 いづれの国も、前条の規定により努力を促進するに当たり、すべての正当な利益(特に、海洋技術の移転のための政策及び方法に関する会議、セミナー及びシンポジウムを開催すること。

2 いづれの国も、前条の規定により努力を促進するに当たり、すべての正当な利益(特に、技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。)に従うことを条件として、深海底における活動に関し、次のことを確保する。

術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。に妥当な考慮を払う。

第二百六十八条 基本的な目的

いづれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、次の事項を促進する。

- (a) 海洋技術に関する知識の取得、評価及び普及並びにこれらに関連する情報及びデータの利用
- (b) 適当な海洋技術の開発
- (c) 海洋技術の移転を容易にするための必要な技術的基盤の整備
- (d) 開発途上国の国民(特に後発開発途上国)の国民の訓練及び教育による人的資源の開発
- (e) すべての規模、特に、地域的な、小地域的な及び二国間の規模における国際協力

第二百七十二条 國際的な計画の調整

いづれの国も、特に開発途上国の利益及び二国を考慮して、直接に又は権限のある国際機関を通じ、二国間で又は国際機関その他の場において海洋技術の移転のための一般的に受け入れられており指針及び基準を定めることを促進する。

第二百七十三条 國際機関及び機構との協力

いづれの国も、深海底における活動に関する技術援助を提供するよう努力する。

第二百七十四条 機構の目的

いづれの国も、深海底における活動に関する技術の利益及びニーズを考慮して、権限のある国際機関がその活動(地域的又は世界的な計画を含む。)を調整することを確保するよう努力する。

第二百七十五条 機構の目的

いづれの国も、深海底における活動に関する技術及び海洋技術を開発途上国、その国民及び事業体に対し移転することを奨励し及び容易にするため、権限のある国際機関及び機構と積極的に協力する。

第二百七十六条 機構の目的

いづれの国も、前条の規定により努力を促進するに当たり、すべての正当な利益(特に、技術の所有者、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。)に従うことを条件として、深海底における活動に関し、次のことを確保する。

(a) 衡平な地理的配分の原則に基づき、開発途上国(沿岸国、内陸国又は地理的不利国のいからを問わない)の国民を訓練するため、当該国民を機構の活動のための管理及び調査に係る職員並びに技術職員として受け入れる。
(b) 関連する機材、機器、装置及び製法に関する技術上の書類をすべての国(特に、これらの分野における技術援助を必要とし及び要請することのある開発途上国)の利用に供すること。
(c) 海洋技術の分野において技術援助を必要とし及び要請することのある国(特に開発途上国が当該技術援助を取得すること並びに当該国が必要な技能及びノウハウを取得すること)(職業訓練を受けることを含む)を容易にするため、機構が適当な措置をとること。
(d) 海洋技術の分野において技術援助を必要とし及び要請することのある国(特に開発途上国)がこの条約の財政上の措置を通じ、必要な機材、製法、工場及び他の技術上のノウハウの取得に当たって援助を受けること。

第二節 海洋科学及び海洋技術に関する国及び地域のセンター

第一百七十五条 国のセンターの設置

いづれの国も、直接に又は権限のある国際機関及び機構を通じ、沿岸国である開発途上国による海洋の科学的調査の実施を奨励し及び発展させるため並びにこれらのが自國の経済的利益のため、海洋科学及び海洋技術に関する調査のための国(セントラル)を、特に開発途上国に設置し並びに既存の国(セントラル)を強化することを促進する。

いづれの国も、権限のある国際機関及び機構を通じ、高度の訓練のための施設、必要な機材、技能、ノウハウ及び技術専門家をこれらの

第一百七十六条 地域のセンターの設置
1 いづれの国も、開発途上国による海洋の科学的調査の実施を奨励し及び発展させるため並びに海洋技術の移転を促進するため、権限のある国際機関、機構並びに海洋科学及び海洋技術に関する自國の調査機関との調整の下に、特に開発途上国において、海洋科学及び海洋技術に関する調査のための地域のセンターを設置することを促進する。
2 地域のすべての国は、地域のセンターの目的を一層効果的に達成することを確保するため、当該センターと協力する。
第三百七十七条 地域のセンターの任務
地域のセンターの任務には、特に次の事項を含める。
(a) 海洋科学及び海洋技術に関する調査の諸分野(特に、海洋生物学(生物資源の保存及び管理に係るもの)を含む)、海洋学、水路学、工学、海底の地質学上の探査、採鉱及び淡水化的技術に関するあらゆる水準の訓練及び教育の計画
(b) 管理に係る研究
(c) 海洋環境の保護及び保全並びに汚染の防止、軽減及び規制に関する研究計画
(d) 地域的な会議、セミナー及びシンポジウムの開催
(e) 海洋科学及び海洋技術に関するデータ及び情報の取得及び処理
(f) 容易に利用可能な出版物による海洋科学及び海洋技術に関する調査の結果の迅速な頒布
(g) 海洋技術の移転に関する国(政策の公表及び当該政策の組織的な比較研究)
(h) 技術の取引に関する情報及び特許に関する

第一節 総則
第二百七十九条 平和的手段によって紛争を解決する義務
第三百八十条 紛争当事者が選択する平和的手段による紛争の解決
第三百八十二条 紛争当事者による解決を求める
第三百八十三条 意見交換

第一節 紛争の解决
第二百七十八条 國際機関の間の協力
この部及び第十三部に規定する権限のある国際機関は、直接に又は国際機関の間の緊密な協力の下に、この部の規定に基づく任務及び責任を効果的に遂行することを確保するため、すべての適当な措置をとる。
第十五部 紛争の解决
第一節 総則
第二百七十九条 平和的手段によって紛争を解決する義務
第三百八十条 紛争当事者が選択する平和的手段による紛争の解決
第三百八十二条 紛争当事者による解決を求める
第三百八十三条 意見交換

第一節 紛争当事者が期限について合意した場合に限り、1の規定は、その期限の満了のときに限り適用される。
第二百八十二条 一般的な、地域的な又は二国間の協定に基づく義務
この部及び第十三部に規定する権限のある国際機関は、直接に又は国際機関の間の緊密な協力の下に、この部の規定に基づく任務及び責任を効果的に遂行することを確保するため、すべての適当な措置をとる。
第三百八十三条 意見交換
この部の規定は、紛争当事者が別段の合意をしていない限り、この部に定める手続の代わりに適用される。

された調停手続に従つてのみ終了することができる。

第一百八十五条

第一一部の規定により付託される紛争についてのこの節の規定の適用

この節の規定は、第一一部第五節の規定により付託される紛争についてのこの節の規定の適用

この部に定める手続に従つて解消することとされる紛争についても適用する。締約国以外の主体がこのような紛争の当事者である場合には、この節の規定を準用する。

第一百八十六条

この節の規定に基づく拘束力を有する決定を伴う義務的手続き

第三節の規定に従つことを条件として、この条約の解釈又は適用に関する紛争であつて第一節に定める方法によつて解消が得られなかつたものは、いすれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される。

第一百八十七条

手続の選択

1 いすれの國も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈又は適用に関する紛争の解消のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。

判所

国際司法裁判所

(d) 附屬書IVによつて組織される仲裁裁判所

2 1の規定に基づいて行われる宣言は、第一一部第五節に定める範囲及び方法で国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部が管轄権を有することを

受け入れる締約国の義務に影響を及ぼすものでない。また、その義務から影響を受けるものでもない。

3 締約国は、その時において効力を有する宣言を受け入れている場合には、当該紛争について争いの対象となるない紛争の当事者である場合には、この節の規定を、附屬書IVに定める仲裁手続を受け入れてい

るものとみなされる。

4 紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付することができる。

5 紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れていない場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付することができ

るものとみなされる。

6 紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付することができる。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、この条の規定に基づいて管轄権を有する裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

8 この条に規定する宣言及び通告については、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを締約国に送付する。

9 第二百八十八条 管轄権

1 前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であつてこの部の規定に従つて付託されるものについて管轄権を有する。

2 前条に規定する裁判所は、また、この条約の紛争のために同附属書によつて組織される特別仲裁裁判所

3 附屬書IVによつて組織される仲裁裁判所

4 附屬書IVによつて設置される国際海洋法裁判所

5 附屬書VIによつて設置される国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部並びに第一一部第五節に規定に基づいて行われる宣言は、第一一部第五節に定める範囲及び方法で国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部が管轄権を有することを

定するその他の裁判部及び仲裁裁判所は、同節の規定に従つて付託される事項について管轄権を有する。

6 裁判所が管轄権を有するか否かについて争いがある場合には、当該裁判所の裁判で決定する。

7 締約国は、その時において効力を有する裁判所が付託された仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。

8 締約国は、当該仲裁裁判所は、1から4までの規定に従つて暫定措置を修正し、取り消し又は維持することができる。

9 紛争当事者は、この条の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従う。

10 第二百九十条 暫定措置

1 紛争が裁判所に適正に付託され、当該裁判所がこの部又は第一一部第五節の規定に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局裁判を行つまでの間、紛争当事者の

2 それぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適切と認める暫定措置を定めることができる。

3 暫定措置を正当化する状況が変化又は消滅した場合には、当該暫定措置を修正し又は取り消すことができる。

4 いすれかの紛争当事者が要請し、かつ、すべての紛争当事者が陳述する機会を与えられた後にのみ、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。

5 裁判所は、暫定措置を定め、修正し又は取り消すことにつき、紛争当事者その他裁判所が適

1 締約国が当局が他の締約国を旗國とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するという

2 この部に定める紛争解決手続は、この条約に明示的に定めるところによつてのみ、締約国外の主体に開放する。

3 第二百九十二条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

4 いすれかの紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題について

5 この条約の規定を抑留した国が遵守しなかつたと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託するこ

とができる。抑留の時から十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題について

6 紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。

7 この節の規定に従つて紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から一週間以内に紛争当事者が合意しな

い場合には国際海洋法裁判所若しくは深海底における活動に関しては海底紛争裁判部は、構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。

8 締約国は、当該仲裁裁判所は、1から4までの規定に従つて暫定措置を修正し、取り消し又は維持することができる。

9 紛争当事者は、この条の規定に基づいて定められた暫定措置に速やかに従う。

10 第二百九十三条 手続の開放

1 この部に定めるすべての紛争解決手続は、締約国に開放する。

11 第二百九十四条 争議の申立て

1 裁判所は、争議の申立てに係る申立てについては、船舶の旗國又はこれに代わるものに限つて行つことができる。

2 裁判所は、争議の申立てに係る申立てを取扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。た

だし、適切な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本件には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。

4 裁判所によつて決定された保証金が支払われ又は裁判所によつて決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

第二百九十三条 適用のある法
1 この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する。

2 1の規定は、紛争当事者が合意する場合は、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所が衡平及び善に基づいて裁判する権限を害するものではない。

第二百九十四条 先決的手段

1 第二百八十七条に規定する裁判所に対して第二百九十七条に規定する紛争についての申立てが行われた場合には、当該裁判所は、当該申立てによる権利の主張が法的手続の濫用であるか否か又は当該権利の主張に十分な根拠があると推定されるか否かについて、いずれかの紛争当事者が要請するときに決定するものとし、又は自己の発意により決定することができる。当該裁判所は、当該権利の主張が法的手続の濫用であると決定し又は根拠がないと推定されると決定した場合には、事件について新たな措置をとらない。

(a) 沿岸国が、航行、上空飛行若しくは海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由若しくは権利又は第五十八条に規定するその他の国際的に適法な海洋の利用について、この条約の規定に違反して行動したと主張されている場合

(b) 海洋の科学的調査に係る特定の計画に関する沿岸国がこの条約に合致する方法で第二百四十六条又は第二百五十三条の規定に基づく権利を行使していないと調査を実施する国が主張することによって生ずる紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、附屬書V第二節に定める調停に付される。ただし、調停委員会は、第二百四十六条に規定する特定の区域を指定する沿岸国の裁量の行使又は同様の規定に基づいて同意を与えない沿岸国の裁量の行使については取り扱わない。

(c) 調停委員会は、いかなる場合にも、調停委員会の裁量を沿岸国の裁量に代わるものとしない。

(d) 調停委員会の報告については、適当な国際機関に送付する。

(e) 第六十九条及び第七十条の規定により協定を交渉するに当たって、締約国は、別段の合意をしない限り、当該協定の解釈又は適用に係る意見の相違の可能性を最小にするために当該締約国がとる措置に関する条項及び当該措置にもかかわらず意見の相違が生じた場合に当該締約国がとるべき手続に関する条項を当該協定に含める。

3 この条のいかなる規定も、紛争当事者が、適

用のある手続規則に従つて先決的抗弁を行う権利に影響を及ぼさるものではない。

第二百九十五条 国内的な救済措置を尽くすこと

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、国内的な救済措置を尽くすことが国際法によつて要求されている場合には、当該救済措置が全くされた後でなければこの節に定める手続に付することができない。

第二百九十六条 裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力

1 この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所が行う裁判は、最終的なものとし、すべての紛争当事者は、これに従つ。

2 1の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する。

第三節 第二節の規定の適用に係る制限及び除外

第一節の規定により解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない。

(c) 沿岸国が、当該沿岸国に適用のある海洋環境の保護及び保全のための特定の国際的な規則及び基準であつて、この条約によつて定められ又はこの条約に従つて権限のある国際機関若しくは外交会議を通じて定められたものに違反して行動したと主張されている場合は、紛争は、いすれかの紛争当事者の要請により、附屬書V第二節に定める調停に付して、第二節の規定に従つて解決する。ただし、沿岸国は、次の事項から生ずるいかなる紛争についても、同節の規定による解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない。

(a) この条約の解釈又は適用に関する紛争についても、同節の規定による解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない。

(b) 第一節の規定によつて解決が得られなかつた場合において、次のことが主張されているときは、紛争は、いすれかの紛争当事者の要請により、附屬書V第二節に定める調停に付される。

(i) 沿岸国が、自国の排他的経済水域における生物資源の維持が著しく脅かされないことを適當な保存措置及び管理措置を通じて確保する義務を明らかに遵守しなかつたこと。

(ii) 沿岸国が、他の国が漁獲を行うことに関する資源についての自国の漁獲能力を決定することを恣意的に拒否したこと。

(iii) 沿岸国が、自國が存在すると宣言した余剰分の全部又は一部を、第六十二条、第六十九条及び第七十条の規定により、かつ、この条約に適合する条件であつて自國が定めるものに従つて、他の国に割り当てることを恣意的に拒否したこと。

(iv) 調停委員会は、いかなる場合にも、調停委員会の裁量を沿岸国の裁量に代わるものとしない。

(v) 調停委員会の報告については、適当な国際機関に送付する。

量権を含む。)又はその行使に係るいかなる紛争についても、同節の規定による解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない。

官 報 (号外)

第二百九十八条 第二節の規定の適用から
の選択的除外

1 第一節の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの國も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、次の種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、第二節に定める手続のうち一又は二以上の手続を受け入れないとを書面によって宣言することができる。

(2) 海洋の境界画定に関する第十五条、第七十四条及び第八十三条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争又は歴史的沿若しくは歴史的権原に関する紛争。ただし、宣言を行った國は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附屬書V第二節の調停に付さない。

(ii) 調停委員会が報告(その基礎となる理由を付したもの)を提出した後、紛争当事者は、当該報告に基づき合意の達成のために交渉する。交渉によって合意に達しない場合には、紛争当事者は、別段の合意をしない限り、この問題を第二節に定める手続のうちいづれかの手続に相互の同意によつて付する。

(iii) この(2)の規定は、海洋の境界に係る紛争であつて、紛争当事者間の取決めによつて最終的に解決されているもの又は紛争当事者を拘束する二国間若しくは多数国間の協定によつて解決することとされているものについては、適用しない。

(b) **軍事的活動(非商業的役務に従事する政府**

1 第二百九十七条 紛争当事者が手続につ

2 沿岸国は、1に規定する物の取引を規制するため、第三十三条の規定の適用に当たり、自國の承認なしに同条に規定する水域の海底から

3 海洋法に關する国際連合条約及び千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第一部分の実施に関する
協定の締結について承認を求める件及び同報告書

の船舶及び航空機による軍事的活動を含む)に関する紛争並びに法の執行活動であつて前条の2及び3の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される主権的権利又は管轄権の行使に係るものに関する紛争

(c) 國際連合安全保険理會が國際連合憲章によって与えられた任務を紛争について遂行している場合の当該紛争。ただし、同理事会決定する場合又は紛争当事者に対し当該紛争をこの条約に定める手段によって解決するよう要請する場合は、この限りでない。

2 1の規定に基づく宣言を行つた締約国は、いつでも、当該宣言を撤回することができ、又は当該宣言によつて除外された紛争をこの条約に定める手段に付することに同意することができる。

3 第三百条 信義誠実及び権利の濫用

3 1の規定に基づく宣言を行つた締約国は、除外された種類の紛争に該当する紛争であつて他の締約国を当事者とするものを、当該他の締約国に同意なしには、この条約に定めるいづれの手続にも付することができない。

4 締約国が1(a)の規定に基づく宣言を行つた場合には、他の締約国は、除外された種類の紛争に該当する紛争であつて当該宣言を行つた締約国を当事者とするものを、当該宣言において特定される手続に付することができる。

5 新たな宣言又は宣言の撤回は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、この条の規定により裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

6 この条の規定に基づく宣言及び宣言の撤回の通告については、国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを締約国に送付する。

1 いづれの國も、海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物を保護する義務を有し、このために協力する。

(d) 他の国と提携している自治国であつて、国際連合総会決議第千五百百十四号(第十五回国会期)に基づいて国際連合により監督され及び承認された自決の行為においてその地位を選び、かつ、この条約により規律される事項に関する権限(これらの事項に関して条約を締結する権限を含む)を有するすべてのもの提携のための文書に基づき、この条約により規律される事項に関する権限(これらの事項に関する権限を含む)を有するすべてのもの

(e) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合に決議第千五百十四号(第十五回国会期)に基づく

れらの物を持ち去ることが同条に規定する法令の自國の領土又は領海内における違反となると推定することができる。

3 この条のいかなる規定も、認定する」とのできる所有者の権利、引揚作業に関する法律又はその他の海事に関する規則並びに文化交流に関する法律及び慣行に影響を及ぼすものではない。

紛争解決手続から除外された紛争又は前条の規定に基づいて行われた宣言により当該手続から除外された紛争については、当該紛争の当事者間の合意によつてのみ、当該手続に付することができる。

2 この節のいかなる規定も、紛争当事者が紛争の解決のための他の手続について合意する権利又は紛争当事者が紛争の友好的な解決を図る権利又は紛争当事者が紛争の友好的な解決を図る権利を害するものではない。

第十六部 一般規定

第三百条 信義誠実及び権利の濫用

締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないよう行使する。

第三百一条 海洋の平和的利用

締約国は、この条約に基づく権利を行使し及び義務を履行するに当たり、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章に規定する国際法の諸原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならぬ。

第三百二条 情報の開示

この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約に基づく義務を履行するに当たり、その開示が当該締約国の安全保険上の重大な利益に反する情報を提供を当該締約国に要求するものと解してはならない。ただし、この規定は、この条約に定める紛争解決手続に付する締約国の権利を害するものではない。

第三百三条 海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物を保護する義務を有し、このために協力する。

(d) 他の国と提携している自治国であつて、国際連合総会決議第千五百百十四号(第十五回国会期)に基づいて国際連合により監督され及び承認された自決の行為においてその地位を選び、かつ、この条約により規律される事項に関する権限(これらの事項に関して条約を締結する権限を含む)を有するすべてのもの提携のための文書に基づき、この条約により規律される事項に関する権限(これらの事項に関する権限を含む)を有するすべてのもの

(e) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合に決議第千五百十四号(第十五回国会期)に基づく

官報(号外)

安全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関する條約を締結する権限を含む。）を有するすべてのもの（**f**）国際機関。ただし、附属書IXの規定に従うものとする。

2 この条約は、千九百八十四年十一月九日までにジヤマイカ外務省において、また、千九百八十三年七月一日から千九百八十四年十一月九日まではニューヨークにある国際連合本部において、署名のために開放しておく。

第三百六条 批准及び正式確認

この条約は、国及び前条1の(b)から(e)までに規定するその他の主体によって批准されなければならず、また、同条1(f)に規定する主体により附属書IXに定めるところにより正式確認が行われなければならない。批准書及び正式確認書は、国際連合事務総長に寄託する。

第三百七条 加入

この条約は、国及び第三百五条に規定するその他の主体による加入のために開放しておく。同条1(f)に規定する主体による加入については、附属書IXに定めるところにより行う。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第三百八条 効力発生

1 この条約は六十番目の批准書又は加入書が寄託された日の後十二箇月で効力を生ずる。

2 六十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。

3 機構の総会は、この条約の効力発生の日に会合し、機構の理事会の理事国を選出する。機構の第一回の理事会は、第一百六十一条の規定を厳格に適用することができない場合には、同条に規定する目的に適合するように構成する。

4 準備委員会が起草する規則及び手続は、第十

一部に定めるところにより機構が正式に採択するまでの間、暫定的に適用する。

第三百九条 留保及び除外

この条約については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第三百十条 声明及び宣言

前条の規定は、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、国が、特に当該国の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、宣言又は声明を行うことを排除しない。ただし、このようないかなる宣言又は声明は、当該国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除し又は変更することを意味しない。

第三百十一条 他の条約及び国際協定と

この条約は、締約国間において、千九百五十八年四月二十九日の海洋法に関するジュネーヴ諸条約に優先する。

第三百十二条 改正

1 締約国は、この条約の効力発生の日から十年の期間が満了した後は、国際連合事務総長にてた書面による通報により、この条約の特定の改正案で深海底における活動に関する改正以外のものを提案し及びその改正案を審議する会議の招集を要請することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務総長は、当該通報の送付の日から十一箇月以内に締約国の一三分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、当該会議を招集する。

第三百十三条 簡易な手続による改正

1 締約国は、国際連合事務総長にてた書面による通報により、この条約の改正案を審議する。

第三百十四条 深海底における活動のみに関する規定の改正

1 締約国は、機構の事務局長にてた書面による通報により、深海底における活動のみに関する規定（附属書VI第四節の規定を含む。）の改正案を提案することができる。事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。改正案は、理事会による承認の後、総会によって承認されなければならない。理事会及び総会における締約国代表は、改正案を審議し及び承認する全権を有する。理事会及び総会が承認した場合は、改正案は、採択されたものとする。

第三百十五条 改正の署名及び批准、改正自らの採択

1 この条約の改正は、正への加入並びに改正の

を履行することに影響を及ぼすものであつてはならない。

2 1に規定する通報の送付の日から十二箇月の期間内にいずれかの締約国が改正案又は簡易な手続による改正案の採択の提案に反対した場合には、改正は、拒否されたものとする。国際連合事務総長は、その旨を直ちにすべての締約国に通報する。

第三百十六条 同意する

この条の規定は、他の条の規定により明示的に認められている国際協定に影響を及ぼすものではない。

第三百十七条 同意する

締約国は、第百三十六条に規定する人類の共同の財産に関する基本原則についていかなる改正も行わないこと及びこの基本原則から逸脱するいかなる協定の締約国にもならないことを同意する。

第三百十八条 改正

1 締約国は、この条約の効力発生の日から十年の期間が満了した後は、国際連合事務総長にてた書面による通報により、この条約の特定の改正案で深海底における活動に関する改正以外のものを提案し及びその改正案を審議する会議の招集を要請することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務総長は、当該通報の送付の日から十一箇月以内に締約国の一三分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、当該会議を招集する。

第三百十九条 改正の署名及び批准、改正自らの採択

1 この条約の改正は、正への加入並びに改正の

おける活動に関する改正以外のものを会議を招集することなくこの条に定める簡単な手続によると採択のために提案することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。

2 1に規定する通報の送付の日から十二箇月の期間内にいずれかの締約国が改正案又は簡易な手続による改正案の採択の提案に反対した場合には、改正は、拒否されたものとする。国際連合事務総長は、その旨を直ちにすべての締約国に通報する。

第三百二十条 同意する

この条の規定は、他の条の規定により明示的に認められている国際協定に影響を及ぼすものではない。

第三百二十二条 改正

この条の規定は、他の条の規定により明示的に認められている国際協定に影響を及ぼすものではない。

第三百二十三条 改正の署名及び批准、改正自らの採択

この条約の改正は、正への加入並びに改正の

基本原則の適用に影響を及ぼし又は他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し若しくは義務を履行することなくこの条に定める簡単な手続によると採択のために提案することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。

第三百二十四条 改正の署名及び批准、改正自らの採択

この条約の改正は、正への加入並びに改正の

基本原則の適用に影響を及ぼし又は他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し若しくは義務を履行することなくこの条に定める簡単な手續によると採択のために提案することができる。同事務総長は、当該通報をすべての締約国に送付する。

体に別段の定めがない限り、採択の日から十二箇月の間、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、締約国による署名のために開放しておく。

2 第三百六条、第三百七条及び第三百二十条の規定は、この条約のすべての改正について適用する。

第三百六条 改正の効力発生

1 この条約の改正で5に規定する改正以外のものは、締約国の三分の二又は六十の締約国ないずれか多い方の数の締約国による批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に、改正を批准し又はこれに加入する締約国について効力を生ずる。当該改正は、その他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し又は義務を履行することに影響を及ぼすものではない。

2 改正については、その効力発生のためにこの条に定める数よりも多い数の批准又は加入を必要とすることを定めることができる。

3 必要とされる数の批准書又は加入書が寄託された後に1に規定する改正を批准し又はこれに加入する締約国については、改正は、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 1の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された条約の締約国とされ、かつ、(b)改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国とされる。

5 深海底における活動のみに関する改正及び附属書VIの改正は、締約国の四分の三による批准書又は加入書の寄託の後一年で、すべての締約国について効力を生ずる。

6 5の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、改正された条約の締約国とされる。

1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務のほか、次のことを行う。

(a) この条約に関して生じた一般的な性質を有する問題について、すべての締約国、機関及び権限のある国際機関に報告すること。

(b) この条約及びその改正の批准及び正式確認、これらへの加入並びにこの条約の廃棄を機構に通報すること。

(c) 第三百十一条4の規定により協定について締約国に通報すること。

官 報 (号 外)

1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による通告を行うことによりこの条約を廃棄することができる。理由を示さないことは、廃棄の効力を及ぼすものではない。廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 いづれの国も、廃棄を理由として、この条約の締約国であった間に生じた財政上及び契約上の義務を免除されない。廃棄は、この条約が当該国について効力を失う前にこの条約の実施によつて生じていた当該国の権利、義務及び法的状態に影響を及ぼすものではない。

3 (a) 国際連合事務総長は、また、第一百五十六条に規定するオブザーバーに対し、次のものを送付する。

(i) 2(a)に規定する報告

(ii) 2(b)及び(c)に規定する通報

(iii) 2(d)に規定する改正(参考のためのもの)

(e) この条約により必要な締約国の会合を招集すること。

4 (a) 国際連合事務総長は、(b)のオブザーバーに対し、(b)の締約国の会合にオブザーバーとして参加するよう招請する。

5 第三百十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ

ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条

約の原本は、第三百五条2に定めるところによ

り、国際連合事務総長に寄託する。

6 以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に

委任を受けてこの条約に署名した。

7 千九百八十二年十一月十日にモンテゴ・ベイで

作成した。

8 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

9 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

10 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

11 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

12 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

13 4 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

14 5 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

15 6 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

16 7 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

17 8 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

9 9 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

10 10 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

11 11 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

12 12 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

13 13 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

14 14 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

15 15 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

16 16 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

17 17 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

18 18 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

19 19 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

20 20 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

21 21 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

22 22 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

23 23 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

24 24 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

25 25 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

26 26 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

27 27 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

28 28 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

29 29 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

30 30 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

31 31 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

32 32 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

33 33 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

34 34 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

35 35 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

36 36 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

37 37 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

38 38 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

39 39 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

40 40 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

41 41 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

42 42 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

43 43 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

44 44 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

45 45 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

46 46 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

47 47 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

48 48 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

49 49 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

50 50 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

51 51 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

52 52 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

53 53 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

54 54 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

55 55 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

56 56 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

57 57 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

58 58 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

59 59 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

60 60 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の

部を指しているときは、関連する附属書を含めて

いうものとする。

61 61 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

62 62 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

63 63 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

64 64 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

65 65 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

66 66 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

67 67 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

68 68 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

69 69 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

70 70 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

71 71 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

72 72 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

73 73 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

74 74 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

75 75 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

76 76 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

77 77 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

78 78 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

79 79 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

80 80 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

81 81 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

82 82 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

83 83 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

84 84 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

85 85 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

86 86 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

87 87 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

88 88 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

89 89 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

90 90 2 国際連合事務総長は、寄託者としての職務の部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

91 91 3 1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合事務総長とする。

9

2 第一回の選挙は、この条約の効力発生の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも十八箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、適当な地域的な協議の後に自國が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。

3 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の三分の一以上の多数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とするものとし、いづれの地理的地域からも三名以上の委員を選出する。

- 1 委員会の委員は、五年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。
- 2 委員会の委員の指名を行つた締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条1(b)の助言に関する生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。
- 3 委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 大陸棚の外側の限界が二百海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第七十六条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が千九百八十年八月二十九日に採択した了解声明に従つて勧告を行うこと。
- (b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に關して科学上及び技術上の助言を与えること。

2 委員会は、委員会の責任の遂行に役立ち得る科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関の政府間海洋学委員会、国際水路機関その他権限のある国際機関と協力することができる。

第四条

沿岸国は、条約第七十六条の規定に従つて自國の大陸棚の外側の限界を二百海里を超えて設定する意願を有する場合には、この条約が自國について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも十年以内に、当該限界についての詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自國に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

第五条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国のかつては隣接のとのとし、再選されることができる。

5 委員会の委員の指名を行つた締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担する。関係する沿岸国は、次条1(b)の助言に関する生ずる費用を負担する。委員会の事務局は、国際連合事務総長が提供する。

第六条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国のかつては隣接のとのとし、再選されることができる。

- 1 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。
- 2 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の三分の二以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。
- 3 委員会の勧告は、要請を行つた沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によつて提出する。

第七条

沿岸国は、条約第七十六条の規定及び適当な

国内手続に従つて大陸棚の外側の限界を設定する。

第八条

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対し改定した又は新たな要請を行う。

第九条

規定するその他の主体は、深海底における活動に関する業務計画の承認のための申請を機構に對して行うことができる。

2 事業体は、深海底のいかなる部分についても

1の申請を行うことができる。事業体以外の主

体による保留鉱区に関する申請は、第九条の追加的な要件に従う。

3 採査及び開発については、条約第百五十三條

3に規定する業務計画であつてこの条約並びに機構の規則及び手続に従い機構によって承認されたものに特定されている鉱区においてのみ行う。

4 承認された業務計画は、

(a) この条約並びに機構の規則及び手續に適合するものでなければならない。

(b) 深海底における活動に対する条約第百五十一条の規定に基づく機構による管理にて定めるものでなければならない。

附属書III 概要調査、探査及び開発の基本的条件

第一条 鉱物に対する権利

第二条 概要調査

鉱物に対する権利は、この条約の定めるところによつて採取の時に移転する。

第三条 機構は、深海底における概要調査を獎励する。

(a) 機構は、深海底における概要調査を獎励する。

(b) 概要調査については、概要調査を行おうとする者がこの条約を遵守し並びに海洋環境の保護並びに条約の第百四十三条及び第百四十四条に規定する訓練計画における協力に関する機構の規則及び手續を遵守する旨並びにその遵守についての機構による検証を當該者が受け入れる旨の書面による満足すべき約束を機構が受理した後においてのみ行うことができる。当該者は、當該約束をするに際し、概要調査を行う予定のおおよその区域を機構に通報する。

(c) 概要調査は、同一の区域において二以上の者が同時に行うことができる。

2 概要調査は、それを行う者に対し資源に関するいかなる権利も付与しない。ただし、概要調査を行う者は、検査に用いるため合理的な量の鉱物を採取することができる。

第四条 申請者の資格

1 事業体以外の申請者は、条約第百五十三条2(b)の規定により必要とされる国籍又は支配關係及び保証を有し、かつ、機構の規則及び手續に定める手續に従い並びに機構の規則及び手續に定める資格に関する基準に適合する場合に、資格を有する。

2 1に規定する資格に関する基準は、6に定めるもののが、申請者の資金的及び技術的な能

力並びに機構との間で過去に締結された契約の履行状況に関するものとする。

3 いすれの申請者も、自己がその国籍を有する締約国によって保証されなければならない。ただし、申請者が二以上の国籍を有している場合、例えば、複数の国の主体によるパートナーシップ又はコンソーシアムには、その申請は、すべての関係締約国によつて保証されなければならない。また、申請者が他の締約国又はその国民によつて実効的に支配されている場合には、その申請は、関係する両締約国によつて保証されなければならない。要件としての保証されなければならないための基準及び手続については、機構の規則及び手続に定める。

4 保証国は、条約第百三十九条の規定に基づき、自國の法制度の枠内で、自國が保証している契約者が契約の条件及びこの条約に基づく義務に従つて深海底における活動を行うことを確保する義務を負う。保証国は、自國の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自國の法制度の枠内で合理的に適当な法令を制定し及び合理的に適当な行政上の措置を講じている場合は、自國が保証している契約者の義務の不履行によつて生ずる損害についての責任を負わない。

5 締約国が申請者である場合の資格の評価の手続においては、申請者が国であることを考慮すること。

(a) 条約第十一部の規定、機構の規則及び手続、機関の決定並びに機構との契約によつて課される適用のある義務を執行力のあるものとして受け入れ、これを遵守すること。

(b) この条約の認めるところに従つて機構が深

海底における活動を管理することを受け入れること。

(c) 契約に基づく義務を誠実に履行する旨の書面による誓約を機構に提出すること。

(d) 次条に定める技術の移転に関する規定を遵守すること。

第五条 技術の移転

1 申請者は、業務計画の提出に当たり、深海底における活動を行うに当たつて使用する設備及び方法の一般的な説明、これらに関する技術の特徴に関する財産的価値を有しない他の関連する情報並びに当該技術を入手し得る場所に関する情報を機構に提供する。

2 操業者は、重要な技術上の変更又は技術革新が導入された場合には、1の規定に基づいて提供された説明及び情報の修正を機構に通報する。

3 深海底における活動を行うための契約には、次のことに関する契約者による約束を含める。(a) 機構が要請する場合には、契約者が契約に基づく深海底における活動を行うに当たつて使用する技術であつてそれを移転する権利を法的に有しているものを公正かつ妥当な商業的条件で事業体に提供すること。その提供は、契約者と事業体との間で交渉されるライセンス又は他の適当な取決めであつて契約を補足する個別の合意に規定されるものによって行われる。この約束については、事業体が公開の市場において公正かつ妥当な商業的条件で、同一の技術又は同等に効率的で有用な技術を入手することができない場合にのみ履行を求めることができる。

(b) 契約に基づく深海底における活動を行うに当たつて使用する技術のうち、公開の市場において一般に入手することができない技術であつて(a)に規定する技術に該当しないものについては、その技術の所有者が契約者に提供した技術と同等の範囲のものを、機構の要請に従つて留保された部分の開発のみに関連し

に基づき、ライセンス又は他の適当な取決めにより、公正かつ妥当な商業的条件で事業体に提供する旨の書面による保証を当該技術の所有者から取り付けること。当該保証が取り付けられない場合には、契約者は、深海底における活動を行うに当たつて当該技術を使用してはならない。

(c) 事業体が要請する場合において、契約者が多額の費用を負担することなく行うこと可能なときは、契約に基づく深海底における活動を行うに当たつて契約者が使用する技術であつて、契約者がそれを移転する権利を法的に有しておらず、かつ、公開の市場において一般に入手することができないものを事業体に移転する法的な権利を、執行力のある契約によつて所有者から取得すること。契約者と技術の所有者との間に実質的な組織上の関係がある場合には、当該権利を取得するためにしてすべての実行可能な措置がとられたか否かの決定に当たつては、この関係の緊密度及び支配又は影響の程度を考慮する。契約者が所有者を実効的に支配している場合には、当該契約者が当該所有者から当該法的な権利を取得しないときは、その事実は、当該契約者が新たな業務計画の承認のために申請を行う際の資格の有無の決定において考慮される。

(d) 事業体が技術の所有者と直接に交渉するごとに決定する場合には、事業体の要請に基づき、ライセンス又は他の適当な取決めにより公正かつ妥当な商業的条件で(b)に規定する技術を事業体が取得することを容易にするこ。

(e) (a)から(d)までに規定する措置と同様の措置を、第九条の規定に基づいて契約を申請した開発途上国又は開発途上国の集団のためにとって(2)に規定する技術に該当しないものについては、その技術の所有者が契約者に提供した技術と同等の範囲のものを、機構の要請に従つて留保された部分の開発のみに関連し

てとられるものとし、また、開発途上国又は開発途上国の集団によって申請された契約に基づく活動は、第三国又は第三国の国民への技術の移転を伴わないことを条件とする。この(e)の規定に基づく義務については、事業体から技術の移転の要請を受けていない契約者は事業体に対して技術の移転を行っていない契約者に対するのみ課する。

4 3の規定に基づく約束に関する紛争については、契約の他の規定に関する紛争と同様に、条約第十一部に定めるところによる義務的な解決手続が適用されるものとし、当該約束の違反があつた場合には、第十八条の規定に基づいて契約の停止若しくは終了又は違約金の支払を命ずることができる。契約者による申出が公正かつ妥当な商業的条件に該当するものであるか否かについての紛争は、いずれか一方の当事者により国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則又は機関の規則及び手続に定める他の仲裁規則に従うべきである。契約者による申出が公正かつ妥当な商業的条件に該当するものとするよう修正するため、機関が第十八条の規定に基づいて措置をとる前に四十五日の期間を与えられる。

5 深海底からの鉱物の採取及び製錬を適切な時期に開始することができるようにするための適当な技術を事業体が公正かつ妥当な商業的条件で取得することができない場合には、理事会は、深海底における活動を行つてている主体を公止かつ妥当な商業的条件で(b)に規定する技術を事業体が取得することを容易にするこ。

(a) 契約に基づく深海底における活動を行うに当たつて使用する技術のうち、公開の市場において一般に入手することができない技術であつて(a)に規定する技術に該当しないものについては、その技術の所有者が契約者に提供した技術と同等の範囲のものを、機関の要請に従つて留保された部分の開発のみに関連し

な目的のため自國の法制度の枠内ですべての実行可能な措置をとる。

6 事業体との合弁事業においては、技術の移転は、合弁事業の合意に従つて行われる。

7 3の規定に基づく約束は、事業体による商業的生産の開始の後十年間は、深海底における活動を行うための契約に含めなければならないものとし、当該約束の履行については、この期間においてのみ求めることができる。

8 この条の規定の適用上、「技術」とは、専門的な設備及び技術的なノウハウ(便覽、設計、操作手引、訓練並びに技術的な助言及び援助を含む)であつて、運用可能な施設を組み立て、維持し及び運用する目的のために必要なもの並びにこれらを当該目的のために非独立的に使用する法的な権利をいう。

第六条 業務計画の承認

1 機構は、この条約の効力発生の後六箇月で、その後は四箇月ごとに、業務計画案を審査する。

2 機構は、契約の形式による業務計画の承認のための申請を審査するに当たり、最初に、次の事項を確認する。

(a) 第四条の規定によって定められる申請のための手続に従つており、かつ、同条の規定によつて必要とされる約束及び誓約を機構に対して行つてゐるか否か。申請者は、これらの手続に従つていなければ、これらの約束及び誓約のうちのいずれかを行つていない場合は、このようないきな事態を是正するため四十五日

(b) 第四条に定める必要な資格を有しているか否か。

すべての業務計画案は、受理された順序に従つて審査される。業務計画案は、この条約の規定並びに機構の規則及び手続(操業のための要件、財政上の貢献及び技術の移転に係る約束に関するものを含む。)に適合するものでなければならぬ。

ばならず、これらによつて規律される。機構は、業務計画案がこれらの要件に適合しておらず、かつ、機構の規則及び手続に定める一律のかつ無差別な要素に適合している場合には、当該業務計画案を承認する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(a) 当該業務計画案が対象とする鉱区の一部又は全体が既に承認されているが機構が最終的な決定を行つていない業務計画案又は既に提出されているが機構が最終的な決定を行つてゐる場合は、この条約の規定にかかるわらず、機構は、条約第百五十三条に規定する暫定期間の終了の後、機構の規則及び手続により、一の申請された鉱区に対する複数の申請者の間における選定に当たりいすれの申請者の業務計画を承認するかを決定するためのこの条約に適合する他の手続及び基準を探査することができる。当該他の手続及び基準は、業務計画が平衡かつ無差別に承認されることを確保するものでなければならぬ。

(b) 当該業務計画案が対象とする鉱区の一部又は全体が条約第六十二条(2)の規定に基づき機構によって承認されない場合

(c) 当該業務計画案が既に次の多金属性の団塊の探査及び開発のための業務計画を有している場合

(i) 二の部分に分割された当該業務計画案が対象とする鉱区のいずれかの部分の中心を中心とする四十万平方キロメートルの円形の区域において、多金属性の団塊の探査及び開発のための業務計画が対象とする鉱区のうちの留保されていない鉱区の面積と当該いずれかの部分の面積との合計が当該円形の区域の面積の三十パーセントを超えることとなるような業務計画

(ii) 多金属性の団塊の探査及び開発のための業務計画が対象とする鉱区のうちの留保されていない鉱区の面積の合計が、留保されておらず、かつ、条約第六十二条(2)の規定に基づいて機構によって開発の対象から除外されていない海底の総面積の二パーセントを占める業務計画

4 3(c)に定める基準の適用上、パートナーシップ又はコンソーシアムによつて提出された業務計画は、第四条に規定する関係を有する保証協約国との間で比例配分の原則に基づいて取り扱われる。機構は、(c)に規定する業務計画の承認が締約国又は締約国によって保証されている主体による深海底における活動の実施の独立又は深海底における活動からの他の締約国の排除を容認することとはならないと認める場合に、当該業務計画を承認することができる。

5 3(a)の規定にかかるわらず、機構は、条約第一百五十五条に規定する暫定期間の終了の後、機構の規則及び手続により、一の申請された鉱区に対する複数の申請者の間における選定に当たりいすれの申請者の業務計画を承認するかを決定するためのこの条約に適合する他の手続及び基準を探査することができる。当該他の手続及び基準は、業務計画が平衡かつ無差別に承認されることを確保するものでなければならぬ。

6 選定は、すべての締約国(いかなる国又は別れる事例の規則及び手続により、その社会的及び経済的制度又は地理的位置を問わない)に対する差別も回避するため、その社会的及び経済的制度又は地理的位置を問わない)に対する複数の申請者の間における選定に当たりいすれの申請者の業務計画を承認するかを決定するためのこの条約に適合する他の手続及び基準を探査することができる。当該他の手續及び基準は、業務計画が平衡かつ無差別に承認されることを確保するものでなければならぬ。

7 この条の規定により行われる決定には、各期間の終了の後できる限り速やかに行はるものとする。

8 この条の規定により行われる決定については、各期間の終了の後できる限り速やかに行はるものとする。

9 第八条 鉱区の留保

事業体が行う申請及び他の主体が留保鉱区について行う申請以外の申請は、採鉱に関する二の操業を可能とするのに十分な広さであつてかつ十分な商業的価値が見積もられる区域(单一の連続する区域であることを要しない。)を対象とするものでなければならない。申請者は、区域を同等の商業的価値が見積もられる二の部分に分割する経緯度を明示し、かつ、当該二の部分に關し自己の入手したすべてのデータを提出する。多金属性の団塊に関して提出すべきデータは、地図、試料、団塊の量及び団塊中の金属の組成に関するものとする。ただし、第十七条に定める機構の権限は害されない。機構は、当該データを受領してから四十五日以内に、機構による活動(事業体を通じて行うもの又は開発途上国と提携して行うもの)の実施のためにのみ留保される部分を指定する。この条の規定によつて必要とされるすべてのデータが

提出されたか否かにつき独立の専門家が鑑定することを機構が要請する場合には、この指定を四五日間延期することができる。指定された鉱区は、留保されなかつた鉱区についての業務計画が承認され、契約が署名された時に、直ちに留保鉱区となる。

第九条 留保鉱区における活動

事業体は、各留保鉱区において活動を行う意図を有するか否かについて決定する機会を与える。機構が4の規定に基づく通報を受理する場合を除くほか、事業体は、その決定をいつでも行うことができるものとする。機構が当該通報を受理した場合には、当該決定を合理的な期間内に行う。事業体は、関心を有する国又は主体との合弁事業によって当該留保鉱区を開発することを決定することができる。

2 事業体は、その活動の一部を行うために附属書IV第十二条の規定に基づいて契約を締結する

ことができる。また、事業体は、当該活動を行うために、条約第一百五十三条2(b)の規定に基づき深海底における活動を行う資格を有する主体との間で合弁事業を開始することができる。事業体は、当該合弁事業を検討するに当たり、開発途上国である締約国及びその国民に効果的な参加の機会を与える。

3 機構は、2に規定する契約及び合弁事業に関する実質的及び手続的な要件及び条件を機構の規則及び手続に定めることができる。

4 開発途上国である締約国、開発途上国である締約国によって保証されており、かつ、当該締約国若しくは他の開発途上国によって実効的に支配されている自然人若しくは法人で申請者の資格を有するもの又はこれらの者から成る集団は、留保鉱区に関する第六条に規定する業務計画を提出することを希望する旨を機構に通報することができる。事業体が1の規定に基づき、当該鉱区において活動を行う意図を有しないこ

とを決定する場合には、当該業務計画は、審査される。

第十条 申請者間の優先権

第三条4(c)の規定に従つて探査のためのみの業務計画を承認された操業者は、同一の鉱区及び資源の開発についての業務計画を申請した者の間で優先される。ただし、当該操業者の履行状況が満足すべきものでなかつた場合には、その優先権は、取り消すことができる。

第十一条 共同取決め

1 契約は、合弁事業、生産物の分配その他の形式によって契約者が事業体を通じて機構との間で行う共同取決めについて規定することができる。これらの共同取決めは、改正、停止又は終了について機構との契約と同様の保護を受けれる。

2 事業体との間で共同取決めを行う契約者は、第十三条の規定に基づく財政上の奨励措置を受けることができる。

3 事業体との間で合弁事業を行う者は、第十三条の規定によって必要とされる支払について、合弁事業の持分に応じて責任を負う。ただし、同条に規定する財政上の奨励措置の適用は妨げられない。

第十二条 事業体が行う活動

1 条約第一百五十三条2(a)の規定に基づいて事業体が行う深海底における活動は、条約第十一部の規定、機構の規則及び手続並びに関連する機構の決定によって規律される。

2 事業体の提出する業務計画には、資金的及び技術的な能力を裏付ける証拠が添付されるものとする。

3 機構は、1に規定する契約の財政的条件

的条件を交渉するに当たり、次の目的を指針とする。

(a) 商業的生産の収益から機構のために最適の収入を確保すること。

(b) 深海底の探査及び開発のために投資及び技術を誘引すること。

(c) 契約者の間において、財政上の平等な待遇及び同等の義務を確保すること。

(d) 事業体及び開発途上国又はその国民に対する技術の移転を促進するため並びに機構及び開発途上国の要員を訓練するため、契約者が事業体及び開発途上国又はその国民との間で共同取決めを行いうる一律のかつ無差別な原則の下に契約者に対し奨励措置をとること。

(e) 事業体が条約第一百五十三条2(b)に規定する主体と同時に海底における採鉱を効果的に行うこと可能にすること。

(f) 14の規定、第十九条の規定に従つて再検討された契約の条件又は合弁事業に関する第十一条の規定によって契約者に對してとられる財政上の奨励措置の結果として、陸上で鉱業を行う者との関係において当該契約者に對し人為的な競争上の優位を与えるような補助を与えることとならないことを確保すること。

(g) 契約の形式による業務計画の承認のための申請を処理するための事務費として手数料を徴収する。当該手数料は、一の申請について五十万合衆国ドルとする。手数料の金額は、その処理に要する事務費を支弁することができることを確保するため、理事会によって隨時再検討される。機構は、実際の申請の処理において要した事務費が定められた手数料の額に満たない場合には、申請者に対し差額を返済する。

(h) 契約者は、契約の効力発生の日から百万合衆国ドルの年間固定料金を支払う。条約第一百五十三条に定める生産認可の発給が遅滞したために承認された商業的生産の開始の日が延期される場合には、年間固定料金は、その延期の期間中

免除される。契約者は、商業的生産の開始の日から、生産賦課金又は年間固定料金のうち、いずれかその額が多い方を支払う。

4 契約者は、商業的生産の開始の日から一年以内に、3の規定による機構に対する財政上の貢献を次のいずれの方法によって行つかを選択する。

(a) 生産賦課金のみによる支払

(b) 生産賦課金と純収益のうちの機構の取り分との組合せによる支払

(c) 契約者が機構に対する財政上の貢献を生産賦課金のみによる支払によって行うことを選択する場合には、生産賦課金の額は、契約が対象とする鉱区から採取される多金属性の団塊から生産される精錬金属の市場価額に次の率を乗じた額とする。

(d) 商業的生産の一周年から十年目までは、五パーセント

(e) 商業的生産の十一年目から終了までは、十二パーセント

(f) (a)に規定する市場価額は、7及び8に定めることにより、当該会計年度における契約が対象とする鉱区から採取される多金属性の団塊から生産される精錬金属の量に当該精錬金属の平均価格を乗じた額とする。

(g) 契約者が、機構に対する財政上の貢献を生産賦課金と純収益のうちの機構の取り分による支払によって行うことを選択する場合には、当該支払については、次のとおりとする。

(h) 生産賦課金は、契約が対象とする鉱区から採取される多金属性の団塊から生産される精錬金属の市場価額(4)の規定に従つて決定される。)に次の率を乗じた額とする。

(i) 商業的生産の第一期については、一パーセント

(j) 商業的生産の第二期については、四パーセント

ただし、(d)に定める商業的生産の第二期のいすれかの会計年度において、四パーセントでの生産賦課金の支払の結果、(e)に定める投資収益率が十五パーセント未満となる場合は、生産賦課金は、当該会計年度については四パーセントの代わりに二パーセントを乗じた額とする。

(b) (d)に規定する市場価額は、7及び8に定まるところにより、当該会計年度における契約は、生産賦課金のうちの機構の取り分は、契約者に規定する市場価額は、7及び8に定まるところにより、当該会計年度における契約四パーセント未満となる場合に

は、生産賦課金は、当該会計年度については四パーセント未満となる場合に

(b) (d)に規定する市場価額は、7及び8に定まるところにより、当該会計年度における契約四パーセントの代わりに二パーセントを乗じた額とする。

採鉱純収益の割合	投資収益率を示す採鉱純収益の割合が〇パーセント未満の場合	投資収益率を示す採鉱純収益の割合が〇パーセント以上二〇パーセント未満の場合	投資収益率を示す採鉱純収益の割合が二〇パーセント以上の場合
商業的生産の第一期	三五パーセント	四一・五パーセント	五〇パーセント
	四〇パーセント	五〇パーセント	七〇パーセント

(d) (a)及び(c)に規定する商業的生産の第一期は、商業的生産が開始される会計年度に始まり、契約者の開発費及びその未回収の部分についての利子が、次に定めるところにより契約者の剩余金によって完全に回収される会計年度に終了する。開発費が支出される最初の会計年度においては、未回収の開発費は、開発費から当該会計年度の剩余金を差し引いた額とする。その後の会計年度においては、未回収の開発費は、前会計年度末における未回収の開発費、当該未回収の開発費に年十パーセントの利子率を乗じた額及び当該会計年度に支出された開発費を合計した額から当該会計年度の契約者の剩余金を差し引いた額とする。契約者の開発費及びその未回収の部分についての利子が、未回収の開発費が最初に零となる会計年度をいう。各会計年度における契約

(e) 「採鉱純収益」とは、契約者の純収益に契約者の開発費に占める採鉱に係る開発費の割合を乗じたものをいう。契約者が採鉱、多金属性の団塊の輸送及び主として三種類の精錬金属(コバルト、銅、マンガン及びニッケル)の生産を行う場合には、採鉱純収益は、契約者の純収益の二十五パーセントを下回るものとしてはならない。(f)の規定に従うことを条件として、機構は、契約者が採鉱、多金属性の団塊の輸送及び主として四種類の精錬金属(コバルト、

銅、マンガン及びニッケル)の生産を行う場合において、三種類の金属を生産する場合に適用される二十五パーセントの下限に対応する適当な下限を定めることができる。

(f) 「契約者の純収益」とは、契約者の総収入から操業に要する費用及び(j)に規定する開発費の額を差し引いた額をいう。

(g) (i) 契約者が採鉱、多金属性の団塊の輸送及び精錬金属の生産を行う場合には、「契約者の総収入」とは、精錬金属の販売による総収入並びに機構の財政に関する規則及び手続に従い契約に基づく操業によって得られたと合理的に認められる他の収入をいう。

(ii) この(g)(i)及び(h)(iv)の規定に該当する場合を除くほか、「契約者の総収入」とは、契約者が対象とする鉱区から採取される多金属性の団塊から精錬中間生産物の販売による総収入並びに機構の財政に関する規則及び手続に従い契約に基づく操業によって得られたと合理的に認められる他の収入をいう。

(h) 「契約者の開発費」とは、次の支出をいう。

(i) 「契約者の開発費」とは、商業的生産一期が終了する会計年度の次の会計年度に始まり、契約が終了するまで継続する。

(j) (h)(i)又は(h)(iv)に規定する商業的生産の開始の日から十年間に均等に分割して回収されるものとする。(h)(ii)又は(h)(v)に規定する商業的生産の開始後に支払われる契約の開発費は、契約の終了までに完全に回収されることを確保するため、十年又は十年未満の期間の各年に均等に分割して回収されるものとする。

(k) 「契約者の操業に要する費用」とは、商業的生産の開始後に行われるすべての支出であつて、一般的に認められる会計原則に従い、契約が対象とする鉱区における生産能力の活動で当該開発に関連するものに、一般的に認められる会計原則に従い、直接関係するものの特に、機械、設備、船舶、製錬工場、建設、建物、土地、道路、契約が対象とする鉱区の概要調査及び探査、研究及び開発、利子、必要な借り入れ、ライセンス並びに手数料に関する費用を含む。)

(l) 商業的生産の開始後に行われる(i)に定める支払と同様の支払である、業務計画を実施するために必要なもの(操業に要する費用のための支出を除く。)

(m) 固定資産の処分による収益及び契約に基づく操業のために必要ではなくった固定資産

接関連する部分(特に、申請の手数料、年間固定料金並びに、適切な場合には、契約が対象とする鉱区の概要調査及び探査のための費用並びに研究及び開発のための費用の一部を含む。)をいう。

(iv) 各会計年度における「投資収益率」とは、採鉱に係る開発費に占める当該会計年度の採鉱純収益の割合をいう。この割合の算定に当たり、採鉱に係る開発費には、採鉱に関連する新規設備の購入のための支出又は、設備の交換純収益の割合をいう。この割合の算定に当たり、採鉱に係る開発費には、採鉱に関連する新規設備の購入のための支出又は、設備の交換の場合には、当該交換のための支出から交換された設備の当初の費用を差し引いた額を含める。

(v) 契約者が採鉱のみを行う場合には、(i)、「採鉱純収益」とは、契約者の純収益の全體をいう。

(vi) 「契約者の純収益」とは、多金属性の団塊の販売による総収入並びに機構の財政に関する規則及び手続に従い、契約に基づく操業によって得られたと合理的に認められる他の収入をいう。

(vii) 「契約者の開発費」とは、(vi)に規定する商業的生産の開始前に行われるすべての支出及び(viii)に規定する商業的生産の開始後に行われるすべての支出であって、一般的に認められる会計原則に従い、契約が対象とする鉱区の資源の採鉱に直接関連するものをいう。

(viii) 「契約者の操業に要する費用」とは、(vii)に規定する契約者の操業に要する費用であつて、一般的に認められる会計原則に従い、契約が対象とする鉱区の資源の採鉱に直接関連するものをいう。

(ix) 各会計年度における「投資収益率」とは、契約者の開発費に占める当該会計年度の契約者の純収益の割合をいう。この割合の算定に

定に当たり、契約者の開発費には、新規設備の購入のための支出又は、設備の交換の場合には、当該交換のための支出から交換された設備の当初の費用を差し引いた額を含める。

(o) (ii)、(iv)及び(v)に規定する費用で契約者が支払う利子に関するものは、いかなる場合にも、第四条1の規定に従い、機構が現行の商業上の慣習を考慮して合理的であるとして承認する負債と資産との比率及び利子率の範囲内でのみ認められる。

(p) この6に規定する費用については、契約者の操業について国が課する法人税又は類似の賦課金の支払を含むと解釈してはならない。

(q) 「精鍊金属」とは、代表的かつ公正な取引において通常売買される最も基本的な形状的な国際市場において適切なものを見定す。このように市場において売買されない金属については、「精鍊金属」とは、代表的かつ公正な取引において通常売買される最も基本的な形状の金属をいう。

(r) 機構が、5(b)及び6(b)に規定する契約が対象とする鉱区から採取される多金属性の団塊から生産される精鍊金属の量を他の方法で決定することができる場合には、当該精鍊金属の量は、機構の規則及び手続並びに一般的に認められる会計原則に従い、当該団塊中の金属の含有率、精鍊採取率及び他の関連する要素に基づいて決定する。

8. 中心的な国際市場が精鍊金属、多金属性の団塊及び団塊からの精鍊中間生産物についての代表的な価格を決定する仕組みを有している場合には、当該国際市場における平均価格が用いられる。他のすべての場合には、機構は、契約者と協議した後、9の規定によりこれらの生産物の公正な価格を決定する。

9.(a) この条に規定するすべての費用、支出、収益及び收入並びにすべての価格及び価額の決定は、自由市場における取引又は公正な取引の結果によるものでなければならない。このような取引がない場合には、機構は、契約者と協議した後、他の市場における関連する取引を考慮して、自由市場における取引又は公正な取引の結果決定されたものとして、これらを決定する。

(b) この9の規定の遵守及び実施を確保するため、機構は、国際連合多国籍企業委員会、開発上国と先進国との間の租税条約に関する専門家部会及び他の国際機関により公正な取引に關して採択された原則及びこれに与えられた解釈を指針とする。また、機構は、一律に該規定の遵守及び実施を確保するためのかつ国際的に受け入れることのできる会計に関する規則及び手続並びに当該規則及び手続に従って会計検査を行うために機構にとって受け入れることのできる資格のある独立の会計士を契約者が選定する方法を機構の規則及び手続において定める。

(c) 契約者は、機構の財政に関する規則及び手続に従って会計検査を行うために機関にとって受け入れることのできる資格のある独立の会計士を契約者が選定する方法を機構の規則及び手続において定める。

10. 契約者は、機構の財政に関する規則及び手続に従い、この条の規定の遵守についての決定に必要な財務に関するデータを会計士に提供する。

11. この条に規定するすべての費用、支出、収益及び收入並びにすべての価格及び価額は、一般的に認められる会計原則並びに機構の財政に関する規則及び手続に従って決定される。

12. 5及び6に規定する機構への支払は、自由利用可能通貨若しくは主要な外國為替市場において自由に入手可能であり、かつ、実際に利用可能な通貨又は、契約者の選択により、市場価額で等価値を有する精鍊金属によって行われる。市場価額は、5(b)の規定によつて決定される。自由利用可能通貨及び主要な外國為替市場において自由入手可能であり、かつ、実際に利用可能な通貨については、その時の国際金融上の

13. 契約者の機関に対するすべての財政上の義務並びにこの条に規定する契約者のすべての料金、費用、支出、収益及び収入は、基準となる年との比で示した値で表示する」とによって調整する。

14. 機構は、経済計画委員会及び法律・技術委員会の勧告を考慮して、1に規定する目的を達成するため、一律のかつ無差別な原則の下に契約者に対しても与えられる奨励措置について定める規則及び手続を探査することができる。

15. 機構と契約者との間で契約の財政的条件の解釈又は適用について紛争が生じた場合には、紛争の両当事者が他の方法によって紛争を解決することを合意しない限り、いずれの当事者も拘束力のある商事仲裁に付することができる。条約第八百八十八条2の規定により、当該紛争を拘束力のある商事仲裁に付することができる。

16. 第十四条 データの送付

1. 操業者は、機構の規則及び手続並びに業務計画の条件に従い、機関の定める期間ごとに、業務計画が対象とする鉱区に關し、機関の主要な機関の権限の効果的な行使及びその任務の効果的な遂行に必要なデータであつて当該行使及び遂行に關連するすべてのものを機構に送付する。

2. 業務計画が対象とする鉱区に關する送付されたデータであつて財産的価値を有すると認められるものは、この条に定める目的のためにのみ使用することができる。海洋環境の保護及び安全に關する規則及び手続を機構が作成するための必要なデータは、設備の設計に関するデータを除くほか、財産的価値を有するものとはみなされない。

3. 機構は、概要調査を行う者、契約の申請者又は契約者が機関に送付するデータであつて財産的価値を有すると認められるものを事業体又は機関の外部の者に對して開示してはならない。

官 報 (号 外)

ただし、留保鉱区に関するデータについては、事業体に対しても開示することができる。事業体は、これらの者によって事業体に送付される財産的価値を有すると認められるデータを機構又は機構の外部の者に対する開示してはならない。

第十五条 訓練計画

契約者は、条約第百四十四条2の規定に基づき、機構及び開発途上国との要員の訓練のための実際的な計画を作成する。当該計画には、契約が対象とするすべての深海底における活動にこれらの人員を参加させることを含めるものとする。

第十六条 採査及び開発の排他的権利

機構は、条約第十一部の規定並びに機構の規則及び手続により、特定の種類の資源について業務計画が対象とする鉱区を探査及び開発する排他的権利を操業者に与える。機構は、他の主体が当該操業者の操業を妨げるような方法で同一の鉱区において異なる種類の資源を対象とする操業を行わないことを確保する。操業者は、条約第百五十三条6の規定に基づき、契約の定める期間中の当該契約の有効性を保証される。

2

機構の規則及び手続
1 機構は、条約の第百六十条2(f)並びに第百六十二条2(o)(ii)の規定に従い、条約第十一部に規定する機構の任務、特に次の事項に関する任務の遂行のため、規則及び手続を採択し、一律に適用する。

(a) 深海底における概要調査、探査及び開発に関する運営上の手続
(b) 操業
(i) 鉱区の面積
操作の期間
(ii) (iii) (iv) (v) (vi) (vii) 資源の種類
鉱区の放棄
経過報告

データの提出

操業の査察及び監督

海洋環境における他の活動に対する妨害の防止

上国への技術の移転及び開発途上国との直接的な参加のための手続

条約第百四十四条の規定に基づく開発途上国への技術の移転

契約者による権利及び義務の移転

上国への技術の移転及び開発途上国との直接的な参加のための手続

(b) 操業の期間

概要調査には、期限を設けない。

(i) 採査の期間については、特定の鉱区の完全な調査、その鉱区のための採鉱設備の設計及び建設並びに採鉱及び製錬のための施設を試験するための中小規模の製錬工場の設計及び建設を行うために十分な長さのもとのとすべきである。

鉱石の枯済、採鉱設備及び製錬施設の耐用年数、商業的な実行可能性等の要因を考慮して、採鉱事業の経済的な存続期間と関連したものとすべきである。開発の期間については、当該鉱区の鉱物の商業的な採取を可能とするのに十分な長さのものとすべきであり、また、当該期間には、商業規模の採鉱及び製錬のための施設を建設するための合理的な期間(この期間においては、商業的生産を行なうことは求められない)を含めるべきである。ただし、開発の期間の全体の長さについては、機構が業務計画を承認した後に採択する規則及び手続に従って当該業務計画の更新を検討する際に当該業務計画の条件を修正することができるよう、十分に短いものとすべきである。

商業的生産が実現された後は、合理的な範囲内で、かつ、関連するすべての要素を考慮し、業務計画が対象とする期間を通して商業的な配分が認められるべきである。機構は、商業的生産が実現された後は、合理的な範囲内で、かつ、関連するすべての要素を考慮し、業務計画が対象とする期間を通して商業的な生産を維持するよう操業者に求める。

機構は、承認することのできる業務計画が対象とする資源の種類を決定するに当たり、特に次のことを重視する。

(i) 特定の資源は、類似の採鉱方法の使用を必要とすること。

(ii) 幾つかの資源については、同一の鉱区で異なる資源を開発している操業者の間において相互に不当な妨害を与えることなく、同時に開発することが可能であること。

この(b)の規定は、機構が同一の鉱区について同一の申請者に二以上の種類の資源を対象とする業務計画を承認することを妨げるものではない。

この(c)の規定は、機構が同一の鉱区で商業的生産を開始することを意図する誠実な操業者であれば行うであろうと予想される支出と合理的な機構が設ける期限内にその鉱区で商業的生産に関連する支出を定期的に行なうよう求めること。

機構が求める支出は、操業することが見込まれている者で一般に使用されている技術よりも少ない費用しか必要としない技術を有するものや意欲を阻害するような水準に定められなければならない。機構は、探査の段階が終了して開発の段階が開始されてから商業的生産

(d) 資源の種類

機構は、承認することのできる業務計画が対象とする資源の種類を決定するに当たり、特に次のことを重視する。

(i) 特定の資源は、類似の採鉱方法の使用を必要とすること。

(ii) 幾つかの資源については、同一の鉱区で異なる資源を開発している操業者の間において相互に不当な妨害を与えることなく、同時に開発することが可能であること。

この(b)の規定は、機構が同一の鉱区について同一の申請者に二以上の種類の資源を対象とする業務計画を承認することを妨げるものではない。

この(c)の規定は、機構が同一の鉱区で商業的生産を開始することを意図する誠実な操業者であれば行うであろうと予想される支出と合理的な機構が設ける期限内にその鉱区で商業的生産に関連する支出を定期的に行なうよう求めること。

機構が求める支出は、操業することが見込まれている者で一般に使用されている技術よりも少ない費用しか必要としない技術を有するものや意欲を阻害するような水準に定められなければならない。機構は、探査の段階が終了して開発の段階が開始されてから商業的生産

(c) 対象に関する要件
機構は、探査を行う鉱区の適切な面積を決定する。探査を行う鉱区の面積は、集中的な探査のための操業を可能にするため、開発を行う鉱区の面積の二倍以下のものとする。鉱区の面積については、その時点での海底における鉱区の面積に利用可能な技術の水準及び当該鉱区の自然の特性を考慮し、鉱区の留保に関する第八条の要件を満たし、かつ、条約第一百五十五条の規定と両立するよう契約の条件に従って定められた生産の要件を満たすように算定する。鉱区の面積は、この目的を達成するために必要な面積よりも小さいもの又は大きいものとしてはならない。

(d) 資源の種類
機構は、探査を行う鉱区の面積は、集中的な探査のための操業を可能にするため、開発を行う鉱区の面積の二倍以下のものとする。鉱区の面積については、その時点での海底における鉱区の面積に利用可能な技術の水準及び当該鉱区の自然の特性を考慮し、鉱区の留保に

に関する第八条の要件を満たし、かつ、条約第一百五十五条の規定と両立するよう契約の条件に従って定められた生産の要件を満たすように算定する。鉱区の面積は、この目的を達成するために必要な面積よりも小さいもの又は大きいものとしてはならない。

(e) 鉱区の放棄
操業者は、いつでも、業務計画が対象とする鉱区における権利の全部又は一部を不利益を受けることなく放棄する権利を有する。

(f) 海洋環境の保護
深海底における活動により又は採鉱を行なう場所から採取される鉱物を当該採鉱を行う場所の上方で船上において製錬することにより直接にもたらされる有害な影響から海洋環境

を効果的に保護するために、規則及び手続を作成する。

その作成に当たり、ボーリング、

しゅんせつ、コアの採取及び掘削により直接

にもたらされる有害な影響並びに沈殿物、廃

棄物又は廃水の海洋環境への処分、投棄及び

排出により直接にもたらされる有害な影響の

程度を考慮に入れる。

(g)

商業的生産操業者が、情報の収集、分析又は設備若しくは工場についての試験を行うための生産ではなく、大規模な生産を主たる目的としていることが明らかな程度に十分な量の鉱物を产出する持続的大規模な採取のための操業を行っている場合には、商業的生産が開始されたものとみなす。

第十八条 違約罰

1. 契約に基づく契約者の権利については、次の場合にのみ停止し又は終了させることができ。契約者が、機構による警告にもかかわらず、契約の基本的な条件、条約第十一部の規定並びに機構の規則及び手続に対する故意による重大かつ執拗な違反をもたらすような方法で活動を行った場合

(b) 契約者が、紛争解決機関による当該契約者に適用される拘束力のある最終的な決定に従うない場合

2. 機構は、1(a)に規定する契約の違反に該当しない違反があった場合に、又は1(b)の規定による停止若しくは終了に代え、違反の重大性に応じた違約金を契約者に課することができる。

3. 条約第六十二条规定に基づく緊急の命令として行う場合を除くほか、機構は、契約者が条約第十一部第五節の規定に基づく利用可能な裁判上の救済措置を尽くすための合理的な機會を与えるまでの間、違約金又は契約に基づく権利の停止若しくは終了に関する決定を実施することができない。

第十九条 契約の改定

1. いすれか一方の当事者が、契約を衡平な契約でないものとする事情又は契約若しくは条約第十一部に定める目的の達成を実際的でないものとする若しくは不可能とする事情が発生した場合又は発生するおそれがあると考える場合に、当該契約の当事者は、契約を改定するため、交渉を開始する。

2. 条約第百五十三条の規定に基づいて締結された契約については、当事者の合意がある場合にのみ改定することができる。

第二十条 権利及び義務の移転

契約に基づく権利及び義務について、機構の同意がある場合にのみ、機構の規則及び手続に従って移転することができる。予定される譲受人があらゆる点で資格を有する申請者でありかつ譲渡人の義務のすべてを引き受けの場合であって、その移転が第六条3(c)の規定により承認されが禁止されている業務計画を譲受人に譲渡するものでないときは、機構は、移転に対する同意を不當に差し控えてはならない。

第二十一条 適用のある法

1. 契約は、当該契約の条件、機構の規則及び手続、条約第十一部の規定に基づいて深海底における活動を直接に行い、かつ、深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売を行う。

2. 事業体は、その目的の達成及び任務の遂行に当たり、この条約並びに機構の規則及び手続に従って行動する。

3. 事業体は、1の規定に基づいて深海底の資源を開拓するに当たり、この条約に従うこととを条件として、健全な商業上の原則に従って操業することとする。

第二十二条 機構との関係

1. 事業体は、条約第百七十条の規定により、総務会の一般的な政策及び理事会の指示に従って行動する。

2. 事業体は、1の規定に従うことを条件として、自主的に操業を行う。

3. この条約のいすれの規定も、事業体に対し機構の行為又は義務について責任を負わせるものではなく、また、機構に対し事業体の行為又は義務について責任を負わせるものではない。

4. いすれの締約国も、条約第十一部の規定に反する条件を契約者に課してはならない。ただし、締約国が、自國の保証する契約者又は自國を旗国とする船舶に対し、第十七条2(d)の規定によって採択される機構の規則及び手続よりも厳しい環境に関する法令又は他の法令を適用することは、同部の規定に反することはみなされない。

第二十三条 責任の限度

契約者は、その操業に際して行った不法の行為から生ずる損害に対し責任を負う。ただし、機構の行為又は不作為に帰すべき責任がある場合にのみ責任を負うべき責任がある場合にのみ責任を負うべき責任を負う。ただし、契約者は、当該責任を考慮する。同様に、機構は、条約の作行為又は不作為に帰すべき責任がある場合にのみ損害の額に対応したものとする。

第五条 総務会

総務会は、条約第百六十条2(c)の規定に基づいて総務会が選出する十五人の総務で構成され、地理的配分の原則に妥当な考慮を払う。機構の構成国は、総務会の選出のための候補者の指名に当たり、事業体の発展性及び成功を確保するため、関連する分野についての資格と共に最高水準の能力を有する候補者を指名する必要性に留意する。

第四条 構成

事業体は、総務会、事務局長及びその任務の遂行に必要な職員を有する。

第六条 総務会

総務会は、総務の職が空席となる場合には、再選されることができる。その選出に当たっては、輪番の原則に基づき前任者の残任期間にについて新たな総務を選出する。

7. 総務は、総務の職が空席となる場合には、その職務の遂行に当たり、いかなる政府からも又はいかなるところからも指示を求め又は受けてはならない。機構の構成国は、総務の独立性を尊重するものとし、これらの者の職務の遂行に当たってこれらの人を左右しようとすることは慎まなければならない。

8. 総務は、事業体の資金から支出される報酬を受ける。報酬の額については、理事会の勧告に基づいて総務会が定める。

9. 総務会は、通常事業体の主たる事務所で任務を遂行し、事業体の業務の必要に応じて会合する。

10. 各総務は、一の票を有する。総務会は、すべ

ての事項につき総務の過半数による議決で決定する。総務は、総務会の決定する事項に關し利害關係を有する場合には、当該事項に關し投票を差し控えなければならない。

9 機構の構成国は、特に自國に影響を与える総務会の活動に關し、総務会に情報の提供を要請することができる。総務会は、当該情報を提供するよう努力する。

第八条 総務会の権限及び任務

総務会は、事業体の業務に對して指示を与える。総務会は、この条約に従い、事業体の目的を達成するため必要な権限を行使する。この権限には、次に掲げることが含まれる。

(a) 総務のうちから議長を選出すること。

(b) 総務会の手続規則を探査すること。

(c) 条約の第五百五十三条³及び第六百六十二条²の規定に基づき、書面による正式の業務計画を作成し、理事会に提出すること。

(d) 条約第六百五十一條の2から7までの規定による生産認可の申請を準備し、理事会に提出すること。

(e) 技術の取得に關する交渉(附屬書III第五条3の(a)、(c)、(d)等の規定に係るもの)を許可すること及び当該交渉の結果を承認すること。

(f) 合弁事業その他の形式による共同取決めに關し条件を設定すること及び交渉を許可することと並びに当該交渉の結果を承認すること。

(h) 条約第六百六十條2(f)及びこの附屬書第十条の規定に基づき、事業体の純収入のうち準備金として保持すべき割合を総務会に勧告すること。

(i) 第十二条3の規定によつて产品及びサービスの調達を認めること。

9 機構の構成国は、特に自國に影響を与える総務会の活動に關し、総務会に情報の提供を要請することができる。総務会は、当該情報を提供するよう努力する。

(b) 第九条の規定に従つて理事会に年次報告書を提出すること。

(1) 総務会の承認を得るために理事会に対し事業体の組織及び管理並びにその職員の任命及び解雇に関する規則の案を提出すること並びに当該規則を実施するための細則を探査すること。

(m) 第十一条2の規定に基づき、資金を借り入れること及び自己の決定する物的担保その他

の担保を提供すること。

(n) 第十三条の規定に基づき、訴訟手続、合意

及び取引を行うこと並びに他の措置をとること。

(o) 理事会の承認を条件として、裁量的でない

権限を事業体の事務局長及び総務会の委員会に委任すること。

(p) 第七条 事業体の事務局長及び職員

1 総務会は、理事会の勧告及び総務会の指名に基づいて事業体の事務局長を選出する。事務局長は、総務の職を兼ねることはできず、また、五年を超えない一定の期間の任期で選出されるものとし、再選されることができる。

2 事務局長は、事業体を法的に代表する者であり、かつ、その首席行政官であつて、事業体の業務の実施について総務会に対して直接に責任を負う。事務局長は、前条1に規定する規則及びその細則の定めるところにより、事業体の組織及び管理並びにその職員の任命及び解雇について責任を負う。事務局長は、総務会の会合に投票権なしで参加する。事務局長は、総務会及び理事会が事業体に関する事項を審議する場合には、その会合に投票権なしで参加することができる。

3 職員の採用及び雇用並びに勤務条件の決定に當たつては、最高水準の能率及び技術上の能力を確保することとの必要性に最大の考慮を払う。その考慮を払つた上で、衡平な地理的の基礎に基づいて職員を採用することが重要であることに

する。

4 事務局長及び職員は、その職務の遂行に当たつて、いかなる政府からも又は事業体外のいかなるところからも指示を求め又は受けではない。事務局長及び職員は、事業体に対してものみ責任を負う事業体の國際公務員としての立場に影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。総務国は、事務局長及び職員の責任の専ら國際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たつてこれらの人々を左右しようとしたことを約束する。

5 条約第六百六十八条2に規定する義務については、事業体の職員についてもひとしく適用する。

6 第八条 所在地

事業体は、機構の所在地に主たる事務所を置く。事業体は、機構のいずれの締約国の領域においても、当該締約国の同意を得て他の事務所及び施設を設置することができる。

7 第九条 報告及び会計報告

1 事業体は、各会計年度の終了後三箇月以内に、会計検査を了した決算書を含む年次報告書を理事会における審議のために提出するものとし、また、適當な間隔で事業体の財政状況に関する概要書及び業務の結果を示す損益計算書を理事会に送付する。

2 事業体は、年次報告及び事業体が適當と認められる他の報告を公表する。

3 この条に規定するすべての報告及び会計報告については、機構の構成国に配布する。

8 第十条 純収人の配分

1 事業体は、3の規定に従つことを条件とし

て、附屬書III第十三条に定める支払又はこれに相当する支払を機構に対して行う。

2 総務会は、総務会の勧告に對して行う。

3 事業体は、3の規定に基づき、事業体の純収人のうち事業体の準備金として保持する割合を決定する。準備金を差し引いた後の残余に

する。

9 機構に移転する。

10 総務会は、事業体が自立するために必要とする当初の期間(事業体の商業的生産の開始から十年を超えない期間とする)においては、事業体に対し1に規定する支払を免除するものとし、事業体の純収人のすべては、事業体の準備金に繰り入れられるものとする。

11 第十一条 財政

1 事業体の資金には、次のものが含まれる。

(a) 条約第六百六十九条2(b)の規定に基づいて機構から受領する資金

(b) 事業体の活動の資金に充てるために締約国が支払う任意の拠出金

(c) 2及び3に規定する事業体の借入金

(d) 事業体の業務からの収入

(e) 事業体ができる限り早期に操業を開始すること及びその任務を遂行することを可能とするために事業体が入手することができる他の資金

(f) 事業体は、資金を借り入れる権限及び自己の決定する物的担保その他の担保を提供する権限を有する。事業体は、締約国の金融市場において又は締約国の通貨により債務証書を一般に売却する場合には、事前に当該締約国に承認を得るものとする。借入金の総額については、総務会の勧告に基づいて理事会の承認を得るものとする。

(g) 事業体が資本市場において又は国際金融機関に對して行う借款の申込みを支援するため、あらゆる合理的な努力を払う。

(h) 締約国は、事業体が資本市場において又は開発、当該採鉱を行う場所から採取される鉱物並びに鉱物より得られるニッケル、銅、コバルト及びマンガンの輸送、製錬及び販売並びに事業体の当初の運営経費の支払のために必要な資金を供与される。準備委員会は、当該資金の額並びにその調整のための基準及び要素を機構の規則及び手続の案に含める。

(b)すべての締約国は、(a)に規定する資金の二分の一に相当する額を、決定が行われる時点	で適用されている国際連合の通常予算の分担率を国際連合の加盟国でない締約国を考慮に入れて調整したものに従い、長期の無利子の借款によって事業体に提供する。資金の残りの二分の一を調達するために事業体が引き受けれる債務は、同様の分担率に従いすべての締約国によって保証される。
(c)締約国によって供与される資金の合計額が(a)の規定により事業体に供与されることとされている資金の額を下回る場合には、総会は、その第一回の会合において不足の程度を検討し、(a)及び(b)の規定に基づく締約国の義務並びに準備委員会の勧告を考慮して当該不足に対処するための措置をコンセンサス方式によつて採択する。	(d)(i)締約国は、この条約の効力発生の後六十日目の日又は批准書若しくは加入書の寄託の後三十日目の日のいずれか遅い日までに、(b)に規定する無利子の借款についての自國の分担額に相当する額を取消し不能であり、かつ、譲渡が禁止されている無利子の約束手形によって事業体に支払う。
(ii)総務会は、この条約の効力発生の後実行可能な限り速やかに、その後は毎年又は適当な間隔を置いて、運営経費に充てるために並びに次条及び条約第百七十条の規定によつて事業体が行う活動のため必要とされる資金の額並びに当該資金が必要となる時期についての計画表を作成する。	(iii)締約国は、(a)に定める資金についての規定によって算出される分担額を事業体から機構を通じて通知される。事業体は、計画表に掲げる経費の支払に充てるために必要な金額に相当する無利子の借款に係る約束手形を現金化する。
(iv)締約国は、(iii)の通知を受領したときは、	
	(b)の規定によって自国が分担する事業体のための債務保証を提供する。
	(c)(i)締約国は、事業体の要請がある場合は、(b)に規定する率に従つて提供した債務を保証に加えて、債務保証を提供することができる。
	(ii)締約国は、債務保証に代えて、保証する責任がある債務に等しい額を事業体に対し任意に提出することができる。
	(f)利子の付された借款の返済については、無利子の借款の返済に優先して行う。無利子の借款については、理事会の勧告及び総務会の助言に基づき総会によつて採択される計画表に従つて返済する。総務会は、この任務の遂行に当たり、事業体の効果的な任務の遂行を確保すること、特に、その財政上の独立を確保することが最も重要であることを考慮に入れた機構の規則及び手続の関連する規定に従う。
	(g)事業体に提供される資金は、自由利用可能通貨又は主要な外貨為替市場において自由に入手可能であり、かつ、実際に利用可能な通貨によって供与される。これらの通貨については、その時の国際金融上の慣習に従い、機構の規則及び手続によつて定められる。いずれの締約国も、事業体が資金を保有し、使用し又は交換することに對し、2に規定する場合を除くほか、制限を維持し又は課してはならない。
	(h)「債務保証」とは、事業体の債務不履行について事業体の債権者から締約国に對して通告があった場合には、保証の対象となつている事業体の債務に關し、適當な率に従つて分担
	(i)誠実かつ効率的に業務を実施する上で関連のない政治的考慮その他考慮による差別を行わないとの原則
	(ii)開発途上国(特に、内陸国及び地理的不利国であるもの)からの產品及びサービスを優先することに關して理事会が承認する指針
	(c)総務会は、事業体の最善の利益のために入札の招請を省略することができる特別の事情
4	う。この条の規定は、事業体が機構との間で、施設、要員及び役務に關する取決め並びに事業体又は機構のいずれか一方が他方に代わつて支払った運営経費の償還のための取決めを行うことを妨げるものではない。
5	年次会計報告を含む事業体の記録、帳簿及び決算報告は、理事会によつて任命される独立の会計検査専門家が毎年検査する。
6	第十一條 業務
1	事業体は、条約第百七十条に規定する活動を行うための事業計画を理事会に提案する。その提案には、条約第百五十三条 ³ に規定する深海底における活動についての書面による正式の業務計画並びに当該事業計画の法律・技術委員会による検討及び理事会による承認のために隨時必要とされる他のすべての情報及びデータを含める。
2	事業体は、理事会の承認を得た上で、1に規定する書面による正式の業務計画に基づいて事業計画を実施する。
3	(a)事業体は、その業務に必要な產品及びサービスを有していない場合には、当該產品及びサービスを調達することができる。事業体は、この目的のため、入札の招請を行うものとし、品質、価格及び納入時期の最長の組合せを提示する入札者と契約を締結する。
(b)	(a)の最良の組合せを提示する入札が二以上ある場合には、次の原則及び指針に従つて契約を締結する。
(i)	誠実かつ効率的に業務を実施する上で関連のない政治的考慮その他考慮による差別を行わないとの原則
(ii)	開発途上国(特に、内陸国及び地理的不利国であるもの)からの產品及びサービスを優先することに關して理事会が承認する指針
4	事業体は、その生産物を無差別の原則に基づいて販売する。事業体は、商業上の原則に適合しない割引を行つてはならない。
5	事業体は、この条約の他の規定に基づいて与えられるいかなる一般的な又は特別の権限も害することなく、その業務に付随する権限を必要なものに限つて行使する。
6	事業体は、いづれの締約国の中止の影響され得ない。その決定は、商業上の考慮にのみ基づいて行うものとし、この考慮に當たっては、第一条に定める目的を遂行するため、公平に比較衡量を行う。
7	事業体は、いづれの締約国の中止の影響され得ない。その決定は、商業上の考慮にのみ基づいて行うものとし、この考慮に當たっては、第一条に定める目的を遂行するため、公平に比較衡量を行う。
8	第十三條 法的地位、特権及び免除
1	事業体は、その任務の遂行を可能にするため、締約国の中止においてこの条に規定する地位、特権及び免除を享受する。この原則を実施するため、事業体及び締約国は、必要な場合に特別の取極を締結することができる。
2	事業体は、その任務を遂行し及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有するものとし、特に、次のことを行う能力を有する。
(a)	契約、共同取決め又は他の取決め(国及び国際機関との取極を含む)を締結すること。
(b)	不動産及び動産の取得、賃貸借、保有及び処分をすること。
(c)	訴訟の当事者となること。
3	(a)事業体に対する訴えは、事業体が締約国の中止において次のいずれかの要件を満たしている場合に、当該締約国の中止の管轄裁判所にのみ提起することができる。
(i)	事務所又は施設を有していること。

- (ii) 訴訟に関する送達又は告知を受けるために代理人を任命していること。
- (iii) その他の商業活動に従事していること。
- (iv) 証券を発行していること。
- (v) その他の商業活動に従事していること。
- (vi) 事業体又はサービスに関する契約を締結していること。
- (vii) 事業体の財産及び資産は、事業体に対する裁判が最終的なものとなる前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。
- (viii) 事業体の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による徵発、没収、收用その他あらゆる形式の押収を免除される。
- (ix) 事業体の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、いわゆる性質の差別的な制限、規制、管理及びモラトリアムも免除される。
- (x) 事業体及びその被用者は、自己がその業務その他の活動を行っている国又は領域の法令を尊重しなければならない。
- (xi) 締約国は、自國の領域において商業活動を行っている主体に対して与えるすべての権利、特權及び免除を事業体が享受することを確保する。これらの権利、特權及び免除は、事業体と同様の商業活動に従事している主体に与えられる場合の条件よりも不利でない条項により当該特權を享受する。
- (xii) 締約国は、他の商業的主体に対し奨励措置をとる義務又は権利、特權若しくは免除を与える義務を負うことなく、事業体に対し特別の奨励措置をとり、又は権利、特權若しくは免除を与えることができる。
- (xiii) 事業体は、その事務所又は施設の所在してい

5	る接受国との間で直接税及び間接税の免除について交渉する。
	6 各締約国は、この附屬書に規定する原則を本国の法律によって実施するために必要な措置をとり、かつ、自國のとった具体的な措置を事業体に通報する。
	7 事業体は、この条の規定又は1の特別の取極によって与えられた特權及び免除を自己の決定する範囲及び条件で放棄することができる。
	8 附屬書V 調停 第一節 條約第十五部第一節の規定による調停手続 第二条 手続の開始 紛争当事者が、条約第二百八十四条の規定により、紛争をこの節に定める調停に付することに合意した場合には、いずれの紛争当事者も、他の紛争当事者にあてた書面による通告により手続を開始することができる。

- (a) 第二条 調停人の名簿 国際連合事務総長は、調停人の名簿を作成し、これを保管する。各締約国は、四人の調停人を指名することができる。これらの調停人は、公平であり、有能であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている者とする。指名された者の氏名は、名簿に記載される。締約国が指名し、名簿に記載されている調停人が四人よりも少ない場合には、いつでも、当該締約国は、必要に応じて追加の指名を行うことができる。調停人の氏名は、指名した締約国によって撤回されるまで引き続き名簿に記載され、調停人は、自己がその調停人として任命されている調停委員会において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。
- (b) 第三条 調停委員会の構成 調停委員会は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、次のとおり構成される。
- (c) 調停委員会は、五人の調停人で構成され
- (d) 任命を開始する。当該紛争当事者は、これらの調停人を前条に規定する名簿から選出するところを望ましく、紛争当事者が別段の合意をしない限り、そのうちの一人を自国民とすることができる。これらの調停人の任命については、(a)から(f)は、第一条に規定する通告に含める。
- (e) 他の紛争当事者は、第一条に規定する通告を受領した時から二十一日以内に(i)に定める方法と同様の方法によって二人の調停人を任命する。その任命がこの期間内に行われない場合には、手続を開始する紛争当事者は、この期間の満了の時から一週間以内に、当該他の紛争当事者にあてた通告によって当該手続を終了させることができ。又は国際連合事務総長に対し(e)の規定に従って任命を行うよう要請することができる。
- (f) 四人の調停人のすべてが任命された後三十日以内に、当該四人の調停人は、議長となる五人の調停人(前条に規定する名簿から選出される)を任命する。その任命がこの期間内に行われない場合には、いずれの紛争当事者も、この期間の満了の時から一週間以内に、国際連合事務総長に対し(e)の規定に従って任命を行うよう要請することができる。
- (g) 国際連合事務総長は、(c)又は(d)の規定による要請を受けた時から三十日以内に、紛争当事者と協議の上、必要な任命を行う(前条に規定する名簿に記載された者のうちから任命する)。

6	る。ただし、(g)の規定に従うことを条件とする。
	(b) 手続を開始する紛争当事者は、二人の調停人を任命する。当該紛争当事者は、これらの調停人を前条に規定する名簿から選出するところを望ましく、紛争当事者が別段の合意をしない限り、そのうちの一人を自国民とすることができる。これらの調停人の任命については、(a)から(f)は、第一条に規定する通告に含める。
	(c) 他の紛争当事者は、第一条に規定する通告を受領した時から二十一日以内に(i)に定める方法と同様の方法によって二人の調停人を任命する。その任命がこの期間内に行われない場合には、手続を開始する紛争当事者は、この期間の満了の時から一週間以内に、当該他の紛争当事者にあてた通告によって当該手続を終了させることができ。又は国際連合事務総長に対し(e)の規定に従って任命を行うよう要請することができる。
	(d) 四人の調停人のすべてが任命された後三十日以内に、当該四人の調停人は、議長となる五人の調停人(前条に規定する名簿から選出される)を任命する。その任命がこの期間内に行われない場合には、いずれの紛争当事者も、この期間の満了の時から一週間以内に、国際連合事務総長に対し(e)の規定に従って任命を行うよう要請することができる。
	(e) 国際連合事務総長は、(c)又は(d)の規定による要請を受けた時から三十日以内に、紛争当事者と協議の上、必要な任命を行う(前条に規定する名簿に記載された者のうちから任命する)。

7 調停委員会は、紛争の友好的な解決を容易にする」と考えられる措置について紛争当事者の注意を喚起することができる。

8 第六条 調停委員会の任務 調停委員会は、紛争の友好的な解決を図るために、紛争当事者からの意見の聴取、紛争当事者の主張及び反論の審理並びに紛争当事者に対する提議を行なう。

9 第七条 報告 調停委員会は、その設置の時から十二箇月以内に報告を行う。報告には、得られた合意並びに、合意が得られなかった場合には、係争中の事項に関するすべての事実問題又は法律問題に関する結論及び紛争の友好的な解決のために調停委員会が適当と認める勧告を記載する。報告については、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、これを直ちに紛争当事者に送付する。

10 第八条 調停委員会の報告(結論及び勧告を含む)は、紛争当事者を拘束するものではない。

第八条 終了

調停手続は、解決が得られたとき、国際連合事務総長にあてた書面による通告により報告の勧告をすべての紛争当事者が受け入れたか若しくはいずれかの一の紛争当事者が拒否したとき又は報告を紛争当事者に送付した日から三箇月が経過したときに、終了する。

第九条 報酬及び経費

紛争委員会に係る報酬及び経費は、紛争当事者が負担する。

第十一条 紛争当事者が手続を修正する権利

紛争当事者は、その紛争のみを対象とする合意によって、この附属書に定める手続を修正することができる。

第二节 条約第十五部第三節の規定に基づいて行われる調停手続への義務的付託

第十二条 手続の開始

1 条約第十五部第三節の規定に基づきこの節に定める調停に付することができる紛争については、いずれの紛争当事者も、他の紛争当事者にあてた書面による通告により手続を開始することができる。

第十三条 権限

1 紛争当事者が手続を修正する権利を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が決定する。
2 第一節の規定の適用

この節の規定に基づいて行動する調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が決定する。

第一节 裁判所の規定		裁判所への紛争の付託は、条約の第十一部及び第十五部の規定に従うものとする。
第二節 構成		1 国際海洋法裁判所(以下この附属書において「裁判所」という。)は、この条約及びこの規程によって組織され、かつ、任務を遂行する。
第三節 裁判官の組織		2 裁判所の所在地は、ドイツ連邦共和国の自由ハンザ都市ハノーフルクとする。
第四節 裁判官の選出		3 裁判所は、裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷して任務を遂行することができ
第五節 裁判官の選出の方法		る。

第六节 空席		1 裁判所に空席が生じたときは、第一回の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、裁判所の裁判官に推す者として指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書面で要請する。同事務総長又は裁判所書記は、このようにして指名されたすべての者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国の国名を表示した名簿とする。)を作成し、この名簿を各選挙の日の属する月の前月の七日より前に締約国に送付する。
第七节 両立しない活動		2 第一回の選挙については国際連合事務総長、その後の選挙については裁判所書記が、選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、裁判所の裁判官に推す者として指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書面で要請する。同事務総長又は裁判所書記は、このようにして指名されたすべての者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国の国名を表示した名簿とする。)を作成し、この名簿を各選挙の日の属する月の前月の七日より前に締約国に送付する。
第八节 関与する条件		3 第一回の選挙は、この条約の効力発生の日から六箇月以内に行う。
第九节 空席		4 裁判所の裁判官は、秘密投票によって選出される。第一回の選挙は国際連合事務総長によって招集される締約国会合において行われ、その後の選挙は締約国が合意する手続によって招集される締約国会合において行われる。締約国会合は、締約国三分の二をもって定足数とする。出席しかつ投票する締約国によって投票された票の最多数で、かつ三分の二以上の多数(ただし、締約国過半数でなければならない。)の票を得た指名された者をもって、裁判官に選出された者とする。

第十节 空席		1 裁判所の裁判官は、九年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。ただし、第一回の選挙において選出された裁判官のうち、七人の裁判官の任期は三年で終了し、他の七人の裁判官の任期は六年で終了する。
第十一节 空席		2 最初の三年及び六年で任期が終了する裁判官は、第一回の選挙の後直ちに国際連合事務総長によりくじ引で選ばれる。
第十二节 空席		3 裁判所の裁判官は、後任者が補充されるまで引き続きその職務を遂行するものとし、補充の後も、交代の日よりも前に着手した手続を完遂する。
第十三节 空席		1 各締約国は、第一条に定める資格を有する者を一人又は二人指名することができる。裁判所の裁判官に就いては、このようにして指名され
第十四节 空席		る。

官報(号外)

<p>は、当該裁判官にその旨を通告する。</p> <p>4 これらの点に関する疑義については、出席する他の裁判官の過半数の決定によって解決する。</p>	
<p>第九条 必要な条件を満たさなくなった場合は、当該裁判官の職が空席となつたことを宣言する。</p>	
<p>裁判所の事務に従事する間、外交官の特権及び免除を享受する。</p>	
<p>第十二条 裁判官の嚴肅な宣誓</p>	
<p>裁判所の各裁判官は、その職務に就く前に、公開の法廷において、公平かつ誠実にその職権行使する旨の厳肅な宣誓を行う。</p>	
<p>裁判所は、三年の任期で裁判所長及び裁判所次長を選舉する。裁判所長及び裁判所次長は、再選されることができる。</p>	
<p>裁判所は、裁判所書記を任命するものとし、その他の必要な職員の任命のための措置をとることができる。</p>	
<p>3 裁判所長及び裁判所書記は、裁判所の所在地に居住する。</p>	
<p>第十三条 定足数</p>	
<p>1 裁判所は、欠席事由がないすべての裁判官が出席して開廷するものとし、裁判所を成立させるために必要な選出された裁判官の定足数は、十一人とする。</p>	
<p>2 裁判所は、第十七条の規定に従うことの条件として、次条及び第十五条に規定する裁判部の任務の効果的な遂行を考慮しつつ、個別の紛争について、裁判官の欠席事由の有無を決定し、当該紛争を取り扱うまでの裁判所の構成を決定する。</p>	
<p>3 裁判所に付託されるすべての紛争及び裁判所</p>	
<p>は、官として関与する者一人を選定することができるとして関与する者一人を選定することができる。</p>	
<p>裁判所が審理し、決定を行う。ただし、次条の規定が適用される場合又は紛争当事者が第十五条の規定に従って取り扱うよう要請した場合は、この限りでない。</p>	
<p>第十四条 海底紛争裁判部</p>	
<p>海底紛争裁判部は、第四節の規定によって設置される。海底紛争裁判部の管轄権、権限及び任務について、条約第十一部第五節に規定する。</p>	
<p>第十五条 特別裁判部</p>	
<p>1 裁判所は、特定の種類の紛争を取り扱うために必要と認める場合には、三人以上の選出された裁判官から成る裁判部を設置することができるとする。</p>	
<p>2 裁判所は、紛争当事者の要請があるときは、付託された個別の紛争を取り扱うために裁判部を設置する。この裁判部の構成については、紛争当事者の承認を得て裁判所が決定する。</p>	
<p>3 事務の迅速な処理のために、裁判所は、簡易手続で紛争について審理し、決定を行うことが可能である五人の選出された裁判官から成る裁判部を設置する。個別の手続についてそれに関連することができる。</p>	
<p>4 紛争当事者の要請があるときは、その紛争について、この条に規定する裁判部が審理し、決定を行う。</p>	
<p>5 この条及び前条に規定する裁判部が言い渡す判決は、裁判所が言い渡したものとみなす。</p>	
<p>6 2から4までの規定によって選定される裁判官は、第一条、第八条及び第十二条の規定が要求する条件を満たさなければならない。これらとの規定の適用上、一の紛争当事者とみなす。この点に関する疑義については、裁判所の決定によつて解決する。</p>	
<p>7 裁判所の費用については、締約国の会合において定められる条件及び方法で締約国及び機構が負担する。</p>	
<p>8 働給、手当及び報酬は、すべての租税を免除される。</p>	
<p>第十九条 裁判所の費用</p>	
<p>1 裁判所の費用については、締約国の会合において定められる条件及び方法で締約国及び機構が負担する。</p>	
<p>2 締約国及び機関以外の主体が裁判所に付託された事件の当事者である場合には、裁判所は、裁判所の費用について当該当事者が負担する額を定める。</p>	
<p>3 第二節 権限</p>	
<p>第二十条 裁判所の開放</p>	
<p>1 裁判所は、締約国に開放する。</p>	
<p>2 裁判所は、条約第十一部に明示的に規定する事件について又は裁判所に管轄権を与える他の取決めに従つて付託され、かつ、当該裁判所が管轄権を有することを事件のすべての当事者が受け入れている事件について、締約国以外の主体に開放する。</p>	
<p>第三節 管轄権</p>	
<p>裁判所の管轄権は、この条約に従つて裁判所に付託されるすべての紛争及びこの条約に従つて裁判所に対する管轄権を与える他の取決めに特定されているすべての事項に及ぶ。</p>	
<p>第二十二条 他の条約に係る紛争の付託</p>	
<p>この条約の適用の対象となる事項に関連する現行の条約の解釈又は適用に関するいづれの紛争に</p>	

についても、当該条約のすべての締約国が合意する場合には、その合意に従つて裁判所に付託する」とがでる。

第一二三条 適用のある法

裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第二百九十三条の規定によつて決定する。

第三節 手続

第二十四条 手続の開始

裁判所への紛争の付託については、場合に応じ、特別の合意の通告により又は書面による申立てにより、裁判所書記にあてて行う。いずれの場合にも、紛争の対象となつている当事者を明示する。

1 裁判所書記は、1に規定する特別の合意又は申立てを直ちにすべての利害関係者に通告する。

2 裁判所書記は、また、すべての締約国に対し通報する。

第二十五条 暫定措置

1 裁判所書記(海底紛争裁判部を含む)は、条約第二百九十条の規定に基づき、暫定措置を定める権限を有する。

2 裁判所が開廷期中でない場合又は裁判官の数が定足数に満たない場合には、第十五条3の規定によって設置される簡易手続による裁判部が暫定措置を定める。同条4の規定にかかわらず、この暫定措置は、いすれの紛争当事者の要請によつてもとることができる。暫定措置は、裁判所による再検討及び修正の対象となる。

第二十六条 審理

1 審理は、裁判所長又は、裁判所長が指揮することができる場合には、裁判所次長の指揮権の下にあるものとし、裁判所長及び裁判所次長出席する先任の裁判官が指揮する。

2 審理は、公開とする。ただし、裁判所が別段の決定をする場合は、紛争当事者が公開しないことを要求する場合は、この限りでない。

1 裁判所書記は、裁判所長及び裁判所書記が署名する。判決は、紛争当事者に適当な通告を行つた後公開の法廷で朗読する。

2 裁判所は、1の要請について決定する。

第二十七条 手続の進行

裁判所は、手続の進行について命令を発し、各紛争当事者が陳述を完結すべき方式及び時期を定め、並びに証拠調べに関するすべての措置とする。

第二十八条 欠席

いずれかの紛争当事者が裁判所に出廷せず又は自らの立場を弁護しない場合には、他の紛争当事者は、裁判所に対し、手続を継続し及び決定を行つよう要請することができる。いずれかの紛争当事者が欠席又は弁護を行わないことは、手続の進行を妨げるものではない。裁判所は、決定を行つうに先立ち、裁判所が当該紛争について管轄権を有することのみならず、請求が事実及び法において十分な根拠を有することも確認しなければならない。

第二十九条 決定のための多数

1 すべての問題については、出席する裁判官の過半数による議決で決定する。

2 可否同数のときは、裁判所長又はこれに代わる裁判官の決するところによる。

第三十条 判決

1 判決には、その理由を明示する。

2 判決には、裁判に関与した裁判官の氏名を付する。

3 判決がその全部又は一部について裁判官の全会一致の意見を反映するものでない場合には、いすれの裁判官も、別個の意見を表明することができる。

4 判決には、裁判所長及び裁判所書記が署名する。

第三十一条 参加の要請

1 第十四条に規定する海底紛争裁判部は、裁判所の選出された裁判官が過半数による議決で互選する十一人の裁判官で構成される。

2 海底紛争裁判部の裁判官の選出に当たっては、世界の主要な法体系が代表されること及び裁判官の配分が地理的に衡平に行われることを確保する。機構の総会は、このような代表及び

3 参加の要請が認められた場合には、1の紛争についての裁判所の裁判は、当該裁判が締約国の参加の理由となつた事項に関連する限度において、参加する当該締約国を拘束する。

4 この条約の解釈又は適用が問題となる場合には、裁判所書記は、直ちにすべての締約国に通告する。

5 第二十二条又は第二十二条の規定により国際協定の解釈又は適用が問題となる場合には、裁判所書記は、当該協定のすべての締約国に通告する。

6 海底紛争裁判部に空席が生じたときは、裁判所の選出された裁判官は、後任者を互選する。

7 海底紛争裁判部は、前任者の残任期間中在任する。

第三十二条 裁判が最終的なものである

1 裁判所の裁判は、最終的なものとし、すべての紛争当事者は、これに従う。

2 1の裁判は、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する。

3 裁判の意義又は範囲について争いがある場合には、裁判所は、いすれかの紛争当事者の要請によつてこれを解釈する。

第三十三条 裁判が最終的なものである

1 こと及び裁判の拘束力

2 1及び2の締約国は、手続に参加する権利を有するものとし、これらの締約国がこの権利を行使する場合には、判決によって与えられる解釈は、これらの締約国もひとしく拘束する。

第三十四条 裁判の費用

1 裁判所が別段の決定をしない限り、紛争当事者は、各自の費用を負担する。

第三十五条 構成

1 第十四条に規定する海底紛争裁判部は、裁判所の選出された裁判官が過半数による議決で互選する十一人の裁判官で構成される。

2 海底紛争裁判部の裁判官の中から裁判官を選り、その国民であつてはならない。

3 臨時裁判部の裁判官は、紛争当事者のために役務を行う者であつてはならず、また、紛争当事者の国民であつてはならない。

4 海底紛争裁判部の裁判官は、海底紛争裁判部長は、紛争当事者と協議の後、海底紛争裁判部の裁判官を速やかに任命する。

5 選出された海底紛争裁判部の裁判官は、海底紛争裁判部長を互選する。

6 海底紛争裁判部は、海底紛争裁判部の開設

7 海底紛争裁判部は、締約国、機関及び条約第十

一部第五節に規定するその他の主体に開放する。

第三十八条 適用のある法

海底紛争裁判部は、条約第二百九十三条の規定

のほか、次のものを適用する。

(a) この条約によって採択された機関の規則及

び手続

(b) 深海底における活動であつて契約に連する事項に関するものについては、当該条約の

条項

第三十九条 海底紛争裁判部の裁判の執行

海底紛争裁判部の裁判については、執行が求められる領域の属する締約国の中級の裁判所の判決又は命令と同様の方法で、当該締約国の領域内において執行可能なものとする。

第四十条 この附屬書の他の節の規定の適用

1 この附屬書の他の節の規定であつてこの節の規定に反しないものは、海底紛争裁判部について適用する。

2 海底紛争裁判部は、勧告的意見に関する任務の遂行に当たっては、適用可能と認める範囲内で、裁判所における手続に関するこの附屬書の規定を指針とする。

第五節 改正

第四十一条 改正

1 この附屬書(第四節の規定を除く。)の改正については、条約第三百三十三条の規定に従つて行う場合又はこの条約に従つて招集される会議においてコンセンサス方式によって行う場合に限り、採択することができる。

2 第四節の規定の改正については、条約第三百一及び2の規定による審議のため、書面による通報により締約国に提案することができる。

附屬書Ⅳ 仲裁

第一条 手続の開始

条約第十五節の規定に従うことと条件として、いずれの紛争当事者も、他の紛争当事者にあてた書面による通告により、紛争をこの附屬書に定める仲裁手続に付することができます。当該通告には、請求及びその根拠を記載する。

第二条 仲裁人の名簿

1 国際連合事務総長は、仲裁人の名簿を作成し、これを保管する。各締約国は、四人の仲裁人を指名することができる。これらの仲裁人は、海洋問題について経験を有しており、かつ、公平であり、有能であり及び誠実であることをについて最高水準の評価を得ている者とする。指名された者の氏名は、名簿に記載され

る。

2 締約国が指名し、名簿に記載されている仲裁人が四人よりも少ない場合にはいつでも、当該締約国は、必要に応じて追加の指名を行うことができる。

3 仲裁人の氏名は、指名した締約国によって撤回されるまで引き続き名簿に記載され、仲裁人は、自分がその仲裁人として任命されている仲裁裁判所において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。

第三条 仲裁裁判所の構成

この附屬書に定める手続のため、仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、次のように構成される。

(a) 仲裁裁判所は、五人の仲裁人で構成される。ただし、(g)の規定に従つことを条件とする。

(b) 手続を開始する紛争当事者は、一人の仲裁人を任命する。当該紛争当事者は、この仲裁人を前条に規定する名簿から選出することが望ましく、当該仲裁人を自国民とすることができる。その任命については、第一条に規定する通告に含める。

(c) 他の紛争当事者は、第一条に規定する通告を受け領した時から三十日以内に一人の仲裁人を任命する。当該他の紛争当事者は、この仲裁人を前条に規定する名簿から選出することを希望し、当該仲裁人を自国民とすることができる。

この期間の満了の時から一週間以内に、(e)の規定に従つて任命を行なうよう要請することができる。

(d) 他の三人の仲裁人は、紛争当事者間の合意によって任命される。これらの仲裁人は、前条に規定する名簿から選出されることが望ましく、紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁当事者が別段の合意をしない限り、第三国の人とする。紛争当事者は、これらの人々の仲裁人のうちから仲裁裁判所の裁判長を任命する。第一条に規定する通告が受領された時から六十日以内に、合意によつて任命すべき仲裁人の任命又は裁判長の任命が仲裁当事者の要請により(e)の規定に従つて行なう。この要請については、当該六十日の期間の満了の時から二週間以内に行なう。

(e) 紛争当事者の選定する者又は紛争当事者の選定する第二国が(c)及び(d)の規定による任命を行なうことについて当該紛争当事者が合意しない限り、国際海洋法裁判所長が必要な任命を行う。同裁判所長がこの(e)の規定に従つて行動することができない場合又は紛争当事者の國民である場合は、この(e)の規定に従つて行動することができない場合は、かつ、紛争当事者の國民でない国際海洋法裁判所の裁判官のうち同裁判所長に次ぐ席次者の者が任命を行う。この(e)に規定する任命については、要請を受けた時から三十日以内に、紛争当事者と協議の上行う(前条に規定する名簿に記載された者のうちから任命する)。このようにして任命

された仲裁人は、それぞれ異なる国籍を有する者でなければならず、また、紛争当事者のために役務を行う者、紛争当事者の領域内に通常居住する者又は紛争当事者の国民であつてはならない。

(f) 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によって補充する。

(g) 同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の仲裁人を任命する。二以上の紛争当事者が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、紛争当事者は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。紛争当事者がそれぞれに任命する仲裁人の数は、紛争当事者が合意によって任命する仲裁人の数よりも常に一人少ない数とする。

(h) (e)を超える紛争当事者が関係する紛争について、(a)から(f)までの規定を可能な最大限度まで適用する。

(i) (e)を超える紛争当事者が関係する紛争については、(a)から(f)までの規定を可能な最大限度まで適用する。

(j) 前条の規定に従つて構成される仲裁裁判所は、この附屬書及びこの条約の他の規定によつて任務を遂行する。

第四条 仲裁裁判所の任務

前条の規定に従つて構成される仲裁裁判所は、この附屬書及びこの条約の他の規定によつて任務を遂行する。

第五条 手続

仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、紛争当事者が陳述し及び自己の立場を表明する十分な機会を確保するよう手続を定める。

第六条 紛争当事者の義務

紛争当事者は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、自國の法令に従い、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行なう。

(a) すべての関連のある文書、便益及び情報を仲裁裁判所に提供すること。

(b) 必要に応じ、仲裁裁判所が、証人又は専門家を招致し及びこれらの人から証拠を入手すること並びに事件に関連のある場所を検証することができるようによること。

(号外) 報官

第七条 費用
仲裁裁判所が事件の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む)は、紛争当事者が均等に負担する。

第八条 決定に必要とされる多数
仲裁裁判所の決定は、仲裁人の過半数による議決で行う。仲裁人の半数未満が欠席し又は判断を回避することは、仲裁裁判所が決定を行うことを妨げるものではない。可否同数のときは、裁判長の決するところによる。

第九条 欠席

いづれかの紛争当事者が仲裁裁判所に出廷せず又は自己の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事者は、仲裁裁判所に対し、手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いづれかの紛争当事者が欠席し又は弁護を行わないことは、手続の進行を妨げるものではない。仲裁裁判所は、仲裁判断を行うに先立ち、仲裁裁判所が当該紛争について管轄権を有することのみならず、請求が事実及び法において十分な根拠を有することも確認しなければならない。

第十条 仲裁判断

仲裁裁判所の仲裁判断は、紛争の対象となつている事項にのみ及ぶものとする。仲裁判断には、その理由を明示するものとし、関与した仲裁人の氏名及び当該仲裁判断の日付を付する。いづれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を仲裁判断に付することができる。

第十一條 仲裁判断が最終的なものであること
紛争当事者が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、仲裁判断は、最終的なものとし、上訴を許さない。紛争当事者は、当該仲裁判断に従つ。

第十二条 仲裁判断の解釈又は履行
1 仲裁判断の解釈又は履行の方法に關し紛争当事者も、当該仲裁判断を行つた仲裁裁判所の

決定を求めるため当該仲裁裁判所に付託することができる。このため、仲裁裁判所に空席が生じているときは、当該空席を生じさせた仲裁人が任命の場合は、この期間の満了の時から二週間以内に、(e)の規定に従つて任命を行つよう要請することができる。

第十三条 締約国以外の主体への適用
1 に規定する争いについては、すべての紛争当事者の合意により、条約第二百八十七条に規定する他の裁判所に付託することができる。

第十四条 締約国以外の主体が關係する紛争について準用する。

附屬書Ⅳ 特別仲裁

第一条 手続の開始

条約第十五部の規定に従うことと条件として、この条約の規定の解釈又は適用に關する紛争であるて、(1)漁獲、(2)海洋環境の保護及び保全、(3)海洋の科学的調査又は(4)航行(船舶からの汚染及び投棄による汚染を含む。)に係るもののいずれの当事者も、他の紛争当事者にあつた書面による通告により、紛争をこの附屬書に定める特別仲裁手続に付することができる。当該通告には、請求及びその根拠をも記載する。

第二条 専門家の名簿

1 (1)漁獲、(2)海洋環境の保護及び保全、(3)海洋の科学的調査並びに(4)航行(船舶からの汚染及び投棄による汚染を含む。)のそれぞれの分野に該当する専門家の名簿が作成され、保管される。

2 専門家の名簿は、漁獲の分野については国際連合食糧農業機関、海洋環境の保護及び保全の分野については国際連合環境計画、海洋の科学的調査の分野については政府間海洋学委員会若しくは航行(船舶からの汚染及び投棄による汚染を含む。)の分野については国際海事機関によつて、又はそれぞれの分野についてこれらの機関、計画若しくは委員会が任務を委任した適切な補助的な機関によって、作成され、保管される。

3 各締約国は、1に規定する分野の法律的、科

学的又は技術的問題について有能であり、このことが一般的に認められており、かつ、公平であり及び誠実であることについて最高水準の評価を得ている専門家を、それぞれの分野につき二人指名することができる。各分野について指名された者の氏名は、適當な名簿に記載される。

第十五条 特別仲裁裁判所の構成
5 専門家の氏名は、指名した締約国によって撤回されるまで引き続き名簿に記載され、専門家は、自分がその専門家として任命されている特別仲裁裁判所において、係属中の手続が終了するまで引き続きその任務を遂行する。

第十六条 特別仲裁裁判所の構成
6 この附屬書に定める手続のため、特別仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、次にとおり構成される。

(a) 特別仲裁裁判所は、五人の特別仲裁人で構成される。ただし、(g)の規定に従うことと件とする。

(b) 手続を開始する紛争当事者は、二人の特別仲裁人を任命する。当該紛争当事者は、前条に規定する適當な名簿のうち係争中の事項に関連するものからこれら特別仲裁人を選出することが望ましく、そのうち一人を自国民とすることができる。これらの特別仲裁人の任命については、第一条に規定する通告に含められる。

(c) 他の紛争当事者は、第一条に規定する通告を受領した時から三十日以内に一人の特別仲裁人を任命する。当該他の紛争当事者は、係争中の事項に関連する適當な名簿からこれら特別仲裁人を選出することが望ましく、そのうちの一人を自国民とすることができる。

(d) 特別仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた特別仲裁人の任命の場合と同様の方法によつて補充する。

(e) 同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の特別仲裁人を任命する。二以上の紛争当事者が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、紛争当事者は、それぞれ一人の特別仲裁人を任命する。

(b) (i) 國際機関は、改正の対象となつてゐる事項の全体について第五条の規定に基づいて権限を有する範囲において、条約の第三百十一条から第三百五十三条までの規定の適用に關して排他的な権限を有する。

(ii) 改正に關する國際機関の正式確認書又は加入書については、改正の対象となつてゐる事項の全体について当該國際機関が第五条の規定に基づいて権限を有する場合に、条約第三百十一条の1から3までの規定は、条約第三百一十八条の1から3までの規定の適用上、締約国であるその構成国の批准書又は加入書とみなす。

(iii) その他のすべての改正に關し、条約第三百十六条の1及び2の規定の適用に当たる際第一条に定める要件を満たしている場合には、条約第三百一十七条の規定に基づくこの条約の廢棄を行うことができない。

(ii) 國際機関は、そのいずれの構成国も締約国であり、かつ、当該國際機関が引き続き第一条に定める要件を満たしている場合には、条約第三百一十七条の規定に基づくこの条約の廢棄を行うことができない。

(i) 國際機関は、そのいづれかの構成国が締約国でなくなりた場合又は当該國際機関が第一条に定める要件を満たさなくなつた場合には、この条約の廢棄は、直ちに効力を生ずる。

千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に關する協定

この協定は、

平和の維持、正義及び世界のすべての人民の進歩に対する千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」という。)の重要な貢献を認め、

國の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下(以下「深海底」という。)並びに深海底の資源が人類の共同の財産であることを再確認し、

並びに地球環境に対する関心の高まりに留意し、

条約の第十一部及び関連する規定(以下「第十一部」という。)に関する未解決の問題について千九百九十年から千九百九十四年まで諸国間で行われた非公式の協議の結果に關する国際連合事務総長の報告を検討し、

第十一部の規定の実施に影響を及ぼす政治的及び經濟的変化(市場指向の方向性を含む。)に留意し、

条約への普遍的な参加を促進することを希望し、

第十一部の規定の実施に關し協定を作成することで、この目的に最もよく合致することを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 第十一部の規定の実施

1 この協定の締約国は、この協定に従つて第十一部の規定を実施することを約束する。

2 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。

第三条 この協定と第十一部の規定との関係

1 この協定及び第十一部の規定は、單一の文書として一括して解釈され、かつ、適用される。

2 この協定と第十一部の規定とが抵触する場合に、この協定が優先する。

2 条約の第三百九十三条から第三百十九条までの規定は、条約に適用するのと同様にこの協定について準用する。

第三条 署名

この協定は、その採択の日から十二箇月の間、

国際連合本部において、条約第三百五条の(a)及び(c)から(f)までに定める国及び主体による署名のため開放しておく。

第四条 拘束されることについての同意

1 この協定の採択後においては、条約の批准書、正式確認書又は加入書は、この協定にも拘束されることについての同意を前二条の規定に従つて確定した日の後三十日で効力を生ずる。ただし、第一次国際連合海洋法会議の決議II(以下「決議II」という。)1(a)に定める国のうち、少なくとも五の先進国を含む七以上の国によるこの協定に拘束されることにつ

る。

いかなる国又は主体も、条約に拘束されるとについての同意を既に確定しているか又は当該同意を同時に確定しない限り、この協定に拘束されることについての同意を確定することができない。

前条に定める国又は主体は、次のいずれかの方法により、この協定に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准 正式確認又は次条に定める手続を条件としない署名

(b) 批准又は正式確認を条件として署名した後に行われる批准又は正式確認

(c) 次条に定める手続を条件とする署名

(d) 加入

条約第三百五条の(i)に定める主体による正式確認は、条約附屬書IVの規定に従う。

批准書、正式確認書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第五条 簡易な手続

1 この協定の採択の日前に条約の批准書、正式確認書又は加入書を寄託した国又は主体であつて、前条の規定に従つてこの協定に署名したもののは、当該国又は主体がこの条に定める簡易な手続を用いない旨の書面による通告をこの協定の採択の日の後十二箇月が経過する日前に寄託者に行わない限り、当該十二箇月が経過する日にこの協定に拘束されることについての同意を確定したものとみなされる。

2 1の通告が行われた場合には、この協定に拘束されることについての同意は、前条の規定に従つて確定された。

第六条 効力発生

1 この協定は、四十の国が自國が拘束される

ことについての同意を前二条の規定に従つて確定した日の後三十日で効力を生ずる。ただし、第

1 この協定は、四十の国が自國が拘束されることについての同意を前二条の規定に従つて確定した日の後三十日で効力を生ずる。ただし、第

2 1に定めるすべての国又は主体は、その国内法令又は内部の法令に従い、千九百九十四年十一月十六日又は署名、同意の通告若しくは加入の日のいづれか遅い日からこの協定を暫定的に適用する。

3 暫定的適用は、この協定が効力を生ずる日に終了する。かかる場合にも、決議II 1(a)に定められた国(うち、少なくとも五の先進国を含む七以上の国によるこの協定に拘束されることにつ

いての同意に関する前条1に定める要件が千九百九十八年十一月十六日前に満たされない場合には、暫定的適用は、同日に終了する。

第八条 締約国

1 この協定の適用上、「締約国」とは、この協定に拘束されることに同意し、かつ、自國についてこの協定の効力が生じている国をいう。

2 この協定は、条約第三百五条1の(c)から(f)までに定める主体であって、それぞれの主体に関する条件に従つてこの協定の当事者となるものに適用する。この場合において、「締約国」とは、当該主体をいふ。

第九条 寄託者

国際連合事務総長をこの協定の寄託者とする。

第十条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十四年七月二十八日にニューヨークで作成した。

附屬書

第一節 締約国による費用の負担及び組織に関する規定

国際海底機構(以下「機構」という)は、条約の締約国が、特に深海底の資源を管理することを目的として、第十一部の規定及びこの協定に基づいて設けられる深海底のための制度に従つて深海底における活動を組織し及び管理するための機関である。機構の権限及び任務は、条約によって明示的に規定されるものとする。機構は、深海底における活動についての権限の行使及び任務の遂行に含まれ、かつ、必要である付

隨的な権限であつて、条約に適合するものを有する。

2 締約国による費用の負担を最小にするため、条約及びこの協定に基づいて設置されるすべての機関及び補助的な組織は、費用対効果の大きいものとする。この原則は、会合の開催頻度、期間及び日程についても適用する。

3 機構の機関及び補助的な組織の設置及び任務については、これらの機関及び組織が深海底における活動の各段階において各自の責任を効果的に果すことができるよう、これらの機関及び組織の任務の遂行の必要性を考慮して、必要に応じて発展させていくという取組方法に基づいたものとする。

4 条約が効力を生じた後の機構の当初の任務は、総会、理事会、事務局、法律・技術委員会及び財政委員会が遂行する。経済計画委員会の任務は、理事会が別段の決定を行う時まで又は開発のための最初の業務計画が承認される時まで、法律・技術委員会が遂行する。

5 条約が効力を生じてから開発のための最初の業務計画が承認されるまでの間、機構は、次の任務に専念する。

(a) 探査のための業務計画の承認のための申請について、第十一部の規定及びこの協定に従つて行われる処理

(b) 条約第三百八条5及び決議II-13の規定に基づき、国際海底機構及び国際海洋法裁判所のための準備委員会(以下「準備委員会」といふ)の運営及び当該活動に関連する海洋技術(特に、海洋環境の保護及び保全に関するもの)の開発の状況の把握

(c) 契約の形式をとる承認された探査のための業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)

(e) 深海底からの鉱物の生産により最も深刻な影響を受けることが予想される当該鉱物の陸上生産国である開発途上国の経済に対する当該生産の潜在的な影響の研究。当該研究は、これらの国の困難を最小のものとし、かつ、当該国に経済調整を援助することを目的とするものであり、準備委員会の関連する作業を考慮して行われる。

(f) 深海底における活動の実施に必要な規則及び手続を当該活動の進展に応じて採択する。条約附属書III第十七条2の(b)及び(c)の規定にかかわらず、当該規則及び手續は、この協定の規定、深海底における商業的な採鉱の開始の遅延及び深海底における活動の予想される進展の速度を考慮に入れるものとする。

(g) 海洋環境の保護及び保全のために適用される基準について定める規則及び手續の採択。深海底における活動に関連する海洋の科学的調査の実施の促進及び奨励並びに、利用可能な場合には、当該科学的調査及び分析の結果の収集及び普及。特に、深海底における活動の環境に対する影響に関する調査に重点を置くものとする。

(h) 業務計画が承認されるまでの間、機構は、次の任務に専念する。

(i) 深海底における活動に関する科学的知識の取得及び当該活動に関連する海洋技術(特に、海洋環境の保護及び保全に関するもの)の開発の状況の把握

(j) 概要調査及び探査に関する利用可能なデータの評価

(k) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(l) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(m) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(n) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(o) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(p) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(q) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(r) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(s) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(t) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(u) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(v) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(w) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(x) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(y) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(z) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(aa) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(bb) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(cc) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(dd) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(ee) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(ff) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(gg) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(hh) 業務計画の遵守の監視及び検討(世界の金属市況、金屬の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。)の適時の作成

(ii) 決議II-8(a)の規定にかかるわらず、登録された先行投資者は、条約が効力を生じてから三十六箇月以内に、探査のための業務計画の承認を要請することができる。当該業務計画は、登録の前又は後に準備委員会に提出された文書、報告その他のデータから成るものとし、決議II-11(a)の規定に基づいて準備委員会によって発給される遵守の証明書(先行投資者に関する制度の下における義務の履行状況を記述した事実関係に関する報告から成る)が添付されるものとする。このような業務計画は、承認されたものとみなされる。承認された業務計画は、第一十一部の規定及びこの協定に基づき、機構と登録された先行投資者との間で締結される契約の形式をとる。決議II-7(2)の規定に従つて支払われた二十五万合衆国ドルの

官 報 (号 外)

手数料は、第八節3に規定する探査の段階に関する手数料とみなされる。第三節11の規定は、この(i)の規定に従い解釈され、かつ適用される。

(ii) (i)に定める国、主体又は当該主体の構成者との契約には、無差別の原則に従い、(ii)に定める登録された先行投資者との間で合意される措置と類似であり、かつ、当該措置よりも不利でない措置を含める。(i)に定める国、主体又は当該主体の構成者に対し一層有利な措置が認められる場合には、理事会は、(ii)に定める登録された先行投資者が有する権利及び義務に関し、当該一層有利な措置と類似であり、かつ、当該一層有利な措置よりも不利でない措置について取り決める。ただし、その取決めは、機構の利益に影響を与える又はこれを害するものであってはならない。

(iii) 締約国、第七条の規定に従ってこの協定を暫定的に適用している国又は12の規定に基づく機構の暫定的な構成国は、(i)又は(ii)の規定に従って業務計画の申請を保証することができる。

(iv) 決議II-8(c)の規定は、(iv)の規定に従い解釈され、かつ、適用される。

(b) 探査のための業務計画の承認は、条約第百五十三条3の規定に従って行われる。

7 業務計画の承認のための申請には、機構が採択する規則及び手続に従い、提案された活動の環境に及ぼす潜在的な影響についての評価並びに海洋学の研究及び環境の基本的な研究のための計画についての説明を添付する。

8 探査のための業務計画の承認のための申請は、6(a)の(i)又は(ii)の規定に従うことを条件として、第三節11に定める手続に従って処理される。

9 探査のための業務計画は、十五年の期間について承認される。探査のための業務計画が終了

した場合において、契約者が開発のための業務計画の申請をしていないとき又は契約者の探査のための業務計画の延長が認められないときは、当該契約者は、開発のための業務計画を申請する。契約者は、一回当たり五年を超えない期間について探査のための業務計画の延長を申請することができる。当該延長は、契約者が業務計画の要件を誠実に遵守するよう努力しているにもかかわらず、当該契約者にとってやむを得ない理由により、開発の段階への移行ための必要な準備作業を完了することができない場合又は延長の申請が行われた時点の経済状況のために開発の段階に移行しないことについて正当な理由がある場合には、承認されるものとする。

10 条約附属書III第八条の規定に基づく機構のための留保範囲の指定は、探査のための業務計画の申請の承認又は探査及び開発のための業務計画の申請の承認に關連して行われる。

11 9の規定にかかるとおり、この協定を暫定的に適用する一以上の国によって保証されている承認された探査のための業務計画は、当該国がこの協定を暫定的に適用することを終止した場合において、当該国が12の規定に従って機構の暫定的な構成国となる場合は、(i)の規定に従い、(ii)の規定に従って機構の暫定的な構成国としての地位を引き続き認めることが理事会に要請することができる。理事会は、当該国又は主体がこの協定及び条約を締結するために誠実に努力していると認める場合には、その要請が行われた日から当該地位を認める。

12 第七条の規定に従ってこの協定を暫定的に適用してきた第三条に定める国又は主体は、この協定が効力を生じた場合において、この協定の効力が当該国又は主体について生じていないときは、終了する。

13 条約附属書III第十条に規定する満足すべきものでない履行状況とは、承認された業務計画の要件を遵守すべきである旨の機構の書面による警告にもかかわらず、契約者が当該業務計画の要件を遵守しない状況をいう。

14 機構は、自己の予算を有する。この協定が効力を生ずる年の翌年の末までの間、機構の運営経費は、国際連合の予算から支弁する。その後は、条約の第百七十二条(i)及び第百七十三条の規定並びにこの協定に従い、機構がその運営経費に充てるための十分な資金を他の財源から得るようになるまでの間、機構の運営経費は、暫定的な構成国を含む機構の構成国の分担金をもって支弁する。機構は、その運営予算に充てるための借入れを行つてはならない。

15 機構は、条約第百六十二条(2)(i)の規定に従い、第二節及び第五節から第八節までに定める原則に基づく規則及び手続並びに探査又は開発のための業務計画の承認を促進するための追加的な規則及び手続を、次の(a)から(c)までの規定に従つて作成し、採択する。

(a) 理事会がこれらの規則及び手続の全部若しくは一部が深海底における活動の実施のために必要であると認める場合若しくは商業的開発が目前であると決定する場合又は自國の国民が開発のための業務計画の承認のための申請を行う意図を有する国の要請がある場合に、理事会は、当該規則及び手続の作成を行ふことができる。

(b) (i) 分担率に従つて機構の運営予算に対する分担金を支払う義務

(ii) 探査のための業務計画の承認のための申請を保証する権利。二以上の国籍を有する自然人又は法人によって構成される主体については、当該主体を構成する自然人又は法人がその国籍を有するすべての国が締約国又は機構の暫定的な構成国である場合に限り、探査のための業務計画は、承認され

8 の規定にかかるとおり、機構の暫定的な構成国として参加する意思を有する国又は主体がこの協定の寄託者にその旨を通告する

(b) (a)に定める国が要請がある場合には、理事会は、条約第百六十二条の規定に従い、当該要請があった時から二年以内に規則及び手続の採択を完了する。
(c) 理事会が所定の期間内に開発に関する規則及び手続の作成を完了しておらず、開発のための業務計画の承認のための申請が処理されない状況が続く場合には、理事会は、条約及び理事会が暫定的に採択した規則及び手続がある場合には、当該規則及び手続に基づいて又は条約に含まれる規範、この附属書に含まれる条件及び原則並びに契約者の間ににおける差別の原則に基づいて、当該業務計画を審査し、暫定的に承認する。
16 準備委員会の報告及び勧告に含まれる第十一部の規定に関する規則及び手続の案並びに勧告は、機構が第十一部の規定及びこの協定に従って規則及び手続を採択する際に考慮される。
17 第一部第四節の関連する規定は、この協定に従い解釈され、かつ、適用される。
1 第二節 事業体
1 機構の事務局は、事業体が当該事務局から独立して運営を開始するまでの間、事業体の任務を遂行する。機構の事務局長は、事務局による当該任務の遂行を監督するため、機構の職員のうちから事業体の暫定的な事務局長を任命する。当該任務は、次のとおりとする。
(a) 深海底における探鉱の活動に関する動向及び発展の監視及び検討、世界の金属市況、金属の価格並びにこれらに関する動向及び予測の定期的な分析を含む。
(b) 深海底における活動に関する科学的調査の実施によって得られた結果の評価。特に、深海底における活動の環境に対する影響に留意する調査に重点を置くものとする。
(c) 概要調査及び探査に関する利用可能基準の評価(これらの活動に適用される基準の評価)。
2 事業体の操業のそれぞれ異なる段階における事業体の管理についての運営方針の選択肢に関する研究
(d) 評価を含む。
3 事業体は、当初の深海底における探鉱の操業を合併事業によって行う。事業体以外の主体による開発のための業務計画が承認されたとき又は、事業体との合弁事業による操業のための申請が理事会によって受理されたときは、理事会は、事業体を機構の事務局から独立して機能させることについての問題を取り上げる。事業体との合弁事業による操業が健全な商業上の原則に基づいている場合には、理事会は、条約第七十条の規定に基づき、独立して機能することを指示する。
4 事業体の一の探鉱を行う場所に関し資金を供与するとの条約附属書IV第十三条に規定する締約国の義務は、適用されないものとする。締約国は、事業体のいずれの探鉱を行う場所における操業又は合弁事業の取決めに基づく操業に対するものとされる。事業体に適用される義務は、事業体についても資金を供与するいかなる義務を負うものではない。
5 機構に対しても資金を供与するいかなる義務を負うものではない。
6 条約の第七十条、附屬書IV及び事業体に関連するその他の規定は、この節の規定に従い解釈され、かつ、適用される。
7 第三節 意思決定
1 機構の一般的な政策は、総会が理事会と協力して定める。
2 原則として、機構の機関の意思決定は、コンセンサス方式によつて行うべきである。
3 コンセンサス方式によつて決定を行うためのあらゆる努力が払われた場合には、手続問題についての総会における投票による決定は出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で行い、実質問題についての決定は、条約第百五十九条の規定に従い、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行う。
4 総会は、理事会が権限を有するあらゆる事項又は運営、予算若しくは財政に関するあらゆる事項について決定を行う場合には、理事会の勧告に基づいて行う。総会は、いづれかの事項に当該事項を更に審議させるために理事会に差し戻す。理事会は、総会によって表明された意見に照らして当該事項について再検討を行つ。
5 コンセンサス方式によつて決定を行うためのあらゆる努力が払われた場合には、手続問題についての理事会における投票による決定は出席しかつ投票する理事国による過半数による議決で行
6 理事会は、問題についてコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われていないことが明らかな場合には、交渉の継続を促進するため、決定を延期することができる。
7 総会又は理事会による決定で財政上又は予算上の影響を伴うものは、財政委員会の勧告に基づいて行われるものとする。
8 条約第六十一条の(b)及び(c)の規定は、適用しない。
9 (a) 15の(a)から(c)までの規定に基づいて選出された国各集団は、理事会における投票のため、各自の区分として扱われる。15の(d)及び(e)の規定に基づいて選出された開発途上国は、理事会における投票のための区分として扱われる。
10 (b) 理事会の選出に先立ち、総会は、15の(a)から(d)までに定める国各集団の構成国となるための基準を満たす国を表を作成する。ある国が二以上の集団の構成国となるための基準を満たす場合には、当該国は、理事国の中から一つの集団によってのみ推薦されることが可能であるものとし、理事会における投票においては、当該の集団のみを代表する。
11 (a) 15の(a)から(d)までに定める国各集団は、それ、当該集団が指名した理事国によって理事会において代表される。各集団は、当該集団が占める理事会の議席の数と同数の候補者を指名する。
12 (b) 15の(a)から(d)までに定める各集団における潜在的な候補者の数が各集団に割り当てられた理

官報(号外)

事会の議席の数を超える場合には、原則として、論番の原則を適用するものとし、各集団の構成国は、当該集団においてこの原則をどのように適用するかを決定する。

11 (a) 理事会は、出席しかつ投票する理事国の三分の一以上の多數(理事会の各区分の理事国のうち出席しかつ投票するものの過半数を含むことを条件とする。)により業務計画を承認することを決定しない限り、業務計画の承認のための法律・技術委員会の勧告を承認する。理事会が所定の期間内に業務計画の承認のための勧告についての決定を行わない場合には、当該勧告は、当該所定の期間の満了時に理事会によって承認されたものとみなす。所定の期間は、理事会が一層長い期間を定めない限り、原則として六十日とする。理事会は、当該委員会が業務計画の不承認を勧告する場合又はいかなる勧告も行わない場合においても、実質問題についての意見決定のための理事会の手続規則に従い、当該業務計画を承認することができる。

12 (b) 条約第一百六十二条の規定は、適用しない。

13 法律・技術委員会における投票による議合には、当該紛争は、条約に定める紛争解決手続で行う。

14 第一部第四節のB及びCの規定は、この節の規定に従い解釈され、かつ、適用される。

15 理事会は、総会が選出する機関の三十六の構成国で構成される。その選出については、次の順序によって行う。

(a) 統計が入手可能な最近の五年間に、深海底から採取される種類の鉱物から生産された產品について、世界全体の消費額の一パーセントを超える額を消費した締約国又は世界全体

の輸入額の一パーセントを超える額を輸入した締約国の中から四の理事国。ただし、東欧地域の国の中から国内総生産との関連で最大の経済の規模を有する一の国及び条約が効力を生ずる日において国内総生産との関連で最大の経済の規模を有する一の国がこの(a)に定める集団を代表することを希望する場合に、この四の理事国には、これらの国を含めることを条件とする。

(b) 直接に又はその国民を通じて、深海底における活動の準備及び実施に最大の投資を行っている八の締約国の中から四の理事国。

(c) その管轄の下にある地域における生産を基礎として、深海底から採取される種類の鉱物の主要な純輸出国である締約国の中から四の理事国。ただし、少なくとも二の理事国は、自國による当該鉱物の輸出がその経済に重要な関係を有している開発途上国から選出する。

(d) 開発途上国である締約国の中から特別の利益を代表する六の理事国。代表される当該特別の利益には、人口の多い国、内陸国又は地理的不利国、島嶼国、深海底から採取される種類の鉱物の主要な輸入国、当該鉱物の潜在的な生産国及び後発開発途上国の中から選出する。

(e) 理事会全体の議席の平衡な地理的配分を確保するという原則に従って選出される十八の理事国。ただし、各地理的地域からこの(e)の規定により少なくとも一の理事国を選出する。

16 (a) 条約第一百六十二条の規定は、適用しない。

(b) 第一部の規定の適用上、技術の移転は、条約第一百四十四条の規定のほか、次の原則によつて規律される。

(a) 事業体及び深海底における採鉱の技術の入手を希望する開発途上国は、公開の市場における公正かつ妥当な商業的条件で又は合弁事業の取決めを通じて当該技術を入手する。

(b) 事業体又は開発途上国が深海底における採鉱の技術を入手することができない場合には、機構は、事業体若しくはその合弁事業又は深海底における採鉱の技術を入手することを求める一若しくは二以上の開発途上国が、知識的所有権の有効な保護と両立する公正かつ妥当な商業的条件で当該技術を入手することを促進するため、契約者の全部又は一部の者及びこれらの者の一又は二以上の保証国に対し協力を要請することができる。締約国は、この目的のために機構と十分かつ効果的に協力すること及び自國が保証する契約者が機構と十分に協力することを確保することを約束する。

(c) 原則として、締約国は、深海底における活動に関して、関係国において協力することにより、又は海洋科学及び海洋技術並びに海洋環境の保護及び保全についての訓練、技術援助並びに科学に関する協力についての計画を作成することにより、技術及び科学に関する

百四十四条の規定にかかわらず、総会は、理事会の勧告に基づき、条約第百五十五条1に規定する事項の再検討をいつでも行うことができる。この協定及び第十一部の規定に関する改正について定める手続に従う。ただし、条約第百五十五条2の規定は、深海底における活動に付する協定及び第六節 生産政策の規定は、次の原則に基づくものとする。

(a) 深海底の資源の開発は、健全な商業上の原則に従つて行われる。

(b) 關税及び貿易に関する一般協定、その関連する協定及びこれらを承継し又はこれらに代わる協定の規定は、深海底における活動について適用する。

(c) 特に、深海底における活動に対する補助金は、(b)に定める協定に基づき認められる場合を除くほか、交付してはならない。この原則の適用上、補助金とは、当該協定において定義されているものと同一のものをいう。

(d) 深海底から採取された鉱物と他の供給源から採取された鉱物との間に差別を設けてはならない。深海底から採取された鉱物又は当該鉱物から生産された商品で輸入されたものに關し、市場へのアクセスについて特に、次に規定するものを含む優遇措置をとつてはならない。

(e) 關税又は關税以外の障害の使用によるものと規定するものを含む優遇措置をとつてはならない。

(f) 締約国により、当該締約国の国営企業若しくは当該締約国の中から生産された鉱物又は当該締約国若しくは当該締約国の国民によって支配される自然人若しくは法人から生産された产品に対して与えられるも

(g) 各鉱区について機構が承認する開発のための業務計画は、当該業務計画に基づいて毎年生産される鉱物の最大生産量の見積りを含む予想される生産計画を明示するものとす

官報 (号外)

(f) (b)に定める協定に関する紛争の解決については、次の(i)及び(ii)の規定を適用する。

(i) 関係締約国が当該協定の当事国である場合には、当該協定の紛争解決手続を利用するものとする。

(ii) 関係締約国のうち一又は二以上の国が当該協定の当事国でない場合には、条約に定める紛争解決手続を利用するものとする。

(g) (b)に定める協定に基づき、ある締約国が禁止されている補助金又は他の締約国の利益に悪影響をもたらす補助金を交付したとの決定が行われ、かつ、関係締約国により適当な措置がとられない場合には、締約国は、理事会に対し適当な措置をとることを要請することができる。

2 1に定める原則は、1(b)に定める協定、自由貿易に関する協定又は関税同盟に関する協定の当事国である締約国においては、これらの協定に基づく権利及び義務に対し影響を及ぼすものではない。

3 約約者が1(b)に定める協定に基づいて認められる補助金以外の補助金の交付を受けた場合は、当該約約者は、深海底における活動を行うための業務計画を構成する契約の基本的な条件に違反したものとされる。

4 いづれの締約国も、1の(b)から(d)まで又は3に定める義務に対する違反があったと信するに足りる理由がある場合には、1の(f)又は(g)の規定に即して紛争解決手続を開始することができ

5 締約国は、1の(b)から(d)までに定める義務と両立しないと認める活動については、いつでも理事会の注意を喚起することができる。

6 機構は、この節の規定の実施を確保する規則及び手続(業務計画の承認を規定する規則及び手続)を作成する。

7 条約の第百五十二条の1から7まで及び9、

第一百六十二条(4)、第一百六十五条(2)(d)並びに附属書IIIの第六条5及び第七条の規定は、適用しない。

第七節 経済援助

1 深海底における活動によって影響を受けた鉱物の価格の下落又は当該鉱物の輸出量の減少によりその輸出所得又は経済が深刻な悪影響を受ける開発途上国を、当該下落又は減少が深海底における活動によって生じた限度において援助するための機構の政策は、次の原則に基づくものとする。

(a) 機構は、その資金のうち運営経費に充てるために必要な額を超える部分をもって経済援助基金を設置する。この目的のために用いる額は、財政委員会の勧告に基づいて、理事会により随時決定される。経済援助基金の設置のためには、事業体を含む約約者から受けた支払及び任意の拠出からの資金のみを用い

(b) 深海底からの鉱物の生産によりその経済が深刻な影響を受けたと決定された陸上生産国である開発途上国は、機構の経済援助基金から援助を受ける。

(c) 機構は、影響を受けた陸上生産国である開発途上国に対しても経済援助基金から援助を提供するに当たり、適当な場合には、そのような援助の計画を実施するための制度的基盤及び専門的知識を有する既存の世界的又は地域的な開発機関と協力する。

(d) 援助の規模及び期間は、事案ごとに決定される。その決定を行うに当たっては、影響を受けた陸上生産国である開発途上国が直面している問題の性質及び大きさに妥当な考慮を払う。

2 条約第百五十二条の規定は、1に規定する経済援助の措置によって実施される。条約の第二百六十一条(1)、第一百六十二条(4)、第一百六十四条(2)(d)、第一百七十二条(1)及び第一百七十三条(2)(c)

の規定については、1の規定に従って解釈する。

第八節 契約の財政的条件

1 契約の財政的条件に関する規則及び手続の作成については、次の原則に基づいて行う。

(a) 機構に対する支払に関する制度は、約約者及び機構の双方にとって公正であるものとし、また、約約者によって当該制度が遵守されているか否かを決定するための適切な手段を提供するものとする。

(b) 支払に関する制度の下における支払の率に付けては、深海底において採鉱を行う者に対し、人為的な競争上の優位を与える又は競争上の不利益を課すことのないように、同一又は類似の鉱物に係る陸上における採鉱についての一般的な支払の率の範囲内のものとしなければならない。

(c) 支払に関する制度は、複雑なものであるべきではなく、かつ、機構又は約約者に対して多額の事務費を課するものとすべきではない。ロイヤルティによる支払の制度又はロイヤルティによる支払と利潤の配分による支払との組合せによる支払の制度の採用について検討すべきである。選択式による支払の制度の採用が決定される場合には、約約者は、自己の契約に適用される支払の制度を選択する権利を有する。選択した支払の制度がその後に変更されるときは、その変更は、機構と約約者との間の合意によって行われるものとする。

第九節 財政委員会

1 財政委員会を設置する。財政委員会は、財政事項について適当な資格を有する十五人の委員で構成される。締約国は、最高水準の能力及び誠実性を有する候補者を指名する。

2 財政委員会の委員については、そのうちのいずれの二人も、同一の締約国の国民であつてはならない。

3 財政委員会の委員は、総会が選出するものとし、その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び特別の利益が代表されることの必要性に妥当な考慮が払われるものとする。第三節15の(a)から(d)までに定める国(集団)は、それぞれ、少なくとも一人の委員によって財政委員会において代表される。機構が運営経費に充てるために十分な資金を分担金以外の財源から得るようになるまでの間、委員には、機構の運営予算に最も多い分担金の額を支払っている五の国の代表を含めるものとし、引き続いて行う各集団から一人の委員の選出については、各集団の構成国による指名に基づいて行う。この場合において、各集団から当該一人の委員に加えて委員を選出することは妨げられない。

は、契約者が選択した時にのみ既存の契約に適用することができる。契約者がその選択をした場合において、その後当該選択を変更しようとするときは、その変更についても、機構と契約者との間の合意によって行う。

(f) この1に定める原則に基づく規則の解釈又は適用に関する紛争は、条約に定める紛争解決手続に従うものとする。

2 条約附屬書III第十三条の3から10までの規定は、適用しない。

4 財政委員会の委員は、五年の任期を有する。委員は、一の任期について再選されることができる。

5 財政委員会の委員の任期満了前に、委員の死亡、心身の故障又は辞任があった場合には、総会は、当該委員と同一の地理的地域又は国の集団から、その残任期間について委員を任命する。

6 財政委員会の委員は、財政委員会が勧告を行う責任を有する事項に関するいかなる活動についても、金銭上の利害関係を有してはならない。委員は、機構における職務上知り得た秘密の情報をその職を退いた後も開示してはならない。

7 次の事項に関する総会又は理事会の決定については、財政委員会の勧告を考慮して行う。

(a) 機構の機関の財政上の規則及び手続の案並びに機構の財政管理及び機構の内部の財政運営

(b) 条約第二百六十条2(e)の規定による機構の運営に対する構成国の分担金の額の決定

(c) すべての関連する財政事項(条約第二百七十一条の規定に従って機構の事務局長が作成する年次予算案及び事務局の活動計画の実施の財政的な側面を含む。)

(d) 運営予算

(e) この協定及び第十一部の規定の実施によって生ずる締約国の財政上の義務並びに機構の資金からの支出を伴う提案及び勧告が運営及び予算に及ぼす影響

(f) 深海底における活動から得られる金銭的利益その他の経済的利益の平衡な配分に関する規則及び手続並びに当該平衡な配分に関する決定

8 財政委員会における手続問題についての決定は、出席かつ投票する委員の過半数による議決で行う。実質問題についての決定は、コンセンサス方式によつて行う。

9 財政事項を取り扱う補助機関を設置するための条約第二百六十条2(f)の規定は、この節の規定に基づいて財政委員会を設置することによって実施されたものとみなす。

について疑問が提起され、多くの先進国が条約の締結に消極的な姿勢をとることになった。これを受けて、条約が効果的に機能すること及び国際社会において海洋秩序が安定することを確保するためには、条約の効力発生前に条約第十一部の規定を改善して先進諸国を含めた国際社会の大多数の国による条約への参加が可能となることが不可欠であるとの認識が広まり、平成二年から国際連合事務総長の主催により非公式協議が開催され、条約第十一部の規定を見直すための交渉が行われた。その結果、千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定(以下「協定」という。)案が作成され、協定は、平成六年七月二十八日に国際連合第四十八回国際連合総会において採択された。我が国は、翌二十九日に開催された署名式典において批准を条件として協定に署名し、同年十一月十一日に国際連合事務総長に対し協定の暫定的適用の通告を行つた。

本条約及び協定は、領海、接続水域、排他的經濟水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律し、海洋の法的秩序の確立を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 条約

(一) 領海

(1) いづれの国も、基線から測定して十二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有し、その国の主権は、領海、領海の上空、領海の海底及びその下に及ぶこと。

(2) すべての国の船舶は、領海において無害通航権を有し、通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。

(3) 沿岸国は、原則として、領海における外國船舶の無害通航を妨害してはならないこと。

のこと。

(4) 軍艦が通航に係る沿岸国の法令を遵守せず、かつ、沿岸国による当該法令の遵守の要請を無視した場合には、当該沿岸国は、その軍艦に対し領海から直ちに退出することを要求することができる。

(二) 接続水域

沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から二十四海里を超えない範囲で設定する接続水域において、自国の領域内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止し又は処罰するため必要な規制を行うことができる。

(三) 國際航行

(1) すべての船舶及び航空機は、公海又は排他的經濟水域の一部分と公海又は排他的經濟水域の他の部分との間にある國際航行に使用されている海峡において、通過通航権を有すること。

(2) 通過通航とは、國際航行に使用されている海峡において、航行及び上空飛行の自由が継続的かつ迅速な通過のためのみに行はれる。海峡沿岸国は、通過通航を妨害してはならないこと。

(四) 群島国

(1) 群島国とは、全体が一又は二以上の群島から成る国をいい、群島国は、群島の最も外側にある島及び低潮時に水面上にある礁の最も外側の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことができ、その主権は、群島水域、群島水域の上空、群島水域の海底及びその下並びにそれらの資源に及ぶこと。

(2) すべての国の船舶は、群島水域において無害通航権を有すること。

(3) 群島国は、自國の群島水域、これに接続する領海及びそれらの上空における外國の船舶及び航空機の繼續的かつ迅速な通航に適した航路帯及びその上空における航空路を指定することができるものとし、すべての船舶及び航空機は、指定された航路帯及び航空路において、群島航路帯通航権を有すること。

(4) 排他的經濟水域

(1) 排他的經濟水域は、領海の幅を測定するための基線から一百海里を超えて拡張するための基線から一百海里を超えて拡張してはならないこと。

(2) 沿岸国は、排他的經濟水域において、海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等を有すること。

(3) すべての国は、排他的經濟水域において、航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由等を享有すること。

(4) 沿岸国は、自國の排他的經濟水域における生物資源の漁獲可能量及び自國の漁獲能力を決定し、自國が漁獲可能量のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、一定の条件下に、漁獲可能量の余剰分の他の国による漁獲を認めること。

(5) 相対国又は隣接国の間における排他的經濟水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際法に基づいて合意に成ること。

(六)

(1) 大陸棚

(2) 沿岸国の大陸棚とは、領海を超える海面下の区域の海底及びその下であつてその領土の自然の延長をたどつて大陸棚邊

(3) 沿岸国の大陸棚の外側の限界線は、領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超えては二千五百メートル等深線から一百海里を超えてはならないこと。

(4) 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開發するため、大陸棚に対して主権的権利行使すること。

(5) 沿岸国は、大陸棚に対する沿岸国の大陸棚に対する沿岸国の大陸棚は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではないこと。

(6) 沿岸国は、大陸棚の外側の限界線から一百海里を超えてはならないこと。

(7) すべての国は、自国民が公海において一定の条件の下に漁獲を行う権利を有するとともに、公海における生物資源の保存等について相互に協力すること。

(七)

(1) 公海

(2) 公海とは、いづれの国の排他的經濟水域、領海若しくは内水又はいづれの群島国群島水域にも含まれない海洋のすべてをいうこと。

(3) 公海は、すべての国に開放され、平和的目的のために利用されるものとし、公海の自由には、航行の自由、上空飛行の自由、漁獲を行う自由等が含まれること。

(4) いづれの国も公海に対する国籍の許可、船舶の登録及び自國の旗を掲げる権利に関する条件を定めるとともに、船舶は、公海において原則として旗国の排他的管轄権に服すること。

(八)

(1) 島の制度

(2) 島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面にあるものをいうこと。

(3) 島の領海、接続水域、排他的經濟水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従つて決定される。

(4) 人間の居住又は独自の經濟的生活を維持することができない岩は、排他的經濟水域又は大陸棚を有しないこと。

(5) 開鎖海又は半開鎖海は、海であつて、二以上の国によって開まられ、狭い出口によって他の海若しくは外洋につながっているか又はその全部若しくは大部分が二以上の沿岸国の領海若しくは排他的經濟水域から成るものということ。

(6) 同一の開鎖海等に面している国は、この条約に基づく自國の権利行使し及び義務を履行するに当たって相互に協力し、直接に又は適当な地域的機関を通じて、海洋生物資源の管理、保存、探査及び開発の調整等に努めること。

(7) 内陸国は、この条約に定める権利の行使のために海への出入りの権利を有し、通過のための輸送手段による通航の権利を有する。内陸国は、この条約の領域においてすべての輸送手段による通航の権利を有すること。

(8) 深海底

(1) 深海底とは、國の管轄権の及ぶ区域のための外の海底及びその下をいい、深海底及びその資源は、人類の共同の財産であること。

(2) いづれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いづれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならないこと。

(3) 深海底における活動は、世界經濟の健全な發展及び國際貿易の均衡のとれた成長を助長し、かつ、すべての国、特に開発途上国の大規模的な發展のための國際協力を促進するよう、深海底の資源の開發等を確保することを目的として行うこと。

(4) 深海底における活動を組織し及び管理する機関として國際海底機構(以下「機構」という)を設立し、深海底における

活動を直接に行い、かつ、深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売を行う機関として事業体を設置すること。

(5) 深海底における活動は、事業体及び機関と提携することを条件として、締約国、国営企業、締約国により保証されている自然人若しくは法人等により行われること。

(1) 海洋環境の保護及び保全

いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有し、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適切なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとること。

(2) 沿岸国は、自國の排他的経済水域について、船舶からの汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令であって、一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準に適合し、かつ、これらを実施するための法令を制定することができるこ

(1) 海洋の科学的調査

すべての国及び権限のある国際機関は、平和的目的のために海洋の科学的調査を実施する権利を有し、その実施等を促進する義務を負うこと。

(2) 領海における海洋の科学的調査は、沿岸国の明示の同意が得られ、かつ、沿岸国が定める条件に基づく場合に限り、実施すること。

(3) 排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査は、沿岸国は、一定の場合を除き、実施に同意を示すこと。

四 海洋技術の発展及び移転

いずれの国も、海洋科学及び海洋技術を発展させ及び移転することを促進するため、自國の能力に応じて協力し、協力の促進に当たり、すべての正当な利益に妥当な考慮を払うこと。

(1) 紛争の解決

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を平和的手段によって解決すること。

(2) 平和的手段により解決が得られなかつた紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、国際海洋法裁判所等管轄権を有する裁判所に付託されること。

(3) 管轄権を有する裁判所が行う裁判は、最終的なものとし、紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有すること。

(4) 留保及び除外

この条約については、明示的に認められており、場合を除くほか、留保を付することも、除外を設けることもできないこと。

(5)

事業体は、事業体のいずれの採鉱を行う

場所における操業又は合弁事業の取決めに

基づく操業に対しても資金を供与するいかなる義務も負うものではないこと。

(6) 事業体及び深海底における採鉱の技術の入手を希望する開発途上国は、公開の市場における公正かつ妥当な商業的条件で又は合弁事業の取決めを通じて当該技術を入手するが、採鉱の技術を入手することができない場合には、機関は、事業体若しくは開発途上国が知的所有権の有効な保護と両立が可能であることを促進するため、契約者及びその保証国に対し協力を要請することができる。

(7) 関税及び貿易に関する一般協定及びその関連協定等は、深海底における活動について適用すること。

(8) 深海底における活動に対する補助金は、

2 協定

(1) この協定及び深海底に関する条約第十一部の規定は、單一の文書として一括して解釈、適用され、この協定と第十一部の規定とが抵触する場合には、この協定が優先する。

(2) 機構は、この条約が効力を生じてから開発のための最初の業務計画が承認されるまでの間、探査のための業務計画の承認のための申請の処理等の任務に専念すること。

(3) 機構の事務局は、事業体が当該事務局から独立して運営を開始するまでの間、深海底における採鉱の活動に関する動向及び発展の監視及び検討等の事業体の任務を遂行すること。

(4) 事業体は、当初の深海底における採鉱の操業を合弁事業によって行うこと。

(5) 締約国は、事業体のいずれの採鉱を行う場所における操業又は合弁事業の取決めに

二 本件の議決理由

本条約及び協定を締結することは、我が国が世界の主要な海洋国家であることから、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与するとともに、我が国の海洋に係る活動を一層円滑にすることになるという見地から極めて有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費について、機関の予算に係る分担金を支払い、また、国際海洋法裁判所の費用を負担することになる。

右報告する。

平成八年五月二十四日
衆議院議長 土井たか子殿

原則として交付してはならないこと。
深海底から採取された鉱物との間に差別を設けてはならないこと。

本条約は、平成六年十一月十六日に効力を生じおり、我が国については批准書を国際連合事務総長に寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。また、本協定は、四十の国が自國が拘束されることについての同意を確定した日の後三十日日の日に効力を生ずることになっているが、第二次国際連合海洋法条約を含む七以上の国が当該四十の国に含まれていることが条件となっている。

よって政府は、本条約及び本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

よって政府は、本条約及び本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

世界の主要な海洋国家であることから、海洋に関する安定的な法的秩序の確立に寄与するとともに、我が国の海洋に係る活動を一層円滑にすることになるという見地から極めて有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

四

深海底から採取された鉱物との間に差別を設けてはならないこと。

官報 (号外)

領海法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年三月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

領海法の一部を改正する法律

領海法(昭和五十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

領海及び接続水域に関する法律

第二条第一項中「低潮線」の下に、「直線基線」を加え、同条第二項中「前項本文」を「前項に定めるもののはか、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の直線基線は、海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という。)第七条に定めるところに従い、政令で定める。

(内水又は領海からの追跡に関する我が国の法令の適用)

第三条 我が国の内水又は領海から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令(罰則を含む。第五条において同じ。)を適用する。

(接続水域)
第四条 我が国が国連海洋法条約第三十三条第一に定めるところにより我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域を設ける。

2 前項の接続水域(以下単に「接続水域」という。)は、基線からその外側二十四海里の線(その線が基線から測定して中間線(第一条第一項に規定する中間線をいう。以下同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線(我が国と外国との間で合意した中間線

に代わる線があるときは、その線)とする。)までの海域(領海を除く。)とする。

法条約第三十二条に定める措置を執ることが題名を次のように改める。

(接続水域における我が国の法令の適用)

第五条 前条第一項に規定する措置に係る接続水域における我が国の公務員の職務の執行(当該職務の執行に際して接続水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用する。

(接続水域における我が国の法令の適用)

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(接続水域における我が国の法令の適用)

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名
法律の題名を領海及び接続水域に関する法律に改めることとする。

2 直線基線
領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えることとし、直線基線は政令で定めることとする。

3 内水又は領海からの追跡に関する我が国の法令の適用
我が国の内水又は領海から行われる追跡に係る我が国の公務員の職務の執行(当該職務の執行に際して接続水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡による追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。

4 接続水域
(一) 我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けることとする。

5 領海法
本案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるとところにより、領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えることとする等のための措置と接続水域を設けることとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として接続水域を設けることとする。

6 施行期日
この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

7 議案の可決理由
本案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるとところにより、領海の幅を測定するための基線として直線基線を加えるとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為のための措置と接続水域を設けることとともに、接続水域を設けることとして妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

8 附則
この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

9 海上保安庁法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

海上保安庁法の一部を改正する法律
平成八年三月二十六日

平成八年三月二十六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

これを妨げる行為については、我が国の法令を適用することとする。

この法律は、海上保安庁法に関する国際連合条約に定めるとところにより、基線からその外側二十四海里の線までの海域(領海を除く。)とする。

接続水域における我が国の法令の適用

本案は、海上保安庁法に関する国際連合条約に定めるとところにより、基線からその外側二十四海里の線までの海域(領海を除く。)とする。

第五十七条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十八条から第五十八条の三までの規定中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十九条中「罰金刑」を「刑」に改める。

本則に次の二条及び一章を加える。

(第一審の裁判権の特例)

第六十四条 第五十五条から第五十六条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十五条 司法警察官である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 この法律の規定に違反した罪に当たる事件であつて外国船舶(政令で定めるものを除く。)に係るもの(以下「事件」という。)に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

第一項の政令で定めるところにより主務大臣前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 押収金又はその提供を保証する書面が次条

2 前項の規定により告知されたときは、運滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

三 次項の規定により条件を付する場合は、その条件

3 取締官は、第一項各号に掲げる場合において、当該船舶の航行を継続することが海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の修理その他の必要な措置がとらわれることを違反者の釈放又は押収物の返還の条件とすることができる。

4 第二項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

5 第六十六条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、運滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

6 第六十七条 主務大臣は、前条第三項の規定により条件が付された場合において、同項に規定する必要な措置がとられたと認めるときは、運滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

7 第六十八条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

8 第六十九条 第六十五条から第六十七までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

第一條 この法律は、海洋法に関する国際連合条約の規範に依り、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した船舶について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができる。この法律案を提出する理由である。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、海洋法に関する国際連合条約の規範に依り、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した船舶について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができる。この法律案を提出する理由である。

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した船舶について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることとする。

(一) 外国船舶に係る違反事件に関して乗組員の逮捕等が行われた場合には、取締官は、船長及び違反者に対し、担保金等が主務大臣に対して提供されなければならないことを告知しなければならないこととする。

(二) 担保金等が主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、その旨を取締官又は検察官に通知するものとし、取締官又は検

察官は、通知を受けたときは、違反者の釈放等に關する必要な措置を講じなければならないことをとする。

(三) 担保金は、刑事案件において違反者が求められた期日及び場所に出頭しなかつたときは、主務大臣は、通知を受けたときは、違反者の釈放等に關する必要な措置を講じなければならないことをとする。

(四) 担保金は、刑事案件において違反者が求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたもの

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約の規範に依り、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反した船舶について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることとする。

第二条 改正後の第四十二条の四十三第二項及び第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同条第一項及び第二項に規定する

(経過措置) 第二条 改正後の第四十二条の四十三第二項及び第三項の規定は、平成十二年の四月一日に始まる事業年度に係る同条第一項及び第二項に規定する

理由

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、海

國の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的經濟水域及び大陸棚における我が国の法令の適用について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案 (内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、排他的經濟水域を設定するとともに、我が國の大陸棚の範囲を明確化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 我が國が海洋法に関する国際連合条約に規定する天然資源の探査、開発等、海洋環境の保護及び保全等に関する沿岸国としての主権的権利等行使する水域として、排他的經濟水域を設けるとともに、その範囲を定めることとする。
- 我が國が海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより天然資源の探査、開発等にかかる沿岸国としての主権的権利等行使することとする。
- 排他的經濟水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発等、人口島、施設及び構築物の設置等、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等について、我が國の法令を適用することとする。
- この法律は、海洋法に関する国際連合条約に定めるところとするとする。

議案の可決理由

- 本邦は、海洋法に関する国際連合条約を締結することに伴う国内法整備の一環として妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- 日本国籍を有しない者。ただし、適法に右報告する。

平成八年五月二十四日

農林水産委員長 松前 仰
衆議院議長 土井たか子殿

右 国会に提出する。

平成八年三月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案

衆議院議長 土井たか子殿

内閣総理大臣 橋本龍太郎

（排他的經濟水域における外国人の漁業等に関する法令の適用等）

二 外国、外国の公共團體若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体

（排他的經濟水域における外国人の漁業等に関する法令の適用等）

るものを除く。

三 外国人が我が國の排他的經濟水域（以下単に「排他的經濟水域」という。）において行う漁業、水產動植物の採捕（漁業に該當するものを除き、漁業等付隨行為を含む。以下同じ。）及び探査（以下この条において「排他的經濟水域における外国人の漁業等」という。）に関しては、この法律の定めるところによる。

（漁業等の許可）

第三条 外国人は、排他的經濟水域（禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。）においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水產動植物の採捕に係る船舶と共に、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水產動植物の採捕を行ってはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

二 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受け行われるものであるとき。

一 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

二 その水產動植物の採捕が第八条の承認を受け行われるものであるとき。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受け行われるものであるとき。

一 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

二 その水產動植物の採捕が第八条の承認を受け行われるものであるとき。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受け行われるものであるとき。

（漁業等の禁止）

第四条 外国人は、排他的經濟水域のうち次に掲げる海域（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、漁業又は水產動植物の採捕を行ってはならない。ただし、その水產動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海及び接続水域に関する法律昭和五十二年法律第三十号）附則第二項に規定する特定海域である海域（我が國の基線（同法第二条第一項に規定する基線）をいう。以下この号において同じ。）から、いずれの点をとつても我が國の基線上の最も近い点からの距離が十二海里である線までの海域に限る。）

二 この法律において「外国人」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に我が国に在留する者で農林水産大臣の指定す

る。においては、政令で定める場合を除き、漁獲物又はその製品を転載し、又は積み込んではならない。

第五条 外国人は、排他的經濟水域（禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。）においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水產動植物の採捕に係る船舶と共に、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水產動植物の採捕を行ってはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

二 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受け行われるものであるとき。

一 その水產動植物の採捕が前条第一項ただし当するときは、この限りでない。

二 その水產動植物の採捕が第八条の承認を受け行われるものであるとき。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受け行われるものであるとき。

（漁業等の許可）

第六条 農林水産大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水產動植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。（許可の基準等）

第七条 農林水産大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水產動植物の採捕が、国際約束その他の措置により的確に実施されること、外国人が排他的經濟水域において行う漁業又は水產動植物の採捕につき農林水産省令で定める区分ごとに農林水産大臣の定める漁獲量の限度を超えないことその他の政令で定める基準に適合すると認められるときでなければ、当該申請に係る許可をし

官報(号外)

2 前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、排他的経游水域における科学的根拠を有する海洋生物資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎とし、排他的経游水域における外国人による漁業の状況、外周辺水域における我が國漁業の状況等を総合的に考慮して行わなければならない。

3 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第二号)第二条第二項に規定する漁獲可能量を定める同条第三項に規定する特定海洋生物資源について第一項の規定による漁獲量の限度の決定を行なう場合には、前項に定めるところによるほか、当該漁獲可能量を基礎としなければならない。

(入漁料)

第七条 外国人は、第五条第一項の規定により許可証の交付を受けるときに、政令で定める額の入漁料を国に納付しなければならない。

2 特別の事由がある場合には、政令で定めることにより、前項の入漁料を減額し、又は免除することができる。

3 前一項に定めるもののほか、入漁料に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験研究等のための水産動植物の採捕の承認)

第八条 外国人は、排他的経游水域において、試験研究その他の農林水産省令で定める目的のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣が定める軽易なものであるとき、又はその漁業等付隨行為が次条の承認を受けて行われるものであるときは、この限りでない。

(外国人以外の者が行う漁業に係る漁業等付隨行為等の承認)

第九条 外国人は、排他的経游水域において、外周辺水域における外国人による漁業の状況、外周辺水域における我が國漁業の状況等を総合的に考慮して行わなければならない。

第十一条 外国人は、排他的経游水域において、探査を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、探査に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(探査の承認)

第十二条 外国人は、排他的経游水域において、探査を行おうとするときは、農林水産省令で定めることにより、探査に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(手数料等)

第十三条 第五条第一項の承認の申請をする外国人は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前二条の承認について、第七条第二項の規定は前項の手数料について準用する。

(制限又は条件)

第十四条 第五条第一項の許可又は第八条から第十三条までの承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可等の取消し等)

第十五条 我が国は、排他的経游水域の外側の海域においても我が国の内水面において産卵する溯河性資源について、海洋法に関する国際連合条約第六十六条规定の第一義的利益及び責任を有する。

2 前項においては、政令で定める。

(行政手続法の適用除外)

第十六条 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(政令等への委任)

第十七条 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、第一十四条から二十六条までの規定の実施に必要な手続その他これららの規定の施行に必要な事項については、主務省令で、その他この法律の実施に必要な手続その他その施行に必要な事項については、農林水産省令で定める。

第十八条 次の各号の一に該当する者は、千円以下の罰金に処する。

2 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十八条、第十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

(大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用)

第十九条 第二条から前条までの規定は、大陸棚(排他的経游水域及び大陸棚に関する法律第二条に規定する区域をいう。)であつて排他的経游水域において、外周辺水域における外国人による漁業の状況、外周辺水域における我が國漁業の状況等を総合的に考慮して行わなければならない。

2 前項においては、政令で定める。

3 水産動植物の採捕に係る漁業等付隨行為を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、漁業等付隨行為に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 前項において読み替えて準用する第四条第一項、第五条第一項及び第八条から第十条までの規定は、農林水産大臣が告示する。

3 第二十二条 第十四条第一項において準用する場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において読み替えて準用する第四条第一項、第五条第一項及び第八条から第十条までの規定は、農林水産大臣が告示する。

3 第二十二条 第十四条第一項において準用する場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第二十二条 第十四条第一項において準用する場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十二条 第十四条第一項において準用する場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(第一審の裁判権の特例)

第一二十三条 この法律の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

(担保金等の提供による釈放等)

第二十四条 この法律の規定に違反した罪その他

の政令で定める罪に当たる事件(以下「事件」といふ)に関して拿捕(船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕すること)をいう。以下同じ。

が行わされた場合には、司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」といふ)は、当該拿捕に係る船舶の船長(船長に代わってその職務を行う者を含む)及び違反者に對し、連帯なく、次に掲げる事項を告知しなければならない。ただし、事件が政令で定める外国人が行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に係るものであるときは、この限りでない。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条

第一項の政令で定めるところにより主務大臣

に対して提供されたときは、連帯なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物(以下「押収物」という)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

前項第一号の担保金の額は、事件の種別及び

態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二十五条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対しても提供されたりときは、主務大臣は、連帯なく、その旨を取り締官又は検察官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、連帯なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、連帯なく、違反者の釈放及び押収物の

返還に關し、必要な措置を講じなければならない。

二年法律第三十一号は、廃止する。
(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)

第四条 この法律による廃止前の漁業水域に関する暫定措置法(以下「旧法」という。)又はこれに基づく命令の規定によつてした許可、承認その他他の処分又は申請その他の手続は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この法律又はこれに基づく命令の相当規定によつてした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(許可証又は承認証に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により交付されている許可証又は承認証は、この法律の相当規定により交付された許可証又は承認

証とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第一審の裁判権の特例に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権の特例に関する旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

(担保金等の提供による釈放等に関する経過措置)

第八条 旧法第二十三条第一項に規定する事件に関する同條から旧法第二十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(担保金等の提供による釈放等に関する経過措置)

第九条 旧法第二十三条第一項に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措

置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四

十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「事業」の下に「(漁業等付隨行為を含む。)」を加え、同項中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項と

し、第二項の次に次の三項を加える。

3 この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付隨する探索、

集魚、漁獲物の保藏又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをい

う。

4 この法律において「採捕準備行為」とは、漁具を格納しないで直ちに水産動植物の採捕を行なうことができる状態にする行為をいう。

5 この法律において「探索」とは、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査であつて水産動植物の採捕を伴わないものをいい、「探索」とは、探索のうち漁業等付隨行為に該当しないものをいう。

第三条中「又は水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)」を、「水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付隨行為を含む。以下同じ。)」、採捕準備行為又は探査に改める。

第六条中「若しくは水産動植物の採捕」を、「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

第七条中「若しくは水産動植物の採捕」を、「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

第八条中「若しくは水産動植物の採捕」を、「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

第九条中「若しくは水産動植物の採捕」を、「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

第十条中「若しくは水産動植物の採捕」を、「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

第十一条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第七号中「(水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十一年法律第三十一号)第三条第三項に規定する漁業水域において行われるもの)」を削る。

理由

海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要

第二十六条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出席せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一日を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一日を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過した日以前の特定の日に出頭せず又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合は、返還する。

(主務大臣等)

第二十七条 前三条における主務大臣及び第十七条第一項第二項における主務省令は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国に於いて効力を生ずる日から施行する。

(附則)

第二条 第四条から第十三条まで(第十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第十四条第一項の規定については、政令で、当該規定ごとに外國人及び海域を指定して適用しないこととすることができる。ただし、政令で期限を定めたときは、その期限までの間に限る。

(適用の特例)

第三条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

(漁業水域に関する暫定措置法の廃止)

4 第一条第一項中「事業」の下に「(漁業等付隨行為を含む。)」を加え、同項中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項と

の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 排他的経済水域における漁業等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 排他的経済水域のうち、領海法において領海の幅が十二海里に満たない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁上海域以外の海域については、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業、水産動植物の採捕を行ってはならないこととする。

2 1の許可是、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従つて的確に行われることその他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととする。

3 2の漁獲量の限度は、排他的経済水域における資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁業の状況、外国周辺水域における我が国の漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととし、また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案において漁獲可能量を定める海洋生物資源についてはその数量を基礎とすること。

4 排他的経済水域において、外国人は、試験研究等の目的のための水産動植物の採捕又は探査を行おうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととする。

5 我が国は、我が国起源のさけ・ます等の潮河性資源については、排他的経済水域の外側

においても、海洋法に関する国際連合条約に定める第一義的利益及び責任を有するものとすること。

6 排他的経済水域の外側に広がる大陸棚の定着性種族について外国人が漁業等を行う場合については、排他的経済水域における漁業等の権利の行使等に同様の規制を行うこととする。

7 この法律等の違反に關し船舶の拿捕が行われた場合、拿捕した外国船舶及びその乗組員について、適当な担保金等の提供によりこれを早期に釈放するための制度を規定することとする。

8 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

9 1の許可是、政令で、外国人及び海域を指定してその規定を適用しないことができるのこととする。ただし、政令で期限を定めたときは、その期限までの間に限りとすること。

二 議案の可決理由

本案は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月二十四日

農林水産委員長 松前 仰
衆議院議長 土井たか子殿

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出)

平成八年三月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(目的)

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理の所要の措置を講ずることにより、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

第二条 第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他の操業を定める者(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に関する事項

第三条 特定海洋生物資源との漁獲可能量に関する事項

第四条 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他の操業を定める者(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に関する事項

第五条 前号に掲げる数量について、操業区域別又は操業期間別の数量を定める場合にあっては、その数量に関する事項

第六条 第三号に掲げる漁獲可能量(第四号に掲げる数量及び政令で定める者が行う海洋生物資源の採捕に係る数量を除く。)について、海面がその区域内に存する都道府県(以下単に「都道府県」という。)別に定める数量に関する事項

第七条 第四号に掲げる数量(第五号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。以下「大臣管理量」という。)に關し実施すべき施策に関する事項

第八その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

第九前項第三号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針

二 特定海洋生物資源との漁獲可能量に関する事項

三 特定海洋生物資源との漁獲可能量に関する事項

四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他の操業を定める者(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に関する事項

五 前号に掲げる数量について、操業区域別又は操業期間別の数量を定める場合にあっては、その数量に関する事項

六 第三号に掲げる漁獲可能量(第四号に掲げる数量及び政令で定める者が行う海洋生物資源の採捕に係る数量を除く。)について、海面がその区域内に存する都道府県(以下単に「都道府県」という。)別に定める数量に関する事項

七 第四号に掲げる数量(第五号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。以下「大臣管理量」という。)に關し実施すべき施策に関する事項

八その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

九前項第三号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

官報(号外)

4 農林水産大臣は、基本計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を听かなければならぬ。	5 農林水産大臣は、第二項第六号に掲げる数量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係する都道府県の知事の意見を聽くものとし、当該数量を定めたときは、遅滞なく、当該関係部分について関係する都道府県の知事に通知するものとする。
6 農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、農林水産大臣は、特定海洋生物資源との動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを公表しなければならない。	7 農林水産大臣は、特定海洋生物資源との動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを公表しなければならない。
8 農林水産大臣は、前項の検討を行うに当たっては、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならぬ。	9 第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による基本計画の変更について準用する。
10 都道府県計画	(都道府県計画)
第四条 都道府県の知事は、基本計画に即して、前条第一項第六号に掲げる数量に関し実施すべき策に関する都道府県の計画(以下「都道府県計画」という。)を定めるものとする。	2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針	1 前項第一号に掲げる数量について、海洋生物資源の種類別、海域別又は期間別の数量を定めるものとする。
二 前項第一号に掲げる数量に関する事項	2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
三 前号に掲げる数量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあっては、その数量に関する事項	3 第一項の海域及び海洋生物資源を定める場合にあっては、その数量に関する事項
四 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「特定海洋生物資源知事管理量」	4 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源の保存及び管理」
第五条 都道府県の知事は、特定海洋生物資源でない海洋生物資源のうち、都道府県の規則で定める海域(以下「指定海域」という。)において保	5 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「特定海洋生物資源の保存及び管理」
存及び管理を行つ海洋生物資源として都道府県の規則で定める海洋生物資源(以下「指定海洋生物資源」という。)について、都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	6 第二号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。
第六条 都道府県の知事は、都道府県計画(前条第一項に掲げる事項に限る。)の実施の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事に対し、農林水産大臣又は関係する都道府県の知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。	7 第二号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。
第七条 農林水産大臣は基本計画(第三条第二項第1号に掲げる事項を除く。)の達成を図るために、都道府県の知事は都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	8 第二号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。
第八条 農林水産大臣は、基本計画に適合しなかったと認められたときは、当該都道府県計画に係る都道府県の知事に対し、当該都道府県計画を変更すべき旨を通知しなければならない。	9 第二号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。)を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。
第九条 都道府県の知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県計画を変更しなければならない。	10 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項
第十条 都道府県の知事は、前項の場合を除くほか、次条第一項の指定海洋生物資源の動向、特定海洋生物資源又は同項の指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	11 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項
第十二条 都道府県の知事は、前項の検討を行うに当たっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。	12 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項
第十三条 第三項から第五項までの規定は、第七項又は第八項の規定による都道府県計画の変更について準用する。	13 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項
第十四条 都道府県の知事は、第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道府県の規則は、都道府県の知事が当該都道府県の地先水面(排他的經濟水域等に限る。第十七条第一項において同じ。)の全部又は一部の海域において都道府県漁獲限度量を決定すること等により特定の海洋生物資源の保存及び管理を行ふ必要があると認める場合に定めることができる。	14 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項
第十五条 都道府県の知事は、第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道府県の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。	15 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」を定める場合にあっては、その数量)に関する事項

官報(号外)

ときは、農林水産省令で定めるところにより、協定の目的を達成するために必要な措置を講すべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の規定による申出があった場合において、漁業調整、水産資源の保護培養その他公益のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、漁業法第三十四条第一項(同法第六十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む)若しくは第三項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の知事は、第一項に規定する申出に基づき漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び同法第二十七条第四項の規定を準用する。

4 前項の規定は、第一項に規定する申出に基づき農林水産大臣が漁業法第一百二十八条の規定により同法第三十四条第三項の規定を適用しようとする場合について準用する。

第十七条 指定漁業等を営む者であつて農林水産省令で定めるものは、排他的経済水域等において特定海洋生物資源を採捕したときは、農林水産省令で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に関する農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者であつて都道府県の規則で定めるものは、当該都道府県の地先水面において特定海洋生物資源を採捕したとき、又は当該都道府県の指定海域において当該都道府

県の指定海洋生物資源を採捕したときは、都道府県の規則で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に関する農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十八条 農林水産大臣は特定海洋生物資源の採捕を行う指定漁業等を営む者その他の関係者に對し、都道府県の知事は特定海洋生物資源又は当該都道府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係者に対し、この法律の施行に必要な限度において、採捕の状況その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員にこれら者の漁場、船舶、事業場、事務所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは漁獲物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき政令、農林水産省令又は都道府県の規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令、農林水産省令又は都道府県の規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百五十円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の命令に違反した者

二 第十一条第五項の規定に違反した者

三 第十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第一十二条 前条第一号又は第二号の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他海洋生物資源の採捕の用に供される物は、没収することができ、その全額又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する、各本条の罰金刑を科す。

四 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する、各本条の罰金刑を科す。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(適用の特例)

第二条 第七条から第二十三条までの規定については、政令で、特定海洋生物資源を指定して適用しないこととすることができる。ただし、政令で期限を定めたときは、その期限までの間に限り。

(基本計画及び都道府県計画に係る経過規定)

第三条 基本計画及び都道府県計画は、平成九年以降の漁獲可能量について定めるものとする。

理由

海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るために、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るために、漁獲量の総量に着目した資源管理に関する新たな法制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨
案(内閣提出)に関する報告書

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るために、漁獲量の総量に着目した資源管理に関する新たな法制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行つたため、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めることとする。

2 都道府県知事は、基本計画に即して、都道府県知事が管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとする。

3 都道府県知事は、基本計画において漁獲可能量を定めることとされていない海洋生物資源について、漁獲限度量、実施すべき施策等を都道府県計画において定めることができる

こととすること。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲量を漁獲可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能量等の対象となつてある海洋生物資源の採捕の停止その他の必要な命令をすることができる

こととすること。

5 漁獲可能量等の対象となつてある海洋生物資源の採捕を行ふ者は、当該資源の保存及び

管理に関する協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

こととともに、農林水産大臣又は都道府県知事は、認定した協定に参加している者他必要な措置を講ずることとすること。

6 海洋生物資源の採捕を行う者のうち一定の者は、海洋生物資源の採捕の数量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。

7 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的経済水域における海洋生物資源の保存及び管理を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月二十四日

農林水産委員長 松前 仰

衆議院議長 土井たか子殿

水産資源保護法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成八年三月二十六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

水産資源保護法の一部を改正する法律案
右
本法の一部を改正する法律
水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第一節 水産動植物の採捕制限等(第四条第一節)を「第一節 水産動植物の採捕制限等(第四条第一節)」に、「第二十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の一 水産動物の種苗の輸入防疫

(輸入の許可)

第十三条の一 増殖又は養殖の用に供する水産動物(以下この条において「水産動物の種苗」という。)であつて省令で定めるもの及びその容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物の種苗でないものを含む。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、当該水産動物の種苗の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所その他省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物の種苗が水産動物の種苗の伝染性疾病(省令で定めるものに限る。)にかかるているおそれがないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、第一項の許可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、許可を受けける者に対し輸入許可証を交付する。

第五章中第三十五条の次に次の一条を加える。(経過措置)

1 増殖又は養殖の用に供する水産動物(以下「水産動物の種苗」という。)であつて省令で定めるもの及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならぬこととする。

2 農林水産大臣は、許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が輸出国政府機関発行の検査証明書により水産動物の種苗の伝染性疾病の

ができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「又は第三十七条」を「から第三十二条まで」に改める。

第四十一条中「第三十七条」を「から第三十七条まで」に、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

七条までに改める。

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

本法について効力を生ずる日から施行する。

本法は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるための措置として妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本法は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるための措置として妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

3 この法律は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるための措置として妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

4 議案の目的及び要旨

本法は、海洋法に関する国際連合条約の実施等に伴い、水産動物の種苗の輸入防疫措置を講ずるため、特定の水産動物の種苗の輸入について輸入の許可制度を導入するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 増殖又は養殖の用に供する水産動物(以下「水産動物の種苗」という。)であつて省令で定めるもの及びその容器包装を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならぬこととする。

2 農林水産大臣は、許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が輸出国政府機関発行の検査

病原体を広げるおそれがないと認めるときは、許可をしなければならないこととする」と。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受ける。

病原体を広げるおそれないと認めるときは、許可をしなければならないこととする」と。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受ける。

病原体を広げるおそれないと認めるときは、許可をしなければならないこととする」と。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受ける。

病原体を広げるおそれないと認めるときは、許可をしなければならないこととする」と。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受ける。

病原体を広げるおそれないと認めるときは、許可をしなければならないこととする」と。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許可を受ける。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の一 第十三条の一第一項の許

官 報 (号 外)

に一大転換をもたらすものである。

しかしながら、国連海洋法条約関連法の実施に当たっては、新たな日韓・日中漁業協定の締結等外交上の課題が山積している。また、新たな海洋法秩序を維持・確立するための監視・取締り体制の整備、漁獲可能量制度の確立等国内的な課題も多い。

よって政府は、国連海洋法条約の趣旨を実現するための外交交渉に最善を尽くすとともに、適切な資源管理策を通じて漁業経営の体質強化を図り、漁業を二十一世紀にふさわしい魅力ある産業として確立するため必要な水産諸施策を積極的に展開し、もって国民生活の安定に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
種類便物證可

平成八年五月二十八日 衆議院会議録第二十九号(口)

一〇四

発行所	千一〇五
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目 東京築港区 番地四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 送 料 四二〇円 別冊)